

昭和 61 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和60年中の総出火件数は59,865件、火災による死者は1,747人となっており、それぞれ前年より3,924件、342人の減少となっている。

また、昭和60年中の救急出場件数は2,327,368件、救助活動件数は16,625件となっており、それぞれ年々増加している。

昭和60年中は、東京都目黒区の環状7号線におけるタンクローリー横転炎上事故、長野市地附山地すべり災害、日航機墜落事故など新しい都市型災害や大規模災害が発生し、本年に入ってから静岡県における2件のホテル火災、神戸市での社会福祉施設火災などの建物火災のほか、鹿児島市の梅雨前線豪雨災害、北関東から東北地方にかけての広い地域にわたる豪雨災害などの自然災害が発生している。

今年の白書は、このような状況を踏まえ、住民生活の安全確保をめざして、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及し、併せて昭和60年中の資料を中心に火災をはじめとする各種災害の実態と消防防災行政の現状について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体、財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深めることに役立ち、広く活用されることを願うものである。

昭和61年11月

消 防 庁

目 次

- 第1章 総 説 1
 - 第1節 住民生活の安全確保をめざして..... 1
 - 1 消防防災行政の現状..... 1
 - 2 今後の消防防災体制の方向..... 4
 - 第2節 最近の災害の動向.....11
 - 1 火 災.....11
 - (1) 出火件数と出火率.....11
 - (2) 死者数と死因.....11
 - (3) 損害額と焼損面積.....12
 - (4) 出 火 原 因.....12
 - 2 地震災害及び風水害等.....13
 - (1) 地 震 災 害.....13
 - (2) 風水害, 雪害等.....13
 - 3 その他の災害.....14
 - 第3節 当面の諸問題.....15
 - 1 消防体制の整備.....15
 - (1) 消防力の重点的整備.....15
 - (2) 広域応援体制の整備.....18
 - (3) 消防職団員の教育訓練と処遇.....19
 - (4) 消防団の活性化対策の推進.....21
 - 2 救急体制の充実.....22
 - (1) 救急業務実施体制.....22
 - (2) 住民の自主救護能力の向上等.....23
 - (3) 救急医療体制.....24
 - 3 救助体制の整備.....25

4	防災体制の強化	26
(1)	防災に関する組織・計画の整備	26
(2)	情報通信体制の整備	27
5	風水害対策等の推進	29
(1)	風水害対策の推進	29
(2)	活動火山対策の推進	30
6	震災対策の推進	30
(1)	震災予防体制の整備	30
(2)	震災対策のための消防用施設等の整備の強化	32
7	防災意識の高揚と自主防災体制の確立	32
(1)	防災意識の高揚	32
(2)	地域の自主防災体制の強化	33
(3)	事業所の自主防災体制の強化	34
8	予防行政の充実	35
(1)	防火管理制度の充実	35
(2)	消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化	36
(3)	表示・公表制度の普及による防火安全	37
(4)	情報ネットワークにおける防災対策の推進	38
(5)	防災システムのインテリジェント化	38
(6)	高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進	39
(7)	旅館・ホテル等特定防火対象物における防火安全対策の推進	40
9	危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進	41
(1)	危険物の保安の確保	41
(2)	石油コンビナート防災体制	42
(3)	給油取扱所の保安対策	43
(4)	石油備蓄基地への対応	44
(5)	石油パイプラインの保安	44

10	林野火災対策の推進	44
11	特殊災害対策の推進	45
(1)	ガス災害対策の推進	45
(2)	トンネル防災対策の推進	46
(3)	原子力災害対策の推進	46
(4)	航空機災害対策の推進	47
(5)	海難救助対策の推進	48
12	研究開発の推進	48
13	国際化への対応	49
(1)	国際協力・国際交流の推進	49
(2)	国際消防救助隊派遣体制の整備	50
(3)	基準・認証制度の国際化への対応	50
第2章 火災等の災害の実態		53
第1節 火 災		53
1	出火件数	53
(1)	出火件数は減少	53
(2)	建物火災は全火災の61.6%	53
(3)	冬季、春季に火災が多い	53
(4)	出火率は5.0	57
(5)	出火率の高いのは兵庫県、低いのは富山県、奈良県	57
(6)	火災通報は119番、初期消火は消火器	58
2	損害額	58
3	死者	59
(1)	建物火災による死者は163人減少	60
(2)	火災による死者は冬季と真夜中に多い	60
(3)	火災による死者の数が多いいのは東京都、少ないのは佐賀県	61
(4)	火災による死者は専用住宅、木造建物で多い	63

- (5) 死因は火傷が50.5%, 中毒・窒息が41.7%.....66
- (6) 高齢者, 乳幼児の死者が過半数を占める.....66
- (7) 1件で3人以上の死者を出した火災は38件.....67
- (8) 放火自殺者は死者総数の37.7%.....68
- 4 出火原因.....68
 - (1) 「たばこ」による火災が首位.....69
 - (2) 「たき火」及び「火あそび」による火災は減少.....70
 - (3) 「こんろ」による火災も減少.....71
 - (4) 「ストーブ」による火災も減少.....72
 - (5) 「放火及び放火の疑い」による火災は増加.....73
 - (6) 着火物は「枯れ草」が首位.....73
- 5 火災種別ごとの状況.....74
 - (1) 建物火災.....74
 - (2) 林野火災.....81
 - (3) 車両火災.....83
 - (4) 船舶火災.....83
 - (5) 航空機火災.....84
- 6 昭和61年上半年における火災の発生状況.....84
- 7 外国の火災状況.....85
- 第2節 地震災害等.....88
 - 1 地震災害.....88
 - 2 風水害, 雪害等.....88
 - (1) 昭和60年豪雪.....88
 - (2) 昭和60年梅雨前線豪雨及び台風第6号による災害.....88
 - (3) 長野市地附山地すべり災害.....89
 - (4) 昭和61年(7月まで)の災害.....90
- 第3節 ガス等によるその他の災害.....91
 - 1 ガスによる災害.....91
 - (1) 事故の発生件数.....91

- (2) 事故による死傷者数.....93
- (3) 自損行為によるガス事故.....94
- 2 石油コンビナート災害.....96
 - (1) 災害件数と被害.....96
 - (2) 災害の特徴.....96
- 3 危険物施設等における災害.....98
 - (1) 火災.....98
 - (2) 危険物流失等の事故.....100
- 4 海上災害.....101
- 5 航空機災害.....102
- 第3章 消防行政の現況.....103
 - 第1節 消防体制.....103
 - 1 消防組織.....103
 - (1) 常備消防機関.....103
 - (2) 消防団.....106
 - 2 消防施設.....107
 - (1) 消防機械等.....107
 - (2) 消防水利.....108
 - (3) 消防通信施設.....109
 - 第2節 救急業務.....111
 - 1 実施状況.....111
 - (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況.....111
 - (2) 医療機関別搬送人員の状況.....112
 - (3) 傷病程度別搬送人員の状況.....113
 - (4) 収容所要時間別搬送人員の状況.....113
 - (5) 転送の状況.....113
 - (6) 救急隊員の行った応急処置の状況.....113
 - (7) 交通事故に対する実施状況.....116

80	2 実施体制	117
10	(1) 実施市町村	117
80	(2) 救急隊	118
90	(3) 救急隊員	119
80	(4) 救急自動車	119
80	(5) 救急指令装置等	119
80	(6) 救急医療情報センター	120
001	(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制	120
101	(8) 集団救急事故対策	120
201	3 救急医療体制	120
	第3節 救助活動	123
801	1 実施状況	123
801	(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	123
801	(2) 事故種別救助活動の状況	124
801	2 実施体制	124
80	第4節 防災対策	126
701	1 防災に関する組織・計画	126
701	(1) 防災会議	126
801	(2) 地域防災計画	127
001	(3) 防災訓練の実施	128
111	2 情報通信体制	128
111	(1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網	129
111	(2) 都道府県防災行政無線通信網	129
211	(3) 市町村の消防・防災無線通信網	129
811	(4) その他の防災通信網	130
81	第5節 風水害対策等	132
811	1 風水害対策	132
811	(1) 防災体制の確立	132
811	(2) 災害危険箇所に対する措置	133

851	(3) 警戒避難体制の整備	133
851	2 活動火山対策	134
751	(1) 防災体制	134
851	(2) 避難体制	135
851	(3) 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発	135
85	第6節 震災対策	136
810	1 消防庁の震災対策	136
801	(1) 震災対策施設等の整備	136
801	(2) 地震防災対策強化地域に係る震災対策	136
801	(3) その他の地域における震災対策	140
701	(4) 総合防災訓練の実施	140
871	(5) 震災対策に関する研究	140
871	2 地方公共団体における震災対策	141
871	(1) 地域防災計画(震災対策)の作成状況	141
871	(2) 避難場所・避難路の指定状況	142
871	(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況	142
771	(4) 備蓄物資の状況	143
871	(5) 震災対策施設に対する助成措置等	144
871	(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況	144
871	(7) 調査研究の実施状況	145
87	第7節 防災意識の高揚と自主防災体制	146
181	1 防災意識の高揚	146
181	(1) 火災予防運動	146
181	(2) 防災知識の普及啓発	148
181	2 自主防災体制	149
181	(1) 地域の自主防災体制	149
181	(2) 施設の自主防災体制	151
181	第8節 予防行政	153
181	1 防火管理制度	153

- 2 消防用設備規制..... 155
 - (1) 防火対象物の実態..... 155
 - (2) 消防用設備等の規制の現況..... 157
 - (3) 消防用設備等の性能の確保..... 159
 - (4) 防 炎 規 制..... 159
- 3 防火基準適合表示制度..... 162
 - (1) 「適マーク」交付状況..... 162
 - (2) 表示基準に係る不備事項の状況..... 165
- 4 消防同意及び予防査察等..... 165
 - (1) 消防同意の実態..... 165
 - (2) 予防査察及び違反状況の改善..... 167
- 5 消防用機械器具等の検定等..... 173
 - (1) 検 定..... 173
 - (2) 鑑定及び受託試験..... 173
- 第9節 危険物行政..... 176
 - 1 危険物規制..... 176
 - (1) 危険物施設..... 177
 - (2) 危険物取扱者試験..... 178
 - (3) 危険物取扱者保安講習..... 179
 - (4) 自衛消防組織等を設ける事業所..... 180
 - (5) 仮貯蔵, 仮取扱いの承認..... 180
 - (6) 仮使用の承認..... 181
 - (7) 保安検査..... 181
 - (8) 立入検査及び措置命令等の実態..... 181
 - 2 石油パイプライン事業の保安規制..... 183
- 第10節 石油コンビナート災害対策..... 184
 - 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況..... 184
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況..... 184
 - (2) 防災緩衝緑地等の整備状況..... 185

- 2 防 災 体 制..... 186
 - (1) 石油コンビナート等防災本部..... 186
 - (2) 消 防 本 部 等..... 186
- 3 自衛防災組織等..... 187
 - (1) 自衛防災組織等の現況..... 187
 - (2) 自衛防災体制の充実..... 187
- 4 事業所のレイアウト規制..... 188
 - (1) レイアウト規制対象事業所の実態..... 188
 - (2) 第一種事業所の新設等の届出の現況..... 189
- 第11節 林野火災対策..... 190
 - 1 林野火災特別地域対策事業..... 190
 - (1) 林野火災特別地域対策事業の実施..... 190
 - (2) 林野火災用消防施設等の整備..... 190
 - 2 広域消防体制の整備..... 191
 - (1) 広域消防体制の整備..... 191
 - (2) 空中消火の実施状況..... 191
 - 3 出火防止対策等..... 192
 - (1) 出火防止対策等の徹底..... 192
 - (2) 林野火災に係る調査研究..... 193
- 第12節 特殊災害対策..... 194
 - 1 ガス災害対策..... 194
 - 2 原子力災害対策..... 194
 - (1) 原子力発電所等の防災対策..... 194
 - (2) 放射性物質輸送の安全対策..... 196
 - 3 高層建築物及び地下街等の火災対策..... 197
 - (1) 高 層 建 築 物..... 197
 - (2) 地下街及び準地下街..... 197
 - 4 海上災害対策..... 199
 - 5 大規模交通災害対策..... 199

- (1) トンネル防災対策..... 199
- (2) 航空機災害対策..... 200
- 6 毒劇物災害対策..... 200
- 第13節 消防の教育訓練等..... 202
 - 1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助..... 202
 - (1) 教育訓練..... 203
 - (2) 消防学校等に対する技術的援助..... 204
 - 2 消防学校における教育訓練..... 204
 - (1) 消防学校の設置状況..... 204
 - (2) 教育訓練の基準..... 205
 - (3) 教育訓練の実施状況..... 205
 - (4) 教職員の状況..... 207
 - 3 全国消防救助技術大会等の実施..... 208
 - (1) 全国消防救助技術大会の実施..... 208
 - (2) 全国消防操法大会の実施..... 208
- 第14節 消防の国際化..... 209
 - 1 国際協力・国際交流..... 209
 - (1) アジア諸国等消防職員の研修..... 209
 - (2) 諸外国からの研修員受入..... 209
 - (3) 諸外国への専門家派遣..... 209
 - (4) 国際交流..... 211
 - 2 消防救助隊の海外派遣体制..... 211
 - 3 基準・認証制度..... 212
- 第15節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 214
 - 1 活動状況..... 214
 - 2 公務災害の状況..... 215
 - 3 安全衛生体制の整備..... 216
 - 4 処遇..... 216
 - (1) 消防職員の処遇..... 216

- (2) 消防団員の処遇..... 218
- 5 消防表彰等..... 223
 - (1) 叙位..... 223
 - (2) 叙勲..... 223
 - (3) 褒章..... 224
 - (4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰..... 224
 - (5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰..... 224
 - (6) 退職消防団員報償..... 227
- 第16節 消防の科学技術の研究..... 228
 - 1 大震火災対策に関する研究..... 228
 - (1) 地震時における危険物施設の挙動に関する研究..... 228
 - (2) 大震火災における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究..... 228
 - 2 石油コンビナート災害防止に関する研究..... 228
 - (1) タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究..... 228
 - (2) アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究..... 229
 - (3) 漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法に関する研究..... 229
 - (4) 防油堤火災の燃焼性状に関する研究..... 229
 - (5) 泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究..... 229
 - (6) 危険物等の評価方法に関する研究..... 229
 - 3 その他の火災対策に関する研究..... 230
 - (1) 消防活動における自動化に関する研究..... 230
 - (2) 住宅火災の感知システムに関する研究..... 230
 - (3) 林野火災の出火・飛火危険に関する研究..... 230
 - (4) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究..... 230
 - (5) 燃焼ガスの毒性評価手法に関する研究..... 230
 - (6) その他の研究..... 230
 - 4 その他..... 231

第17節 消 防 財 政	232
1 市町村の消防費	232
(1) 消防費の決算状況	232
(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費	232
(3) 経費の性質別内訳	232
2 市町村消防費の財源	233
(1) 財 源 構 成	233
(2) 地 方 交 付 税	234
(3) 国 庫 補 助 金	234
(4) 地 方 債	235
(5) そ の 他	238
3 都道府県の消防防災費	238
4 国 の 消 防 費	240

— 図 表 索 引 —

第2章 火災等の災害の実態

第1表 火 災 の 概 況	54
第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況	55
第3図 火 災 の 傾 向	55
第4表 火災種別出火件数の構成割合	56
第5表 火災種別出火件数の推移	56
第6表 四季別出火状況	56
第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	57
第8図 都道府県別出火率	57
第9表 覚知方法別出火件数	58
第10表 初期消火器具等の使用状況	58
第11表 損 害 額 の 推 移	59
第12表 火災による死傷者の推移	59
第13表 火災種別死傷者数	60
第14表 月別死傷者発生状況	60
第15図 時間帯別死者発生状況	61
第16表 人口に対する死者数の割合	61
第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況	62
第18表 建物構造別・死因別死者発生状況	63
第19表 死因別死者発生状況の推移	63
第20表 死に至った経過と年齢別の死者の状況	64
第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数	66
第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	67
第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	67
第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況	68
第25表 出火原因別出火件数	69
第26図 出火原因別の出火件数と損害額	69
第27表 たばこによる火災の損害状況	70

第28表	火あそび及びたき火による火災の損害状況	71
第29表	こんろによる火災の損害状況	71
第30表	ストーブによる火災の損害状況	72
第31表	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	73
第32表	主な着火物別出火件数	74
第33図	建物火災の月別出火件数	75
第34表	用途別建物火災の損害状況	76
第35表	火元建物の構造別損害状況	76
第36表	建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	77
第37図	建物火災の主な出火原因と経過	78
第38図	建物火災1件当たりの焼損面積	78
第39表	建物火災の放水開始時間別焼損状況	79
第40図	建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	80
第41図	林野火災の月別出火件数	81
第42表	林野火災の焼損面積段階別損害状況	82
第43図	林野火災の主な出火原因と経過	82
第44図	車両火災の主な出火原因と経過	83
第45図	船舶火災の主な出火原因	84
第46表	昭和61年上半年(1月～6月)における火災の発生状況(概況)	85
第47表	1984年諸外国の火災状況	86
第48表	風水害等による被害状況	89
第49図	ガス事故の態様別発生件数	91
第50図	ガス事故の発生場所別発生件数	92
第51図	ガス事故の発生原因別発生件数	93
第52図	ガス事故による死傷者数	94
第53図	ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数	94
第54図	自損行為に起因するガス事故の態様別件数	95
第55表	石油コンビナート災害件数の推移	96
第56表	主な石油コンビナート災害	97
第57表	特定事業所区分別災害件数	98

第58表	業態別災害件数	98
第59表	危険物施設における火災の発生件数と被害状況	98
第60図	危険物施設別火災発生件数	99
第61表	出火原因別(類別品名別等)火災発生件数	99
第62表	危険物施設の火災の拡大状況	100
第63表	危険物施設における流出等の事故発生件数	100
第64図	危険物施設別流出等事故発生件数	101
第65表	主要港湾における消防機関の出動状況	101
第66図	民間航空事故等の推移	102

第3章 消防行政の現況

第1—1表	市町村の消防組織の現況	103
第1—2図	消防本部・消防署所数の推移	104
第1—3図	消防職団員数の推移	104
第1—4表	消防団員の年齢構成	107
第1—5表	消防機械の保有数	107
第1—6表	消防水利(人工水利)の保有数	108
第1—7図	消防通信施設等の状況	109
第2—1表	救急出場件数及び搬送人員の推移	111
第2—2表	急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合	112
第2—3図	医療機関別搬送人員の状況	112
第2—4表	傷病程度別搬送人員の状況	114
第2—5図	収要所要時間別搬送人員の状況	114
第2—6表	転送回数別搬送人員の状況	115
第2—7表	医療機関別転送理由の状況	116
第2—8表	救急隊員の行った応急処置の状況	117
第2—9表	救急業務実施市町村数の推移	118
第2—10図	救急業務実施形態の内訳	118
第2—11表	救急隊数の推移	119
第2—12表	救急病院及び救急診療所の推移	121
第3—1表	救助活動件数及び救助人員の推移	123

第3-2表	事故種別救助活動の状況	123
第3-3表	救助隊の設置状況	124
第6-1表	大震災火災対策施設の整備状況	137
第6-2表	地震防災対策強化地域一覧表	138
第6-3図	地震防災対策強化地域指定状況	138
第6-4表	地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)	139
第6-5表	都市における避難場所の指定状況	142
第6-6表	都市における震災訓練の実施状況	143
第6-7表	備蓄物資の状況	143
第6-8表	震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)	144
第6-9表	震災時相互応援協定の締結状況	144
第6-10表	震災対策関係調査研究事業の実施状況	145
第7-1表	テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況	148
第8-1表	全国の防火管理実施状況	154
第8-2表	全国の共同防火管理実施状況	155
第8-3表	防火対象物数	156
第8-4表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン クラー設備の設置状況	157
第8-5図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の 設置率の推移	158
第8-6表	地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況	158
第8-7表	消防設備士の数	159
第8-8表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	160
第8-9表	防災製品の認定件数	161
第8-10表	表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)	162
第8-11表	表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)	163
第8-12表	判定項目別不備率(劇場、百貨店等)	164
第8-13表	消防同意事務処理状況	165
第8-14表	火災予防査察実施状況	166
第8-15図	過去5年間の火災予防査察実施回数の推移	167
第8-16表	特定違反對象物改善状況推移	168

第8-17表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	169
第8-18表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	170
第8-19表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	172
第8-20表	検定申請数量	174
第8-21表	鑑定及び受託試験の申請件数	175
第9-1図	危険物施設数の状況	176
第9-2表	危険物施設数の推移	177
第9-3図	危険物施設の規模別構成比	178
第9-4表	危険物取扱者試験実施状況	179
第9-5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の 種類別内訳	180
第9-6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	180
第9-7表	保安検査の実施状況	181
第9-8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	182
第9-9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	182
第10-1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	185
第10-2表	第一種事業所の新設等の届出の現況	189
第11-1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	190
第11-2表	空中消火の実施状況	192
第12-1図	原子力発電所立地図	195
第12-2表	準地下街の防災改修の進ちょく状況	198
第13-1表	教育訓練課程	202
第13-2表	教育訓練の実施状況	203
第13-3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	206
第13-4表	初任教育期間別消防学校数	206
第13-5表	新規採用者の初任教育受講状況	207
第13-6表	消防学校教職員数	207
第14-1表	アジア諸国等消防職員研修受講状況	210
第15-1表	消防職員及び消防団員の活動状況	214
第15-2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	216
第15-3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	219

第15—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移…………… 219

第15—5表 補償基礎額改定状況…………… 220

第15—6表 消防協力者等の死傷者数の推移…………… 221

第15—7表 退職報償金支給額…………… 221

第15—8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況…………… 222

第15—9表 消防基金の福祉施設の実施状況…………… 223

第15—10表 消防関係者の表彰者数等…………… 226

第17—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり
及び住民1人当たり消防費の推移…………… 232

第17—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移…………… 233

第17—3表 市町村消防費決算額の財源内訳…………… 233

第17—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移…………… 234

第17—5表 国庫補助金による年度別消防施設等整備状況…………… 236

第17—6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移…………… 238

第17—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移…………… 239

第17—8表 昭和61年度消防庁関係予算主要事項別一覧表…………… 239

附 属 資 料

1 昭和60年度の法令の制定…………… 243

2 昭和60年中の主な火災…………… 244

3 都道府県別火災損害状況…………… 248

4 月別火災損害状況…………… 256

5 出火原因別火災損害状況…………… 258

6 主な出火原因の推移…………… 258

7 用途別の主な火災事例…………… 260

8 昭和21年以降の火災損害状況…………… 262

9 昭和21年以降の火災損害比較…………… 266

10 昭和21年以降の大火記録…………… 268

11 風水害等による都道府県別被害状況…………… 270

12 関東大地震以後の主な地震災害…………… 275

13 昭和21年以降の風水害等の記録…………… 276

14 都道府県の防災訓練の実施状況…………… 278

15 都道府県別市町村消防組織一覧…………… 280

16 消防機関数と消防職団員数の推移…………… 282

17 政令指定市町村数の推移…………… 283

18 自主防災組織の都道府県別結成状況…………… 284

19 危険物施設数の推移…………… 286

20 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数…………… 288

21 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況…………… 290

22 都道府県別救急業務実施状況…………… 294

23 都道府県別事故種別救急出場件数…………… 296

24 都道府県別事故種別救急搬送人員…………… 298

25 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧…………… 300

26 都道府県別救助活動件数及び救助人員…………… 302

27 1985年世界主要都市の火災状況…………… 304

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足して以来、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため多大の努力を重ねてきた。この間、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を加え、今日では、消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など非常に広範な活動を行っており、また、組織、人員、施設等の各般にわたって着実に整備が進んでいる。今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。以下主な点について現状を概観することとする。

まず第1に消防力についてである。

昭和61年4月1日現在で常備化市町村数は2,967を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.2%に達し、我が国全人口の98.5%と、国民のほとんどが常備消防によってカバーされている。これに伴い、消防職員数も昭和61年4月1日現在で12万9,610人となっている。

一方、消防団は、昭和61年4月1日現在、102万6,224人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

また、消防施設面においては、常備消防にあっては主にはしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の科学消防力の整備が進められ、消防団にあっては消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の

設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後、社会経済、建築構造の変化や危険物の増加に対応し、逐次改善が加えられてきている。

防火対象物における予防対策としては、防火管理制度の整備、一定の防火対象物に係る消防用設備等に関する基準の整備、防災規制、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）などの整備充実が図られている。また、危険物については、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等が整備され、さらに、昭和51年の石油コンビナート等災害防止法の施行により、事業所のレイアウト規制を行うこととするなど総合的な防災体制の確立が図られている。

昭和61年3月31日現在、150m²以上の防火対象物数は247万8,078件、危険物施設数は61万7,540施設、石油コンビナート等特別防災区域は82地区となっている。また、1万人余りの職員が予防業務に従事し、昭和60年中の各種防火対象物に対する査察件数は約126万件、危険物施設に対する立入検査件数は、約49万件にも達している。

第3に救急業務についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化されたが、昭和61年4月1日現在、全市町村の92.3%に当たる3,003団体が実施し、全国民の98.7%をカバーするに至り、ほぼ全国的に普及している。また、昭和60年中の出場件数は、232万7,368件で、全国で13.6秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。このように救急業務が著しい進展をみた背景には、急病や交通事故の増加等による国民の救急需要の高まりがある。

救急業務の増加と事故や疾病の多様化に対し、救急隊員の資質の向上を図るために救急隊員に一定の講習の終了を義務付けているほか、「救急の日」（9月9日）をはじめ、あらゆる機会をとらえて救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることとしている。さらに、本年4月の法改正により、救急業務の対象に、事故による傷病者のほか急病人を加えるとともに、救急業務に応急の手当を行うことが含まれることが明確にされた。

第4に救助活動についてである。

救助活動は、災害に際し、要救護者を安全な場所に救出する活動であるが、沿革的には火災消火に伴う人命救助にその源があり、また、自然災害における救助活動も古くから行われているが、近年では、社会経済活動の複雑多様化に伴って、交通事故、労働災害、水難事故等各種の災害に及んでおり、出動割合もむしろ火災以外の各種災害の割合が著しく高くなっている。消防機関の救助活動件数もまた著しい増加を示し、昭和60年中における救助活動件数は1万6,625件、救助人員は1万4,618人と、それぞれ昭和50年の約1.7倍となっている。

このような状況を踏まえ、本年4月の法改正により、市町村は一定の基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとされた。また、海外の大災害に際し、政府が整備を進めている国際緊急援助体制の一環として消防救助隊を派遣する体制の整備が進められている。

第5に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から、地震、風水害等の自然災害にみまわれやすい宿命を有しており、また、都市化の進展や国民の生活様式の変化等により災害の危険性も高まっている。昭和36年に制定された災害対策基本法は、このような災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとしている。各地方公共団体においては、同法の規定に基づき地方防災会議が設置され、地域防災計画の策定又は修正を行い、地方公共団体の長が中心となって防災活動の組織化、計画化を図ることにより各種災害に対処しているところであり、また、災害時に迅速かつ確に対応するためには日ごろの訓練が大切であることから、防災関係機関及び住民と連携して総合的かつ実践的な防災訓練が行われている。

世界有数の地震国である我が国においては、地震に対する備えが必要であり、従来から都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、昭和53年には大規模地震対策特別措置法が制定され、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等各般にわたる震災対策が進められている。

また、防災対策を講じていく上で極めて重要な災害情報の収集・伝達手段として、国、都道府県、市町村、集落を通ずる全国的な消防防災無線ネットワークの整備が進められている。

このように、防災対策の整備強化が図られている中で、消防機関は、地域防災に関する豊富な知識と経験を有し、市町村防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として防災対策に大きな役割を果たしている。

一方、住民や事業所の自主防災組織についても、多くの地域や事業所で組織の整備が進められ、防火・防災知識の普及、避難誘導、出火防止や初期消火など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

2 今後の消防防災体制の方向

我が国は、地震、台風等の災害を受けやすい国土条件の下に置かれていることに加え、都市構造、建築構造の変化、石油製品等危険物の増加、国民の生活様式の変化等により、災害の潜在的危険性が高まっており、災害の態様も複雑多様化、大規模化している。一方、我が国の社会情勢は、技術革新、高度情報化、人口の高齢化、国際化が急速に進展しつつあり、21世紀に向けて人と国土をめぐる諸情勢は大きく変わることが予想される。消防としてもこれら変化の潮流に的確に対応しながら住民生活の安全を図っていくことが大きな課題である。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向として次の諸点があげられる。

第1は、技術革新への対応である。

技術革新、高度情報化が急速に進行しており、消防防災の面にもこれらの成果を積極的に取り入れていく必要がある。

まず、消防機関の活動の基本が情報の迅速的確な収集分析にあることはいうまでもないが、このためには、各種の地域消防防災情報を登録し、緊急時には、これらを迅速的確に提示できる消防緊急情報システムの整備が必要である。今後は、このシステムをより高度化し、消防部隊の活動状況の把握や、被害の進展予測ができるシステム、指令室と現場車両との相互情報交換

ができる文字画像電送システム等を開発導入していくことが望まれる。さらに、このシステムに防火対象物、防火管理者等の情報を入力することにより、防火管理面での指導等火災予防業務へ応用したり、キャブテンシステム等の活用により、住民に対し、救急医療情報や災害情報を提供できるような方向に発展することも期待される。

また、雑居ビル、高層建築物、危険物施設、石油コンビナート等の警防対策として、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、救助用マット型空気ジャッキ等消防の施設装備の各分野において科学消防力の整備を進めていくとともに、今後ともこれらに新技術を導入し、更に開発改良を加えていく必要がある。同時に、消防用機器等のリモートコントロール化、偵察や放水、消火のための無人走行車、要救助者捜索用資機材、さらには、消火、救助、避難誘導等を支援できるロボット等最先端技術を活用した新資機材の研究開発を推進することが今後の課題であろう。そのためにも、産学官連携による共同研究実施体制及び外部研究者の受入れ体制の整備、国際交流・協力の促進を図る必要がある。

さらに、予防面では、エレクトロニクスの技術を建築物防災対策に取り入れ、火災情報の自動的な判断、処理、各種の防災設備の的確な制御などさまざまな手法で防災システムのインテリジェント化を推進していく必要がある。消防庁としても、これらの新しい防災システムを的確に評価し、積極的にその設置を促進することとし、さらにインテリジェント化を指向したシステムの開発意欲を一層刺激するための施策を積極的に展開していかなければならない。

一方、技術革新、高度情報化の進展は、その反面において世田谷電報電話局管内の洞道火災のように、いったんそのシステムが停止すれば住民生活、経済活動に重大な支障をもたらすこととなりかねず、このような現代社会のぜい弱性には防災面から常に配慮を払わなければならない。インテリジェント化した防災システムの信頼性の確保や火災面からのコンピュータセキュリティ対策もこのような観点からその充実を図っていく必要がある。

第2は、大規模災害への対応である。

我が国の消防は、戦後、市町村消防の原則を取り入れ、40年近くの間飛躍的な発展を遂げ、各種災害に迅速的確に対処してきた。しかしながら、地震、風水害、林野火災等その被害が大規模あるいは広域に及ぶ非常災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは十分ではなく、一度に多数の応援部隊を被災地に集中的に投入しなければならない。このような場合に備え、相互応援協定、都道府県知事の指示等の制度があるほか、消防庁長官は、都道府県知事から要請があったときは、他の都道府県知事を通じて消防機関の応援出動を求めることができるとされている。このような制度を有効に活用して、市町村あるいは都道府県の区域を越えた広域的な消防応援体制を確立していくことが重要な課題となっている。

本年5月には、消防機関の保有するヘリコプターの広域的応援に関して、消防庁長官の出動要請制度の積極的運用が図れるよう、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、応援可能地域の明示、応援要請の手の明瞭化等を図ったところであり、既に各地で成果を上げている。今後は、ヘリコプターの利用にとどまらず、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うようにするため、必要な人員、資機材等を備えた応援部隊の派遣要請システムを整備し、消防戦術、部隊運用等についての実戦的な広域応援マニュアルの作成など体制の整備を推進する必要がある。

さらに、都道府県間における実効的な広域応援体制を確立するため、生活必需物資、応急対策資機材の提供、職員の派遣等防災対策全般にわたる広域応援協定の整備を促進する必要がある。

また、大規模災害が発生した場合の災害に関する情報の収集、伝達は極めて重要である。このため、通信衛星の高度利用、回線数の増加、多ルート化等を図りながら消防防災無線施設の整備を進め、全国的な消防防災無線ネットワークの強化を図るとともに、運用面の充実を進めていく必要がある。

このほか、地震・林野火災等の大規模災害に備えるため地域防災計画を常に見直し、災害の特性、地域の特性に応じたより実効性の高いものにしていくべきである。また、青函トンネル、東京湾横断道路トンネル等過去に例を

みない規模、構造の長大トンネルに対しては、防災対策のより一層の充実強化を図る必要がある。

第3は、災害に強いまちづくりの推進である。

安全な地域社会を確保していくためには、基本的には、災害に強いまちづくりを進めていかなければならない。このため、都市計画、土地利用等において安全防災面への十分な配慮が必要であり、消防機関としても地域防災の専門家としての意見をこれらの面に反映するよう努めるべきである。また、地域社会の防災能力を高めるため、防災まちづくり事業による消防防災施設及び防災車両の進入のための道路を含む避難路、避難地等の防災基盤の整備を計画的、積極的に推進していくことが必要である。

予防行政についても社会経済の変化に対応した施策を講じていかなければならない。特に、最近の火災事例を踏まえ、旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制、火災時に発生する燃焼ガス対策の強化を図る必要がある。また、危険物の貯蔵及び取扱いの多様化を踏まえ、危険物災害の未然防止に適切に対応する必要がある。

このほか、消防機関の行う救助活動が、社会生活の複雑多様化を反映して、ますます高度な知識、技術、装備等を要求されている状況に的確に対応し、住民の期待に応えることができるようにするため、本年4月の法改正により、市町村は、自治省令で定めるところにより救助隊を配置するものとされたところである。今後は、これに基づき、救助隊の配備と資機材の充実を計画的に進めるとともに、救助活動の実施基準の制定、救助操法の見直し、救助隊員の教育訓練の充実等により救助体制の強化を図る必要がある。

一方、消防団については、地域社会において消防団の果たす役割の重要性にかんがみ、昭和61年度から実施している消防団活性化モデル事業等により一層の活性化対策を進めていく必要がある。

安全な地域社会づくりは、消防機関をはじめとする行政機関の活動のみでは十分ではない。事業所における自主防災体制の整備も地域の安全防災のために欠くことのできないものである。事業所は、地域社会の一員としてその安全を確保する社会的責任を有しており、消防機関との協力体制の確立を図

るなど地域の安全のために積極的に協力することが期待される。

また、近年、婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心に自主防災組織の整備が進められているが、このように、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という自立自助及び地域連帯の精神に基づき積極的に自主防災体制を確立していくことが不可欠である。今後も自主防災組織の結成を推進し、その効果的な育成強化を図る必要がある。

第4は、高齢化への対応である。

我が国における人口の高齢化は、極めて急速に進展しており、消防防災の分野においても高齢化に伴う諸問題に適切に対応していかなければならない。

まず、火災についてみれば、昭和60年中の火災による死者数に占める61歳以上の者の割合は、放火自殺者を除くと46.4%と半数近くを占めるに至っており、人口10万人当たりの死者数も若年層に比べ格段に高くなっている。今後、高齢化がますます進展することを考えると、高齢者をいかにして火災から守るかが大きな課題である。

このような見地から、今後は、特に住宅における防火安全対策の充実を図ることが肝要である。

このため、消防機関による老人家庭への定期的な訪問や広報等を通じた防火安全指導に努めるとともに、近隣居住者による相互協力体制を整備しておくことが必要である。また、各家庭において、火災の発見・警報等を自動的に行うホームセキュリティについて、その在り方及び消防の対応システムについて研究を行い、その適切な普及推進に努めることが今後の大きな課題である。

さらに、高齢者等を火災から守るためには、防災物品等の開発普及のほか、火災を自動的に消火するための住宅用の簡易なシステム等新しい家庭用防災機器を開発し、その普及を図っていくことも重要な課題である。

このほか、老人福祉施設や病院等の防火対象物においては、万一火災が発生した場合に人命への危険性の高いことが憂慮されるところであり、これらに対する防火安全対策を一層充実する必要がある。

なお、消防緊急情報システムにおいて、一人暮らしの老人や寝たきり老人、老人福祉施設等の所在地等のデータを登録しておき、火災等の災害時に、迅速的確な人命救助、避難誘導等が行えるようにすることも有効である。

また、地震や風水害等の災害時に自力避難が困難な高齢者等については、自主防災組織等の協力も得て、あらかじめその避難方法等を定めておくとともに、日ごろから防災対策面でも十分配慮しておくべきである。

第5は、国際化への対応である。

災害から生命、身体及び財産を守るという目的は、国境や民族を越え、世界各国共通のものである。消防の分野においても、国際化に対応し、世界有数の経済大国としての我が国の地位にふさわしい役割と責任を果たすことにより、国際社会に積極的に貢献していくことが必要である。このような状況にかんがみ本年4月の法改正により、消防庁の事務として所掌事務に係る国際協力に関する事項が加えられたところである。

消防庁では、昭和45年から国際協力事業団と協力して開発途上国の消防職員を対象とした集団研修を行っているが、近年、国際交流の進展、我が国消防の国際的評価の向上に伴い、個別に諸外国から研修に訪れたり、要請に応じて海外に専門家を派遣したりすることが多くなってきている。このため、現在実施している消防行政集団研修コースの既存課程の充実を図るとともに、開発途上国のニーズに応じた専門コースの新設の検討を含め、専門家派遣の充実、個別研修員の受入れの充実等により開発途上国に対する消防技術協力を積極的に推進する必要がある。

さらに、コロンビア噴火災害時における経験にかんがみ、海外で大規模な災害が発生した場合に被災国民の救助に当たるため、政府が整備を進めている国際緊急援助体制の一環として、我が国の消防救助隊（消防庁としてはこれを国際消防救助隊と称することとしている。）を迅速に派遣できるよう体制の整備を進めているところである。本年4月には、全国32の消防本部の参加を得て、国際消防救助隊としての大規模な訓練を行った。また、本年10月のエルサルバドル地震に際して政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消

防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助に大きな成果をあげた。今後、外務省を中心に政府において進められている総合的な緊急援助チームの派遣体制の一環として、国際消防救助隊派遣体制の確立を図ることにより、被災国の期待に十分応えられるようにしていく必要がある。

また、調和ある対外経済関係の形成に資するため、消防庁においても、消防用機械器具等の検定制度の対象品目の一部についての自己認証制度の導入、防災規制の対象品目の削減等により市場アクセス改善のための措置を講じたところである。さらに、今後の大きな課題である消防機器に係る国際規格の作成については、ISO（国際標準化機構）においてその作業が進められ、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年5月には東京においてISO/TC21の国際会議が開催されることになっている。今後、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう最大限の努力を傾注していかなければならない。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

(1) 出火件数と出火率

昭和60年中の総出火件数は、5万9,865件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万3千件以上減少し、前年に比べ3,924件減少している。

昭和60年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万6,879件で、前年比3.6%の減少、林野火災は4,155件で、前年比13.2%の減少となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和60年中も4,988件で、前年比4.8%の増加となっている。

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.0となっており、前年に比べ0.3ポイントの減少となっている。

昭和61年上半年期における総出火件数は、3万7,398件で、前年同期に比べ4,063件(12.2%)の増加となっている。なお、昭和61年2月11日、静岡県熱川温泉大東館において死者24人を出す火災が発生し、同年4月21日には同県峰温泉菊水館において死者3人、負傷者55人を出す火災が発生した。

また、同年7月31日神戸市で社会福祉施設陽気寮において死者8人を出す火災が発生したところである。

(2) 死者数と死因

昭和60年中の火災による死者は1,747人で、前年に比べ342人の大幅な減少となり、昭和52年以降最も少ない数となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は、1,089人で、前年に比べ249人減少した。また、放火自殺者も前年に比べ93人減少して658人となり、昭和54年以降最も少ない数となっているが、死者総数に占める割合は依然として4割近くとなっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ163人減少し1,211人(全体の69.3%)となっている。このうち約9割の1,080人が専用住宅又は併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用

建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人など身体の不自由な高齢者が多く、昭和60年中においては、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が505人（前年577人）、5歳以下の乳幼児が86人（同113人）でともに前年より減少しているが、この両年齢層の死者で死者全体の54.3%（同51.6%）を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況を見ると、火傷死が550人（50.5%）、一酸化炭素中毒・窒息死が454人（41.7%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

（3） 損害額と焼損面積

昭和60年中における火災による損害の額は1,549億円で前年に比べ87億円（6.0%）増加している。1日当たりの損害額は4億2,445万円、火災1件当たりの損害額は259万円、国民1人当たりの損害額は1,290円となっている。

建物焼損面積は198万㎡で、前年に比べ約5万㎡（2.7%）減少しており、建物火災1件当たりの焼損面積は54㎡で、1㎡（1.9%）増加している。

なお、昭和61年上半年期の火災による損害額は820億円で前年同期に比べ69億円（7.8%）減少しているが、建物焼損面積は110万㎡で、前年同期に比べ3万㎡（2.9%）増加している。

（4） 出火原因

昭和60年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、3万7,972件で、全火災の63.4%を占めている。なかでも、たばこによるものが6,880件（全火災の11.5%）と最も多く、次いで、たき火の6,197件（10.4%）、こんろの5,885件（9.8%）で、首位がたばこになる等順位が大きく入れかわった。

また、放火が4,651件、放火の疑いが3,736件で両方合わせると8,387件（14.0%）であり、前年を上回った。特に、大都市地域（11大都市）においては、放火（疑いを含む。）による火災が全火災の27.8%を占め、その比率

は他の地域よりも高く、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市の各都市においては、放火（疑いを含む。）が出火原因の第1位となっている。

2 地震災害及び風水害等

（1） 地震災害

昭和60年中の有感地震は654回（前年1,272回）を数えたが、幸いにして人命を脅かすような地震の発生はなかった。

昭和60年10月4日には、茨城・千葉県境を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、東京、埼玉及び千葉の3都県で負傷者18人を含め、住家等に被害があった。

（2） 風水害、雪害等

昭和60年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は199人（前年170人）、負傷者は1,356人（同1,536人）で、負傷者は前年よりやや減少したが、死者・行方不明者は増加している。

住家の被害は、全壊・流出が260棟（前年93棟）、半壊が850棟（同168棟）で、公共土木施設等の被害総額は、8,762億円（同4,818億円）と、それぞれ大幅に増加している。

昭和60年の主な災害を見ると、まず、昭和59年12月から昭和60年3月にかけての豪雪により、死者90人の被害が生じたほか、昭和60年6月18日から7月19日までの梅雨前線豪雨及び台風第6号により、死者40人の被害を生じ、また、昭和60年7月26日には長野市で地すべりが発生し、死者26人の被害を生じ、さらに昭和60年8月28日から9月1日にかけての台風第12号、第13号及び第14号による災害により、死者33人の被害を生じた。

また、昭和60年12月中旬から昭和61年3月にかけての豪雪により、死者90人の被害生じ、昭和61年7月10日には鹿児島市で、梅雨前線豪雨災害により死者18人の被害を生じたほか、同年8月4日から6日にかけて、台風10号及びその後の低気圧により、死者・行方不明者21人の被害を生じた。

また、近年断続的な活動を続けている桜島においては、昭和60年に入って降灰が特に著しく、これにより農林水産業等に被害が発生した。

3 その他の災害

昭和60年中の石油コンビナート災害の発生件数は65件で、前年に比べ14件(17.7%)減少している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の51%を占めている。主な事故としては、昭和60年12月に岡山県倉敷市の三菱石油(株)水島製油所の栈橋において、ベンゼンを積込中のタンカーが爆発炎上し、2名の死者が発生する事故があった。

また、昭和60年中の危険物施設における災害の発生件数は、火災が126件(前年174件)、流出等が258件(同276件)と、それぞれ前年より減少している。主な事故としては、昭和60年5月に東京都目黒区の環状7号線においてセミトレーラ形式移動タンク貯蔵所が横転し、炎上する事故があった。

さらに、このほか昭和60年8月に日航機が群馬県山中に墜落・炎上し、4名は救出されたものの、520名の死者を出し、単独機としては世界航空史上最大という痛ましい航空機災害があった。

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、昭和61年4月1日現在、常備化市町村数は2,967を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.2%に達し、我が国の全人口の98.5%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導・助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に

即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大・多様化等は、消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的・重点的な整備・充実に配慮しつつ消防力の整備をさらに一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた特性を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に電送する通信技術等を活用してヘリコプターによる災害情報の収集伝達機能の充実に努める必要がある。

また、本年4月に行われた消防法及び消防組織法の一部改正に伴い、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定されるとともに、消防力の基準の一部改正も行われ、昭和62年1月から施行されることを受けて、これら基準に従った救助体制の充実、強化が図られるよう救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急情報システムの設置促進を図る必要があり、昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進することとしている。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、昭和61年4月1日現在で12万9,610人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の厳しい増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和61年4月1日現在で102万6,224人となっている。人口移動が沈静化し、定住化が進行しているものの、団員数は現在なお減少の傾向にある。常備化が進展した今日においても、大規模災害時等における消防団の果たす役割は、極めて大きいものがあるので、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実と団員の資質向上に努め、その機能の強化を図るとともに、消防団の活性化をより一層促進する必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の確保等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和59年度における市町村の消防費決算額は9,322億円（前年度比373億円、4.2%増）で、その普通会計歳出総額に占める割合は、3.4%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、国庫補助金の確保のほか、地方債等の活用を図ることにより、従来にも増して消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業を創設したところであり、今後は、その積極的な活用を図る必要がある。

(2) 広域応援体制の整備

大規模災害や特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合に対処するため、広域的な消防体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用を図り、大規模災害等に円滑に対応できるよう市町村間等の相互応援協定の締結や、地方公共団体間の相互応援制度がある。

昭和60年4月1日現在の消防相互応援協定締結数は、3,165となっている。

なお、全県下を統一した消防相互応援協定は、16県（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）となっているが、なお一層の整備を図っていく必要がある。

また、消防組織法において大規模災害、広域災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講ずる必要があるとき、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を要求することができることとなっている。

昭和61年度においては、消防機関の保有するヘリコプターの広域的応援に関して、この制度の積極的運用が図られるよう応援可能地域の明示、応援要請の手続の明確化、費用負担のルール化、要請側市町村における受入体制の確立等を進め、消防機関の保有するヘリコプターの全国ネットワークの整備を図ったところであり、以後、昭和61年8月発生の台風10号及びその後の低気圧による災害において東京消防庁及び横浜市消防局のヘリコプターによる茨城県への救助出動が展開されたのを始めとして、香川県における山林火災に対する神戸市消防局の調査出動、大阪市消防局による重篤救急患者搬送のための出動が行われている。

今後は、さらに、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うため、必要な人員、資機材を備えた応援部隊の派遣・要請システムを整備するとともに、このシステムの円滑な推進を図るため、所要の措置を検討する必要がある。

(3) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で消防職団員に対し日ごろから行われている各種の教育訓練の充実・強化が必要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和60年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が88.0%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職員の知識、技能の一層の向上を図るため、昭和58年12月に、①初任教育に関しては、新たな科目として「安全管理」等を新設すること、②専科教育及び幹部教育に関しては「事例研究」を新設すること等を内容とする消防学校の教育訓練の基準の一部改正を行い、昭和60年度より実施しているところである。また、昭和60年度はこれに引き続き、消防学校教育訓練研究会において消防団員の教育訓練の在り方について検討し、昭和61年3月に、①消防学校教官を現地に派遣する現地教育を新設すること、②「安全管理」、「防災」、

「救急・救助」を独立の教科目として新設すること等を内容とする消防学校の教育訓練の基準の一部改正を行い、昭和62年度から実施することとしたところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。特に、教育訓練課程については、第2次消防大学校教育訓練研究会の「消防大学校の基本的あり方に関する当面の具体的方策」についての報告に基づき、昭和61年度から新たに幹部研修科を設置し、従来の4部9学科を2部8学科に整理統合するとともに、一部学科について教授科目等の見直しを行ったところであるが、今後は、この新しい教育訓練課程を踏まえ、環境の変化に対応しながら、消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②仮眠室、食堂等の施設の備品の整備等執務環境の改善を促進すること、③消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、④安全管理体制の整備を図り、事故防止に努めていくこと、を中心として、常に配慮する必要がある。

また、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げが行われることとなった。

これに伴い、消防職員の平均年齢の上昇が予想されることとあり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題を発生させている。

これらに適切に対処するためには、中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力練成等を計画的に推進するとともに消防戦術の見直し、装備・資機材の軽量化、市町村長部局との人事交流等、60歳まで勤務できる環境の整備に積極的に努める必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(4) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

消防庁としては、消防団活性化対策検討委員会により昭和60年7月にとりまとめられた「消防団活性化対策に関する報告書」及び同報告書に対する消防審議会の意見に沿って、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、住民の理解と協力を得るための施策等の消防団活性化のための施策を積極的に進めることとしている。

昭和61年度から、新たに、総合的な消防団活性化計画に基づく消防団拠点施設の整備、資機材搬送車の整備、無線機器等消防防災通信体制の整備等を行う消防団活性化モデル事業を実施している（昭和61年度実施団体26団体）。このほか、①消防団拠点施設、安全装備（防火衣等）の整備、②報酬、出動手当、退職報償金の引き上げ、③公務災害補償の充実、④消防団員に対する消防学校の教育基準の充実及び消防学校教官による現地教育の推進、⑤消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用等、消防団活性化の施策を積極的に推進しているところである。

今後とも、集会所等の機能を有し地域住民に密着した地域防災の核となるような消防団拠点施設を防災まちづくり事業を活用することにより整備するとともに、青年層・婦人層の消防団活動への参加の促進、若手リーダーの育成等、引き続き消防団活性化の施策を実施していく必要がある。

2 救急体制の充実

(1) 救急業務実施体制

救急業務は、昭和61年4月1日現在、全市町村の92.3%に当たる3,003団体が実施し、全国民の98.7%をカバーするに至っており、ほぼ全国的に普及している。その質的な充実を図るため、昭和53年7月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」を告示するとともに、同年11月には救急隊員に135時間の講習の修了を義務付ける等資格要件の法定化（昭和57年4月1日から施行）を行うなどの施策を講じてきた。

さらに、本年4月15日には、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和61年法律第20号）が公布され、救急隊員の行ってきた応急の手当が救命効率からみて大きな成果をあげてきている実績とその医学的、社会的意義にかんがみ、救急業務には傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむをえないものとして応急の手当を行うことが含まれることが明確にされた。

また、現在の救急業務の搬送対象者のうち約半数が急病人であるという実態とこれに対する国民の期待にかんがみ、同法により、救急業務の対象として、事故以外の事由による傷病者で政令で定めるものが加えられた。このことを受けて、消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第274号）により当該事故以外の事由として「生命に危険を及ぼし、又は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」が定められた（以上の法律及び政令はいずれも昭和62年1月1日施行）。

このような制度の改正を踏まえて、今後なお一層救急隊員の資質の向上を図るため、全国統一の標準教科書に準拠した教材の作成等により135時間の救急業務に関する講習内容の充実強化に努めるとともに、消防学校及び職場

における救急隊員の再教育にも積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のように、日常的な救急事故に対する体制は、相当程度の水準に達しているが、列車、航空機事故、さらに大地震など一たび大事故、大災害が起き、集団的に傷病者が発生した場合の対策（いわゆる集団救急事故対策）は必ずしも十分とはいえない面がある。消防庁においてはその在り方について検討を進めるとともに、消防機関に対し計画の策定及び見直しの指導を行っているが、今後とも、集団救急事故対策の確立に努める必要がある。

また、集団救急事故対策をはじめ離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救急事故で通常の体制では十分な活動が行えない場合の対策として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効であることから、救急業務へのヘリコプターの活用を積極的に推進していく必要がある。

また、近年の都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故や疾病の態様が多様化してきている一方、医療体制の機能分化が進んできており、救急業務の円滑な運営を期するためには、医療情報のよりの確な把握及び救急隊から医療機関への傷病者情報の正確な伝達等医療機関との連携の強化を図っていく必要がある。

(2) 住民の自主救護能力の向上等

住民の間に応急手当の知識と技術を広く普及し、その自主救護能力の向上を図ることは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが救命効率の向上につながり、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことにより救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるとともに、特に大事故、大災害時には住民自らが自分たちの生命、身体を守るという考え方が必要となるからである。消防機関は、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」はもとよりあらゆる機会をとらえて、従前にも増して医療機関とも協力し合い、国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

また、本年の救急の日には財団法人消防科学総合センターに「救急基金

(アンビュランス・トラスト)」が創設された。この基金は救急業務及びこれと関連の深い救助活動について、先進的または科学的な調査研究事業を行うとともに、救急自動車をはじめとする救急救助資機材の市町村に対する寄贈事業を行うこととしているが、今後これが幅広い国民の善意の寄附によって拡充し、救急業務の発展に資することが期待される。

(3) 救急医療体制

救急患者の救命効率を高めるためには、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。このためには救急医療機関が適正に配置されているとともに、これら医療機関が消防機関との間に緊密な連携を保つ態勢を確保することが欠かせない要素である。昨年末に成立した医療法の一部を改正する法律(昭和60年法律第109号)により、都道府県が地域医療計画の作成を行うものとされ、その内容として救急医療の確保に関する事項を定めることができることとされたので、今後、一層救急医療機関の適正配置が進むことが期待される。また、昨年12月に東京都内で発生した大学生刺殺事件の教訓にかんがみ、消防機関と救命救急センター等が協議して緊急着信専用電話の設置を進めるなどの施策が講じられており、医療機関と消防機関とのより一層の連携の強化に資することが期待される。

救急患者を収容する救急告示医療機関の数は、昭和61年4月1日現在、5,740箇所、着実に増加しているが、今日の多様化した救急医療需要に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で必ずしも十分ではない地域がある。本年の消防法及び消防組織法の一部改正により、救急業務の対象として一定の要件を満たす急病人が含まれることが明確化され、昭和62年1月1日から施行されることに伴い、厚生省において、外科系以外の医療機関についても救急病院、救急診療所とするなど救急告示医療機関の在り方について見直しが行われており、その成果が期待されることである。

また、昭和52年度から休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に

応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後ともこの体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救助者の生命、身体の危険を排除するために行われており、昭和60年中の救助活動件数は1万6,625件、救助人員は1万4,618人となっている。最近における災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴い、救助活動には高度かつ専門的な知識・技術が要求されるようになってきているので、消防庁においては「消防救助操法の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の制定並びに消防大学校における教育を中心とした救助隊員の指導者の養成を行うとともに、安全管理の徹底を図るために、「警防活動時等の安全管理マニュアル」及び「訓練時の安全管理マニュアル」を示し、その周知徹底を図っているところである。

さらに、本年においては、救助活動の実施体制に市町村による格差が生じている現状にかんがみ、救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、消防法の規定による人命の救助のための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする同法の改正が行われた(昭和62年1月1日施行)。

この改正に基づき10月1日に制定した救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令により、消防常備市町村に置く救助隊は、①人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成するよう努めるものとする。②省令に定める必要な救助器具を装備すること。③これら救助器具を積載できる救助工作車その他の消防用自動車を備えることをその要件とし、また、このような救助隊を原則として消防署の数と同数設置すものとされた。さらに、人口10万人以上の市町村(人口10万人未満でも中高層建物、幹線道路等に係る人命の救助が特に必要となる市町村を含む)には、高度な救助器具を装備する等その要件を加重したいわゆる特別救助隊を必要数配置するも

のとされた。

今後、市町村にあっては、この基準に到達するよう計画的に救助隊を整備していくことが緊急の課題である。消防庁においても、これに的確に対応した措置を講じていく必要がある。

また、これに加え消防庁においては救助制度の整備拡充を図るため、引き続き救助活動の実施基準の制定、救助操法の見直し、救助隊員の教育訓練の充実等を検討していく必要がある。

4 防災体制の強化

(1) 防災に関する組織・計画の整備

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、災害の多様化を考慮し、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会を設置する等、防災体制の充実が図られており、今後とも地域の防災対策に係る総合調整機能の強化が望まれる。

都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容は随時検討を加え、地域の実態に合うよう年々充実を図る必要がある。なお、震災、火山噴火災害等の特殊な災害については、一般災害と区別して個別の計画を作成することが望まれる。

また、都市構造の変化等に伴う災害要因の複雑多様化に対応するため、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に分析、評価し、災害危険箇所の把握等に努めるとともに、災害時における情報の収集伝達、避難の勧告・指示、高齢者等にも配慮した避難誘導、救援救護等の応急対策について、より実効あ

るシステムを確立し、これらを地域防災計画に反映させること等が今後の課題である。

さらに地震、風水害等その被害が大規模あるいは広域に及ぶ災害に的確かつ円滑に対処するために、災害対策基本法に定める地方公共団体の相互応援に係る制度を活用する必要がある。この点については、臨時行政改革推進審議会の昭和61年6月最終答申においてもふれられているところであり、この制度の活用のため、地域防災計画において、食糧、飲料水等生活必需物資、救出救護に必要な資機材の提供など応援協力体制を具体的に定めておくとともに、事前に応援協定を締結し、また、その内容の充実を図ることなどにより実践的な応援活動システムを確立すべきである。

また、災害時に応急対策が的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実践的な対応能力をかん養しておく必要がある。このような訓練は逐年充実してきており、昭和60年度においては、都道府県で延べ182回、市町村で延べ3,226回の防災訓練が実施されたところであり、今後とも各地域の実情に即し、実効のあがる訓練が活発に行われることが強く期待される。

(2) 情報通信体制の整備

災害時において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、無線通信網の整備を進めてきたが、今後とも、通信衛星の高度利用、回線数の増加、多ルート化等を図りながら、技術の進展に対応した情報通信体制の充実強化に努めることとしている。

ア 消防防災通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線は、電話及びファクシミリによる相互通信及び一斉伝達機能を有し、消防防災ホットラインの幹線として大きな成果をあげている。

しかしながら、この無線通信網は多くの無線局の中継によって構成されており、大規模地震等により中継局が損壊すると通信機能が停止するおそれがある。

あり、また、回線数が限られているため、増大する通信需要を賄いきれないことが予想される。このため消防庁では、昭和58年度から消防防災無線網の非常災害時等のバックアップ回線として、日本最初の実用通信衛星「さくら2号」を用いた衛星通信回線の整備に着手し、昭和59年11月から消防庁と愛知県との間で運用を開始した。この衛星通信回線は、現在、3県との間で運用しているが、地上の災害の影響を受けにくく、回線設定の柔軟性に優れていること等から、今後、その整備を更に進めることとしている。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、なお5府県が未整備であるので、この解消を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方を中心とする豪雨災害、10月の三宅島噴火災害等最近の災害においても実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達あるいは被害状況の把握等防災対策を迅速かつ的確に行うための災害情報の伝達媒体として極めて有効であり、その整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を設け補助を行ってきており、昭和61年3月現在の整備率（同報系）は35.3%となっているが、今後一層、その整備促進を図る必要がある。

また、市町村の消防機関の通信施設として、消防・救急無線の無線通信施設及び専用回線等による有線通信施設があり、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後とも、これら通信施設の機能向上を図り、より効率的な利用技術の開発あるいは利用形態の改善に努め、緊急時においては、迅速かつ的確な処理を行うため、高度情報システムを活用した消防緊急情報システムの整備推進を図る必要がある。

イ 情報通信体制の強化

あらゆる災害に備え、より迅速かつ的確な情報の収集・伝達を可能とするためには、前述の各通信システムの整備を積極的に推進するとともに、それぞれの機能の充実強化を図っていくことが重要である。

無線通信は、災害の影響を受けにくく、また同報性及び回線設定の柔軟性

等の特性を有していることから、現在、災害情報収集伝達の手段として有効に活用されているが、無線通信システムに利用できる周波数には限りがあること等から、利用可能な周波数の確保及び周波数を有効に利用する技術の開発並びに一元的かつ効率的な統制を可能とする接続方式の開発等が望まれる。さらに、各通信システムについて個々の信頼性を高め、一の機能が停止した場合においてもその代替手段が確保されるよう有機的一体的な整備を図るほか、ファクシミリ、データ伝送及び画像伝送等の導入による情報伝達の高度化、高能率化を図る必要がある。

また、近年技術革新の著しい各種の情報通信システムについて、その特性に応じた消防防災活動への適用を検討するとともに、地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後これらを含む総合的な消防防災情報システムの構築を検討する必要がある。

さらに、施設の整備のみならず、平素から、施設の適正な維持管理、夜間・休日の連絡体制の確保、研修・訓練による操作・対応の習熟等運用体制の強化に努め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信体制の確立を図る必要がある。

5 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、昭和61年8月の台風10号及びその後の低気圧による災害にみられるように、毎年のように大きな被害をもたらしている。特に近年は、昭和58年7月の山陰豪雨、昭和60年7月の長野市地附山地すべりや昭和61年7月の鹿児島における梅雨前線豪雨など豪雨に伴うがけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、土砂災害への対応が大きな課題となっている。

このため、各地方公共団体は、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これ

を地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、火山情報伝達体制の整備、住民、観光客等の避難対策の強化、噴火災害を想定した防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

6 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の实情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、東海地震とともに地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてその推進を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充

実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降毎年総合的な防災訓練を実施してきている。昭和61年は、これまでの成果を踏まえ、かつ、防災週間の主たる行事として、9月1日（「防災の日」）に行われた。さらに、同日、南関東六都府市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においても、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練が神奈川県厚木市において実施された。これらの訓練は逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

さらに、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

このほか、地震防災対策強化地域及びその周辺地域以外の地域においても、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。また、全国で23都府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。消防庁においても、昭和60年度に、現行地域防災計画の検討を踏まえ、地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる都道府県震災対策計画策定マニュアルを作成し、都道府県に示し、「震災対策編」策定について指導を行ってきたところである。さらに昭和61年度においては、市町村震災対策計画策定マニュアルの作成について検討を行っており、地域防災計画における「震災対策編」の一層の整備充実が期待される。

これに加え、今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等に

よる情報伝達体制の整備，広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには，消防用施設，通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については，昭和47年度以降，耐震性貯水槽，可搬式小型動力ポンプ，電源車，震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い，その充実を図ってきた。特に，地震防災対策強化地域については，昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき，地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り，併せて，財政負担の軽減を図るため，国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により，消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車，可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

また，地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため，消防防災無線通信施設の整備も進めている。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限は，昭和60年3月の同法改正により5年間延長され，昭和65年3月31日までとなったところであり，これに伴い関係6県の地震対策緊急整備事業計画も所要の改定が行われた。

したがって，今後とも同計画にのっとり，地震防災対策強化地域における消防用施設，通信施設等の整備充実を早急に推進していく必要がある。

7 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

防災については，家庭，職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに，それぞれが自主防災の意識を持ち，災害が発生した場合，冷静に対処できるよう，日ごろから出火防止，初期消火，避難，応急救護などの防災

に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から，消防庁は，年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利用し，火災予防や初期消火の心構え，風水害等への備え，地震発生時の対応等について，全国民を対象として防災知識の普及啓発を行っている。このほか，毎年春秋2回の全国火災予防運動，昭和57年度から設けられた「防災週間」(毎年8月30日から9月5日)などあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また，毎年，安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

地域社会における安全の確保は，火災原因のうち失火が昭和60年中の火災の63.4%を占めていること，また，地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので，今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し，防災知識の普及に努める必要がある。

(2) 地域の自主防災体制の強化

地域社会において，災害から人命を守り，財産を保全するためには，消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず，住民，事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民の一人ひとりが災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより，相当被害の軽減を図ることが期待できる。特に，大規模災害時には，電話が不通となり，道路，橋りょうは損壊し，電気・ガス施設，水道等のライフラインは寸断され，また，消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では，出火の防止，初期消火，避難誘導，被災者の救出救護，応急手当，給食給水等地域住民の自主的な防災活動に期待するところは極めて大きい。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには，地域ごとに自主防災組織を整備し，平常時から，防災知識の普及，防災用資機材の備蓄を進めるとともに大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておく必要がある。

こうした自主防災組織による地域ぐるみの防災活動は，地域社会における

コミュニティ活動の中核となって、地域社会の連帯意識の回復と高揚に大きな役割を果たすことができるものと期待される。

消防庁では、自主防災組織の育成強化を図るため、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っており、昭和61年度からは防災まちづくり事業により、自主防災組織の活動拠点となる防災センターの整備を促進しているところである。自主防災組織は、昭和61年4月1日現在、全国の1,670市区町村で合計4万9,837の組織が結成され1,339万1,063世帯が参加し、組織率（全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数）は34.3%となっている。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ（昭和61年4月1日現在、1万3,133団体、199万8,176人）や少年消防クラブ（昭和61年5月1日現在、5,878団体、61万9,591人）が全国各地で結成され、幼年消防クラブについてもその組織化が進められており、自主防災組織の育成とともに、これらの防火組織の育成強化を通じて地域の防火防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図る必要がある。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後さらにその充実を図っていく必要がある。

（3）事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制としては、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛防災組織等は、防災教育、訓練等により、その充実・強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このように自衛防災組織等の設置が義務付けられていない施設においても自衛防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域の防

災体制の充実のためにも自衛防災組織等の設置の促進を図ることが望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所、施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて事業所の自衛防災体制の育成・強化に努める必要がめる。

8 予防行政の充実

（1）防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形がい化する傾向も見受けられる。防火管理は、経営管理の重要な一分野であることを踏まえ、実効ある防火管理を実施するためには、経営者（管理権原者）の防火に関する高い意識が欠かせないところであり、管理権原者への防火管理指導が特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制

研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を行った。その結果、防火管理業務を警備会社、ビル管理会社等の第三者に委託する場合の取扱いについて昭和58年10月に消防法施行規則を改正したほか、引き続き、防火管理者の種別、防火管理者講習の教科内容及び指導要領並びに防火管理義務対象物の範囲、共同防火管理の在り方、管理権原者に対する防火管理指導等について検討を行い、防火対象物の実態に即した効果的な防火管理を行うことができるよう、必要な制度改正を行うこととしている。

なお、近年、防火・防災業務の一部を様々な形態で第三者に委託するケースが増えてきているところであるが、これに関連して今般施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づく指定は当面なされないこととされている。しかし、防火・防災業務の一部が第三者に委託される場合においても、その委託形態のいかんを問わず防火管理者等が防火・防災業務に携わる者に対して必要な指示等を行うことが不可欠であり、このことは同法が施行された後においても全く同様である。この趣旨を十分踏まえ、今後とも防火・防災業務の適切な遂行を期していく必要がある。

(2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反対象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

このため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置き、全国消防機関に対し、主要な消防用設備等についての違反処理マニュアルを示す等により、悪質な違反対象物の一掃を図るよう指導しているところである。この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定違反対象物が昭和61年3月には372件へと28.7%に減少する等、大きな効果を上げているところであるが、

さらに違反処理の推進を図る必要がある。なお、消防用設備等の整備促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

なお、消火器、スプリンクラーヘッドなどの消防用機械器具等については、検定の対象としてその性能の確保を図ることとされているが、昭和61年4月の消防法改正において検定に係る試験及び個別検定を実施している日本消防検定協会について、政府の関与を縮小するなど経営の効率化を図り、また、その目的及び業務を拡大するなどの措置を講じることとされた。日本消防検定協会においては、引き続き公正かつ中立の立場で厳正に検定業務を実施するとともに、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、経営の効率化を図る一方、検定制度の適正な運営を維持するうえで重要な役割を果たしていくことが期待される。

(3) 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令に従わない違反対象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルに置いて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し「適マーク」の交付率も向上したことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大したところである。

昭和61年3月31日現在の適マーク交付率は、旅館・ホテル等にあつては81.2%、劇場、映画館等にあつては47.8%、公会堂又は集会場にあつては54.2%、百貨店等にあつては49.9%となつており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後とも一層この制度を推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

(4) 情報ネットワークにおける防災対策の推進

情報ネットワークにおける防災対策については、昭和59年11月に発生した東京都世田谷電話局管内の洞道火災により情報ネットワークが破壊され、住民生活、経済活動等に重大な支障を与えたことにも見られるように、情報化が急速に進みつつある現代社会における極めて重要な問題となつてきている。

このため、消防庁では、洞道等に関する予防上の対策として、洞道等の占用者等に対し出火防止対策、ケーブルの延焼防止対策等の推進を図るよう指導したほか、昭和60年9月に火災予防条例準則の一部を改正し、火災が発生した場合の消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等について市町村の消防機関への届出を義務づける等洞道等における防火安全対策の推進を図っている。

また、コンピュータ及び関連機器が通信回線によって連結されるコンピュータネットワークシステムが最近の社会・経済活動において極めて重要な役割を占めるようになってきていることにかんがみ、消防庁としてもコンピュータシステムに係る防火安全対策研究委員会において、その防火安全対策について検討を行い、昭和61年5月には管理運営体制の整備、出火防止措置の徹底、防災設備の充実等総合的な対策を指針の形で消防機関に示す等の指導を行ったところであるが、今後ともこれらを一層充実し、コンピュータネットワークシステムの防火安全の確保を図っていく必要がある。

(5) 防災システムのインテリジェント化

近年、建築物の大規模・複雑化等が一層進み、火災の様相も複雑多様化する傾向にあり、一方特に最近は高度情報化の進展に即応し、インテリジェン

トビルと称する建築物が出現しつつある状況にある。このような動向を踏まえ、例えばエレクトロニクスの技術を用いてセンサーからの火災情報を自動的に処理、判断するとともに、各種の防災設備を的確に制御する等様々な手法により防災システムのインテリジェント化を推進していく必要がある。

このため消防庁では、昭和58年度から防災システムの在り方、評価方法等について調査研究を進めるとともに、昭和60年10月(財)日本消防設備安全センターに、学識経験者等からなる「消防防災システム装置評価委員会」を設置し、新しい防災システムについて迅速に的確な評価を行うこととしており、その機能の優良性が評価されたものについては、積極的にその設置を促進し、技術開発の促進とその活用の推進を図ることとしているところである。

消防庁としては、今後とも技術開発を進めるガイドラインの作成、防災システムのインテリジェント化をテーマとしたシンポジウムの開催等を通じ防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくこととしている。

(6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進

昭和60年中の火災による死者は、放火自殺者を除き、全体で1,089人であるが、そのうち高齢者(61歳以上の者をいう)が505人(46.4%)と多く含まれており、また、年齢層別にみた人口に対する火災による死者数の比率も高齢者の場合、若年層に比べ格段に高くなっている。

一方、建物火災による死者(放火自殺者を除く)のうち91.1%が専用住宅又は店舗等併用住宅の火災により発生しているところである。

このような状況にかんがみ、さらには、今後の高齢化の進展を踏まえるならば、住宅における防火対策の充実は、今日特に重要な課題になってきているものと考えられる。

こうした見地にたち、特に高齢者等を中心として火災による死傷者の発生を防止するため、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の普及を一層推進していかなければならない。

また、火災等の災害が発生した場合に、特に一人暮らし又は寝たきりの高

齢者等を早期に発見し、安全に避難誘導又は救助ができるよう消防機関がその所在等に関する情報を把握し、近隣居住者による協力体制を併せて確保していくことが必要である。その際、緊急情報システムに高齢者等に関する必要情報を入力し、迅速的確にこれらを活用することは極めて有効である。

さらには、各家庭において、火災の発生を早期に的確に発見し、警報等を行うホームセキュリティについて、その在り方及び消防の対応システムについて研究を行い、その適切な普及推進に努めることが今後の大きな課題である。

また、高齢者等を火災から守るためには、カーテン、じゅうたん、寝具等身近な物品の防災化を推進していくとともに、火災を自動的に消火するための住宅用の簡易なシステム等新しい家庭用防災機器を開発し、その普及を図っていくことも重要な課題である。

今後は、このような住宅における総合的な防火対策を強力に推進していくことが必要である。

(7) 旅館・ホテル等特定防火対象物における防火安全対策の推進

昭和61年2月11日には熱川温泉大東館火災、同年4月21日には峰温泉菊水館火災、同年7月31日には社会福祉施設の陽気寮火災等多数の死傷者を伴う特定防火対象物の火災が発生したが、消防庁では、これらの火災事故を踏まえ、非火災報対策の推進、防火管理体制の強化、消防機関への通報体制の整備等について、指導の強化、徹底を図ったところである。

特に旅館・ホテル等においては、夜間における防火管理の徹底がとりわけ重要であることにかんがみ、夜間の防火管理体制の整備、夜間において火災が発生した場合をも想定した避難訓練の実施等について指導を強化するとともに、今後消防庁としても指導マニュアルを作成して、実情に即し一層きめこまかい指導を行うこととしている。

また、これらの火災事故に関連して、火災時に発生する燃焼ガスの影響が種々論議されたところであるが、消防庁においても、この問題に積極的に取り組むこととしており、各種燃焼ガスの発生状況及びその影響について火災実験を行い、その結果の分析を行うとともに、学識経験者等から構成された

「火災における燃焼生成物の毒性に関する調査研究委員会」においてその対策の検討を進め、適切な対応を図ることが今後の大きな課題である。

9 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 危険物の保安の確保

消防法は、発火性又は引火性を有する物品を危険物とし、危険物の保安の確保を図るための規制を行っている。これらの危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設については、これまでのさまざまな事故を教訓とし、また危険物の貯蔵、取扱の態様の変化に即応して、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱の基準等を整備し、保安の徹底を図ってきているところである。

近年においては科学技術及び産業経済の発展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物流通形態の変容、危険物施設の省力化、大規模化など危険物行政を取り巻く環境の変貌が見られるところである。今後の危険物行政は、これらの動向に適切に対応して技術基準等の整備を図っていく一方、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成、危険物施設に対する日常の指導と査察の充実を図るなど消防機関の体制の整備を進めていく必要がある。

また、危険物を取り扱う企業においては、その安全性を確保する社会的責任を有しているが、危険物施設における事故を見ると、従業員の点検不十分、誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因するものも少なくない。このような実態にかんがみ、企業においても、保安教育の徹底等自主保安体制の確立を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実が強く望まれるところである。

昭和60年5月には都内目黒区柿ノ木坂において危険物を移送中のタンクローリーが横転炎上するという重大事故が発生した。この事故をも含めた最近における移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の火災及び事故の実態にかんがみ、昭和61年4月の消防法の一部改正において、市町村長等は、許可をした移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所に対しても、貯蔵又は取扱基準違反に対する遵守命令及び危険物の流出その他の事故が発生したときの応

急措置命令を行うことができることとされた。移動タンク貯蔵所に対しては、従来から消防機関が立入検査等を実施し、安全対策の徹底を図っているところであるが、消防庁としては、消防機関が今回改正された消防法の規定を活用して実効的な立入検査等を行うことができるよう、指導の強化を図ることとしている。このほか、移動タンク貯蔵所の構造等について、危険物保安技術協会に委託して専門的な検討を行ってきたところであり、その結果を踏まえ、所要の基準の強化を図る必要がある。

また、大規模な屋外タンクの技術的な審査を行うことを主な業務とする危険物保安技術協会について、臨時行政調査会答申の趣旨を踏まえ、同協会に対する政府の関与を縮小するなど経営の効率化が図られたほか、同協会の目的及び業務として、新たに準危険物に関する事項等が加えられたところである。危険物保安技術協会においては、引き続き公正かつ中立の立場で厳正な審査を実施するとともに、今回の法律改正の趣旨を踏まえ、経営の効率化を図る一方、危険物及び準危険物の保安に関する総合的な専門機関としての一層の役割を果たすことが期待される。

(2) 石油コンビナート防災体制

昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として、危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため、昭和51年6月に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

石油コンビナート等特別防災区域は、現在33都道府県にわたり82地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお一部未整備のところがある。

今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図ることが必要である。

特に、近年、特定事業所における整理合理化が進む中で、自衛防災組織等の行う業務を部外者に委託することが増加しており、委託に係る防災体制の整備、強化には十分配慮する必要がある。このため、消防庁では、昭和61年9月、委託者の行う防災業務の範囲、実施方法等を明確にして防災業務の適切な実施が確保できるように省令改正を行ったところであるが、さらに、委託に係る防災要員に対する教育訓練についても受託先の実態を勘案したカリキュラムを策定して実施する等その充実強化を図ることが強く望まれる。

このほか、最近では都市周辺の道路網の整備に伴い、石油コンビナート等の上空を通る道路が多数計画されているが、これら道路に係る防災対策を検討する必要がある。また、その態容が多様であり、しかも拡大の危険性を有するという石油コンビナート災害の特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(3) 給油取扱所の保安対策

給油取扱所(ガソリン・スタンド)においては、給油業務以外のサービスも行われているが、施設内に店舗等が設置され、不特定多数の人が出入りすることになれば、出火危険が著しく高まるとともに、万が一にも火災が発生した場合における被害も甚大なものとなる。このため、昭和42年以降、給油取扱所において行うことができる給油業務以外の業務は、自動車関連業務及びドライバー用品等の販売に限定して運用しているところである。この給油取扱所における業務範囲については、近年防災に係る技術水準が向上するとともに、ガソリン・スタンドの営業形態、ドライバーの利用動向にも変化がみられることなどにかんがみ、給油取扱所の技術基準、点検方法等の整備、危険物取扱者に対する安全教育の充実等の安全対策を講じつつ、拡大する方向で見直すこととしている。

また、建築物内に設置される給油取扱所については、二面の開放を義務づけるとともに、その上階については、不特定多数の人が出入りするような用途には使用しないよう指導しているところであるが、このうち上階の利用に関する指導については、上階への延焼防止対策の確立を図る等諸般の安全対

策を講じつつ、その見直しを行うこととしている。

(4) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国のわが国にとり、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄や石油公団法に基づく国家備蓄を実施するため、大規模な備蓄基地が建設されてきている。備蓄基地の態様としては、地下タンク方式によるものが既に完成しているが、最近においては、地中備蓄又は洋上備蓄の方法による備蓄基地が建設されているところである。さらに現在、岩盤備蓄の方法による備蓄基地の建設が、岩手県久慈、愛媛県菊間、鹿児島県串木野の3か所において計画されている。昭和61年5月には貯蔵等の実施主体である日本地下石油備蓄株式会社が設立されているところである。

これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、これに基づき許可を行うとともに、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところであり、今後とも備蓄の態様に応じた適切な対応を行う必要がある。

(5) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和55年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

10 林野火災対策の推進

昭和61年は、冬から春にかけて西日本を中心に大規模な林野火災が相次いで発生し、特に4月6日には、兵庫県、岡山県等6県で大規模な林野火災が群発するなど林野火災による被害は依然跡を絶たない。

また、昭和58年4月27日に東北地方を中心に同時多発した林野火災は、連日の異常乾燥に強風が重なるという気象条件の下で、急速に延焼・拡大し、

広範な林野を焼損したほか、集落に延焼する等、多大な被害をもたらしたことは、未だ記憶に新しいところである。

林野火災には、第1に、出火原因の大半は不用意な火の取扱いによるものであること、第2に、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶにとどまらず、集落への延焼のおそれがあること、第3に、地形、気象等の自然条件から人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難であること、第4に、冬季から春季にかけて集中的に発生するという季節性があること、という特徴がある。

このような特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

第1は、入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成、林野火災多発期における監視パトロールの強化、異常乾燥・強風時における火の始末の徹底等により出火防止対策を強化することである。

第2は、防火水槽、可搬式散水装置、消防無線等の林野火災用消防施設等の整備を充実するとともに、相互応援協定による広域的な消防体制の確立及び消防団員の確保を図ることである。

第3は、機動的・効果的な防ぎょ活動を実施するため、ヘリコプターによる空中消火体制を整備することである。

さらに、林野火災は特定の地域に集中して発生する傾向があることから、重点的、計画的な地域ぐるみの林野火災対策を一層推進する必要がある。

11 特殊災害対策の推進

(1) ガス災害対策の推進

昭和60年中のガス事故は昭和59年中に比し、さらに減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周

知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) トンネル防災対策の推進

長大トンネルの火災事故に対する防災対策としては、鉄道トンネルについては昭和47年11月の国鉄北陸トンネル火災事故を契機に、また道路トンネルについては、昭和54年7月の東名日本坂トンネルの自動車火災を教訓として消火設備、避難誘導設備等の設置強化を図るなど必要な対策が講じられてきたところである。

しかし、昭和62年度完成予定の青函トンネルについては、従来の防災対策以上の防災設備の整備を図るよう関係機関において検討され、工事が行われているが、この青函トンネルをはじめ、現在建設計画が進められている東京湾横断道路トンネル等、従来に例をみない規模、構造の長大トンネルに対しては、トンネル自体における防災対策を講ずることはもとより発災時の迅速かつ効果的な初期対応、応援体制等に係る防災計画の作成、訓練の実施及び消防活動に有効な防災資機材の整備等について検討を進め、長大トンネル防災対策のより一層の充実、強化を図る必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところで

ある。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。事故原因等については、現在、原子力安全委員会にソ連原子力発電所事故調査特別委員会が設置され調査、検討が進められているが、今回のチェルノブイル原子力発電所の事故は我が国では考え難い事故であると報告されている。

消防庁としても同委員会の今後の結論等を踏まえ、我が国の原子力災害対策に教訓となるべき事項については十分検討するとともに、引き続き、地域防災計画に基づく原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故はいったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520名を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4名が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難をきわめた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、大規模災害用資機材の整備を計画的に進めるとともに、これらの資機材を始め、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

特に、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、消防庁において「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」が制定され、ヘリコプターの広域的運用体制が整備されたことに伴い、その積極的活用を努める必要がある。

また、航空機災害のほぼ半数は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約

に定められているが、空港の消防力は、一部を除き、いまだ満足すべき状態になく、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との連携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

(5) 海難救助対策の推進

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」が昨年6月に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後ともこの体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

12 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、消防力の充実、予防対策の徹底、災害に強い安全なまちづくり等の行政施策の推進を図るには、各種災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、時代の要請に応じた課題に重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進することとし、最近においては、地震火災の市街地延焼抑制等地震被害の軽減手段に関する研究、消防用機器の自動化に関する研究、住宅用火災感知システムに関する研究、石油コンビナート等の災害防止技術に関する研究、林野火災の出火、延焼、飛火危険に関する研究を行ってきており、昭和61年度からは、津波から地域住民を守るための早期津波予測システムに関する研究、住宅火災における初期消火のための簡易消火装置等に関する研究、建物内における煙の流れを事前に把握するための装置に関する研究等住民に密着した消防防災に関する科学技術の研究に取

り組むこととしている。また、消防行政上、消防職員の高齢化に伴う消防装備の軽量化、機械化及び建物火災時の燃焼ガス対策が緊急の課題となっているので、これらに関する研究開発にも早急に取り組むこととしている。

今後、科学技術が国民の安全を確保する上で果たす役割が一層増大することに伴い、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割は、ますます重要なものとなる。

特に、研究開発を効率的、効果的に実施するためには、研究施設設備の整備を図ることはもとより社会的要請の変化及び緊急に解決を要する技術的課題に柔軟に対処できる体制の整備が必要である。このため、組織、機構を見直し、研究課題に密接に関連のある産業界、消防機関、大学等との共同研究体制及び外部研究者の受入れ体制の整備を図るとともに、国際交流、協力の実施促進等の改革が必要である。

13 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を越えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し主として国際協力事業団と協力して、①消防職員（アジア諸国等）の消防行政集団研修（昭和61年度までに37か国176名）、②インドネシアの消防の在り方に関する調査団の派遣をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、③韓国消防官の消防大学校での研修等の諸外国からの個別研修員の受入れを行ってきた。

また、財団法人日本消防協会の中国との消防技術交流等、消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上と併せ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関して積極的に国際化を推進し、国際社会に貢献することが益々必要となってきている。

このような社会情勢の中で、開発途上国のニーズに応じた専門コースの新設の検討を含む既存の研修の充実はもとより、①消防専門家派遣の充実、②外国政府から派遣された者に対する消防技術協力の充実、③諸外国への消防技術資料の提供等を行い、諸外国に対する技術協力の充実を積極的に推進する必要がある。

(2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昨年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、国際救急医療チームとも連携しつつ救急活動を行うため国際協力事業団との協力の下での消防救助隊の派遣の準備を消防庁において進めた経緯がある。この時の経験に基づいてその後政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとしたが、その重要な要素として消防庁は世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を同事業団と協力して派遣する体制の整備を進めてきた。消防庁としては、これを「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire Service 略称“IRT-JF”，愛称・“愛ある手”)と称することとしたが、現在、32の消防本部の385人をその要員として登録し、緊急事態発生時には政府における国際緊急援助体制の一環として、機を失せず迅速に登録隊員による消防救助隊を派遣する体制を整えている。また、本年4月にはこれら32の消防本部を中心とする大規模な消防救助訓練が皇太子殿下御臨席のもとに行われた。

本年10月11日、中米エルサルバドルで発生した地震災害に際し、政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。

今後とも、携行する資機材の整備や隊員の訓練の充実等に努め緊急事態発生時に被災国の期待に十分に答えられるようにしていく必要がある。

(3) 基準・認証制度の国際化への対応

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点に立って総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が進められてきたところである

が、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について、この一環として検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

また、これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となる検定対象機械器具等と新しく創設された自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等に区分し、所定の性能等の確保を図ることとされた。また、昭和61年8月に消防法施行令の改正を行い、動力消防ポンプ及び消防用吸管を検定制度の対象から除外し、自主表示対象機械器具等として指定することとされた。なお、これらの制度改正は、同年12月1日から施行することとされている。

また、同改正において、展示用繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象品目から除外することとされ、同年8月から施行することとされた。

以上に加え、さらに一段と国際化を推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを採用していくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年5月には東京においてISO/TC21の国際会議が開催されることになっているところである。今後我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう最大限の努力を傾注していくこととしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

昭和60年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、死者、負傷者、焼損棟数、建物焼損面積、り災世帯数、り災人員及び出火率は前年に比べそれぞれ減少しているが、林野焼損面積及び損害額は前年に比べ増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は164件、死者は4.8人となっている。また、昭和51年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、いずれも、ほぼ横ばい若しくは減少の傾向が見られる。

1 出火件数

(1) 出火件数は減少

昭和60年中の出火件数は5万9,865件で、前年に比べ3,924件(6.2%)減少している。

(2) 建物火災は全火災の61.6%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の61.6%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災、航空機火災を除きいずれも横ばい若しくは減少の傾向にある。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和60年中では、冬季と春季で総出火件数の59.3%を占めている。

第1表 火災の概況

区 分	単 位	昭和60年	昭和59年	増 減 (A) — (B) (C)	増 減 率 (C) (B) × 100 (%)
		(A)	(B)		
出 火 件 数	件	59,865	63,789	△ 3,924	△ 6.2
建 物		36,879	38,254	△ 1,375	△ 3.6
林 野		4,155	4,786	△ 631	△ 13.2
車 両		4,988	4,758	230	4.8
船 舶		160	147	13	8.8
航 空 機		7	2	5	250.0
そ の 他		13,676	15,842	△ 2,166	△ 13.7
焼 損 棟 数	棟	49,717	51,949	△ 2,232	△ 4.3
全 焼		12,927	13,767	△ 840	△ 6.1
半 焼		4,582	5,025	△ 443	△ 8.8
部 分 焼		32,208	33,157	△ 949	△ 2.9
建物焼損面積	m ²	1,977,347	2,031,409	△ 54,062	△ 2.7
林野焼損面積	a	492,389	372,739	119,650	32.1
死 者	人	1,747	2,089	△ 342	△ 16.4
負 傷 者	人	7,550	7,858	△ 308	△ 3.9
り 災 世 帯 数	世 帯	35,833	37,764	△ 1,931	△ 5.1
全 損		9,563	10,295	△ 732	△ 7.1
半 損		3,288	3,383	△ 95	△ 2.8
小 損		22,982	24,086	△ 1,104	△ 4.6
り 災 人 員	人	112,016	119,822	△ 7,806	△ 6.5
損 害 額	百万円	154,927	146,210	8,717	6.0
建 物		149,982	141,603	8,379	5.9
林 野		1,229	1,187	42	3.5
車 両		1,974	1,668	306	18.3
船 舶		512	394	118	29.9
航 空 機		281	0	281	皆 増
そ の 他		949	1,357	△ 408	△ 30.1
出 火 率		5.0	5.3	△ 0.3	—

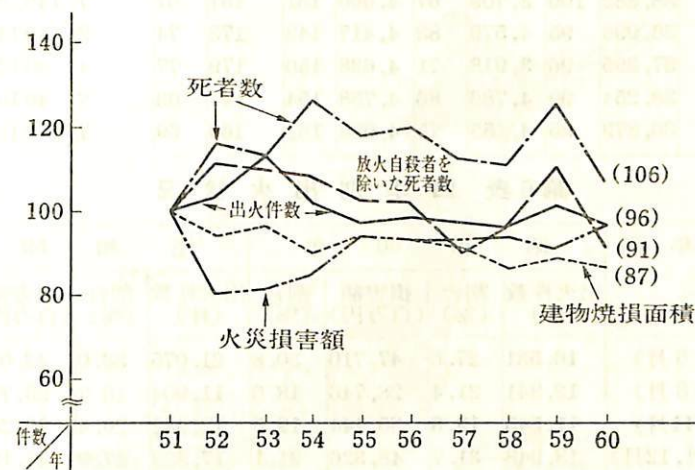
(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。
 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
 3 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和60年	昭和59年
全火災1日当たり	出火件数	164	174
	損害棟数	424	399
	建物焼損面積	136	142
	林野焼損面積	5,417	5,550
	り災世帯数	1,349	1,018
	り災世帯員	98	103
全火災1件当たり	損害額	259	229
	死者	307	327
建物火災1件当たり	負傷者	4.8	5.7
	損害額	20.7	21.5
	損害額	407	370
	建物焼損面積	54	53
建物火災1件当たり	焼損棟数	1.3	1.4
	り災世帯	1.0	1.0
	り災世帯員	3.0	3.1
林野火災1件当たり	損害額	30	25
	林野焼損面積	119	78

第3図 火災の傾向

(昭和51年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和60年	昭和59年
建物火災	61.6%	60.0%
林野火災	6.9	7.5
車両火災	8.3	7.5
船舶火災	0.3	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	22.9	24.8
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和51年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
51	38,796	100	5,549	100	3,099	100	233	100	5	100	14,622	100
52	39,302	101	5,227	94	3,392	109	215	92	2	40	15,836	108
53	39,912	103	7,208	130	3,590	116	254	109	5	100	19,454	133
54	38,291	99	5,534	100	3,639	117	244	105	4	80	16,082	110
55	38,014	98	4,120	74	3,773	122	155	67	2	40	13,821	95
56	38,882	100	3,709	67	4,050	131	157	67	7	140	13,983	96
57	36,996	95	4,579	83	4,417	143	173	74	2	40	14,401	98
58	37,395	96	3,918	71	4,638	150	179	77	4	80	13,606	93
59	38,254	99	4,786	86	4,758	154	147	63	2	40	15,842	108
60	36,879	95	4,155	75	4,988	161	160	69	7	140	13,676	94

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 60 年				昭 和 59 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	16,531	27.6	47,710	30.8	21,075	33.0	43,084	29.5
夏季(6月~8月)	12,841	21.4	28,746	18.6	11,904	18.7	25,713	17.6
秋季(9月~11月)	11,545	19.3	30,144	19.5	12,982	20.4	30,284	20.7
冬季(1月,2月,12月)	18,948	31.7	48,326	31.1	17,828	27.9	47,129	32.2
計	59,865	100.0	154,927	100.0	63,789	100.0	146,210	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため、計が各季別の合計と一致しない場合がある。

(4) 出火率は5.0

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で5.0と前年に比べ減少しているが、昭和60年は、昭和51年に比べて、出火件数で3.9%下回り、出火率で0.6ポイント下回っている(第7表参照)。

第7表 出火率, 出火件数, 人口及び世帯数の変化

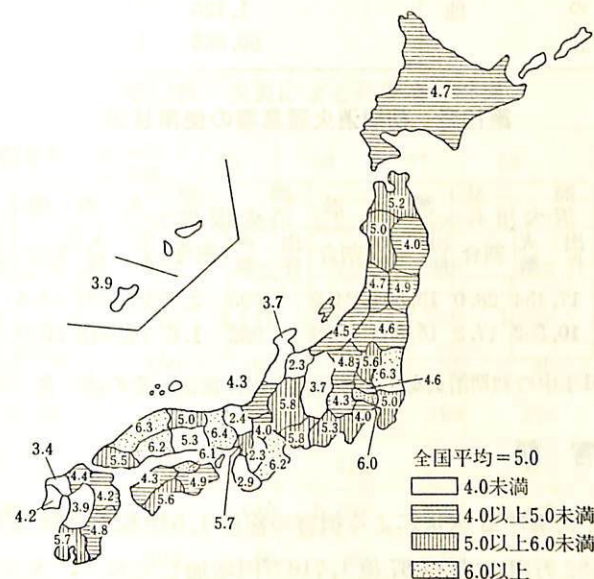
区 分	昭和60年	昭和51年	増減率(%)
出 火 率	5.0	5.6	-
出 火 件 数(件)	59,865	62,304	△ 3.9
うち建物火災	36,879	38,796	△ 4.9
人 口(人)	120,007,812	112,145,133	7.0
世 帯 数(世帯)	38,457,479	33,911,052	13.4

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

(5) 出火率の高いのは兵庫県, 低いのは富山県, 奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の6,886件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の間となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県

第8図 都道府県別出火率



全国平均=5.0
 □ 4.0未満
 ▨ 4.0以上5.0未満
 ▩ 5.0以上6.0未満
 ■ 6.0以上

の出火件数が多い。一方、少ない方では、富山県の257件を最低に、奈良県、佐賀県、鳥取県の順となっている（附属資料3参照）。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.0に対して、最高は兵庫県の6.4、最低は富山県と奈良県の2.3となっている。

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第9表 覚知方法別出火件数

(昭和60年中)

区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知機	268	0.4
火災報知専用電話(119番)	46,570	77.9
加入電話	2,955	4.9
警察電話	1,605	2.7
望楼発見	10	0.0
駆け付け通報	740	1.2
事後聞知	6,592	11.0
その他	1,125	1.9
計	59,865	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件，%)

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
51	17,454	28.0	15,504	24.9	1,693	2.7	27,653	44.4
60	10,362	17.3	15,952	26.6	932	1.6	14,957	25.0	17,662	29.5

(注) 昭和51年中の初期消火をしなかった出火件数は、その他に含む。

2 損害額

昭和60年中における火災による損害の額は、1,549億2,748万円で、前年(1,462億1,032万円)に比べ87億1,716万円増加しており、火災1件当たり

では259万円(前年229万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の96.8%を占めている(第1表参照)。

第11表 損害額の推移

(昭和51年=100)

区分	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
損害額(億円)	1,610	1,294	1,305	1,368	1,507	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549
指数	100	80	81	85	94	93	93	94	91	96
1件当たり損害額(千円)	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588
指数	100	78	72	83	97	96	95	98	89	100

3 死者

昭和60年中の放火自殺者を除いた火災による死者は1,089人で、前年(1,338人)に比べ249人減少しており、過去10年間では、最も少ない人数となっている。これに対し、放火自殺者は658人で、前年(751人)に比べ93人減少している。

第12表 火災による死傷者の推移

区分	年別	45~54年平均	55	56	57	58	59	60
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,357	1,238	1,226	1,096	1,152	1,338	1,089
	放火自殺者数	385	709	745	753	676	751	658
	計	1,742	1,947	1,971	1,849	1,828	2,089	1,747
指数	放火自殺者を除いた数	100	91	90	81	85	99	80
	放火自殺者数	100	184	194	196	176	195	171
	計	100	112	113	106	105	120	100
負傷者数(人)		9,046	8,049	8,004	8,112	7,407	7,858	7,550
指数		100	89	88	90	82	87	83

(1) 建物火災による死者は163人減少

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ163人減少して1,211人となり死者総数に対する割合も69.3%となっている。

第13表 火災種別死傷者数 (昭和60年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,211人	69.3%	6,696人	88.7%	
林野火災	14	0.8	201	2.7	
車両火災	162	9.3	238	3.2	
船舶火災	3	0.2	26	0.3	
航空機火災	3	0.2	2	0.0	
その他の火災	354	20.3	387	5.1	
計	1,747	100.0	7,550	100.0	

(2) 火災による死者は冬季と真夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、昭和60年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の57.7%に当たる1,008人の死者が発生している。

第14表 月別死傷者発生状況 (昭和60年中)

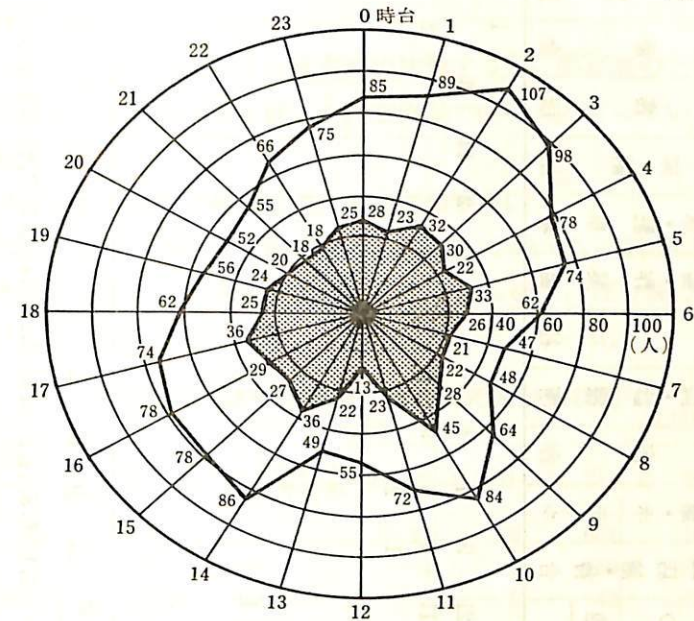
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	243	197	181	137	120	85	62	112	82	126	152	250	1,747
割合(%)	13.9	11.3	10.4	7.8	6.9	4.9	3.5	6.4	4.7	7.2	8.7	14.3	100.0
うち放火自殺者(人)	62	55	60	47	43	46	27	66	43	63	67	79	658
割合(%)	9.4	8.4	9.1	7.1	6.5	7.0	4.1	10.0	6.5	9.6	10.2	12.0	100.0
負傷者(人)	879	694	744	679	636	530	478	561	460	480	558	851	7,550
割合(%)	11.6	9.2	9.9	9.0	8.4	7.0	6.3	7.4	6.1	6.4	7.4	11.3	100.0

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり2時台が最も多く107人で、次いで3時台(98人)、1時台(89人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は、7時台の47人で、次いで8時台(48人)、13時台

(49人)となっている。

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和60年中)



- (注) 1 死亡時刻不明者53人(うち放火自殺者32人)を除く。
- 2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

(3) 火災による死者の数が多のは東京都、少ないのは佐賀県

都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都が124人で最も多く、次い

第16表 人口に対する死者数の割合

(昭和60年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
高知	839	30	3.58	奈良	1,304	7	0.54
鹿児島	1,819	53	2.91	佐賀	880	5	0.57
青森	1,524	38	2.49	熊本	1,837	15	0.82
秋田	1,254	28	2.23	鳥取	616	6	0.97
福島	2,080	46	2.21	大分	1,250	13	1.04

(注) 人口は昭和60年10月1日現在の国勢調査速報(総理府統計局調べ)による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況 (昭和60年中)

区 分	計		併 用 住 宅											計 (%)									
	一般住宅	専用住宅	共同住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	飲食店舗・待合	旅館・ホテル	寄宿舎	病院・診療所	神社	工場・作業場	車庫・駐車場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	複合用途	その他	
不	27	22	2	21	6	1	10	3	1	21	9	4	4		1	12	2	14	3	1	19	1	1
1	823	618	54	38	4	9	10	8	1	11	9	4	4		12	2	14	3	1	19	12	5	
2	284	120	57	6	4	10	11	2	2	11	3	3	9		5					2	2		
3	30	2	14	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2										
4	15	7	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2										
5	7	3	1	2	1	3																	
6	3	1	1	1																			
7	1	2	1	1																			
10	2	1	1	1																			
11	3	3	1	1																			
地下1階	2	1	1	1																			
計	1,197	762	145	69	12	26	21	6	1	38	13	9	13	(1.1)	17	2	14	3	3	22	18		
	(100.0)	907	(75.8)				173	(14.5)															

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種類により整理している。

で北海道の113人となっている。一方、死者が少ないのは佐賀県の5人となっている。なお、前年より死者が増加したのは13都道府県となっている(附属資料3参照)。

これを、人口10万人当たりの死者数と比較すると、第16表のとおり最も高いのは高知県で3.58人、最も低いのは奈良県で0.54人となっている。全国平均は1.44人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,197人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が728人(60.8%)、部分焼の場合が289人(24.1%)、半焼の場合が180人(15.0%)となっている。

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和60年中)

構造別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火 傷	打撲・骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
防 火 造	73	81		4	1	159	31	190
簡易耐火造	23	15			5	43	13	56
耐 火 造	36	29	1	6		72	29	101
そ の 他	7	7		1	1	16	7	23
計	440	442	1	28	40	951	246	1,197

第19表 死因別死者発生状況の推移

年 別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火 傷	打撲・骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
56	478 (39.0)	670 (54.6)	6 (0.5)	25 (2.0)	47 (3.8)	1,226 (100.0)	745 [37.8]	1,971
57	438 (40.0)	574 (52.4)	25 (2.3)	23 (2.1)	36 (3.3)	1,096 (100.0)	753 [40.7]	1,849
58	411 (35.7)	647 (56.2)	5 (0.4)	29 (2.5)	60 (5.2)	1,152 (100.0)	676 [37.0]	1,828
59	594 (44.4)	651 (48.7)	9 (0.7)	39 (2.9)	45 (3.4)	1,338 (100.0)	751 [36.0]	2,089
60	454 (41.7)	550 (50.5)	5 (0.5)	31 (2.8)	49 (4.5)	1,089 (100.0)	658 [37.7]	1,747

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が907人(75.8%)、併用住宅での死者が173人(14.5%)で両者で建物火災の死者の9割を占めている。また、1階での死者が最も多く823人(68.8%)、次いで2階が284人(23.7%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が827人で最も多く69.1%を占め、次いで防火構造が190人で15.9%となっている。

(5) 死因は火傷が50.5%、中毒・窒息が41.7%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が550人で50.5%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が454人で41.7%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占める

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが784人で放火自殺者を除く死者総数1,089人の72.0%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが287人と最も多くなっている。

さらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち57.5%に当たる626人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和56年=100)

区 分 年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当 たりの死者数	
	人口(千人) A	指 数	死者(人) B	指 数	B/A×100	指 数
56	14,571	100	589	100	4.04	100
57	15,009	103	541	92	3.60	89
58	15,461	106	608	103	3.93	97
59	15,985	110	681	116	4.26	105

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。なお、昭和60年については、国勢調査集計において未発表である。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災は38件

昭和60年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は38件(前年43件)発生し、これによる死者は128人(前年237人)となっている。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和60年中)

区 分		計	3 人	4 人	5 人
計		38(128)	27(81)	8(32)	3(15)
建物 火災	全 焼	24(82)	16(48)	6(24)	2(10)
	半 焼	3(9)	3(9)		
	部 分 焼	4(12)	4(12)		
林 野 火 災					
車 両 火 災		5(19)	2(6)	2(8)	1(5)
船 舶 火 災					
航 空 機 火 災		1(3)	1(3)		
その 他 の 火 災		1(3)	1(3)		

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火

災の建物用途別死者発生状況

(昭和60年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数								
		計	一 般 住 宅		併 用 住 宅			ホ テ ル	そ の 他	
			専用住宅	共同住宅	店 舗	工 場	倉 庫			
計	31	103	54	12	13	6	7	3	3	5
			66		29					
1 階	22	42	29	2	4				2	5
2 階	6	52	25	7	9	3	7		1	
3 階	1	3		3						
5 階	1	3				3				
11 階	1	3						3		

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者を発生した階ごとに集計した。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で31件発生している。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が66人で64.1%を占めている。

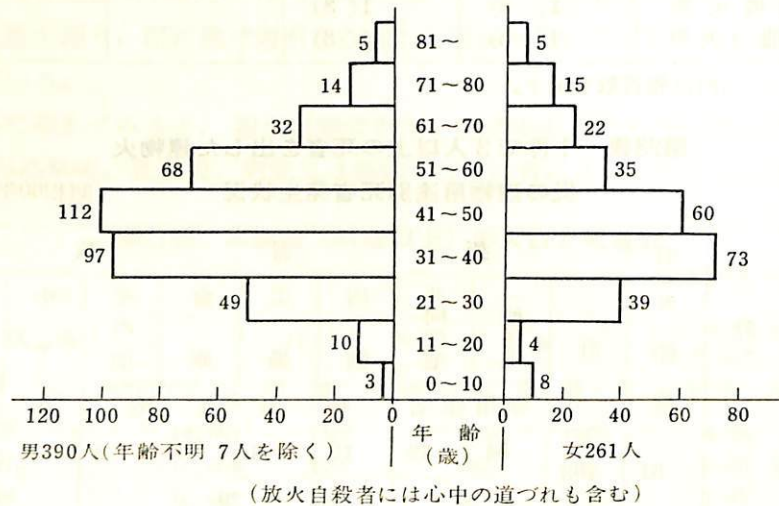
(8) 放火自殺者は死者総数の37.7%

昭和60年中の放火自殺者は658人で、前年(751人)より93人減少しており、死者総数に占める割合は37.7%となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41~50歳が172人(前年171人)と最も多く、全体の26.1%を占めている。性別では男性397人、女性261人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和60年中)



4 出火原因

昭和60年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数5万9,865件のうち、失火による火災が3万7,972件(63.4%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

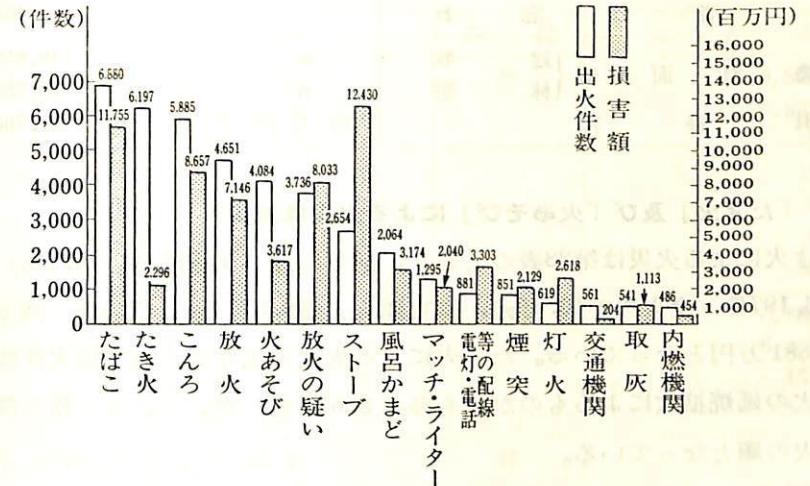
(昭和60年中)

区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	37,972	63.4
放火・放火の疑い	8,387	14.0
自然発火・再燃	1,066	1.8
天災	215	0.4
不明	12,225	20.4
計	59,865	100.0

(1) 「たばこ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たばこによる火災が、6,880件で前年に比べ721件(9.5%)減少し、全火災の11.5%(前年11.9%)を占め首位、次いで、たき火、こんろ、放火の順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額



たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は、28億3,868万円（19.5%）減少して117億5,499万円となっている。たばこによる火災の主な発火源別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く3,948件、次いで、火源落下、消し忘れの順となっている。

第27表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 60 年
出 火 件 数	件	6,880
うち 建物火災		3,643
林野火災		815
車両火災		308
船舶火災		12
その他の火災		2,102
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,948
火源落下		1,342
消し忘れ		453
焼 損 面 積 {建物	m ²	143,850
林野	a	45,235
損 害 額	百万円	11,755

(2) 「たき火」及び「火あそび」による火災は減少

たき火による火災は第28表のとおり、前年に比べ1,516件（19.7%）減少して6,197件（全火災の10.4%）、損害額も1億9,377万円（7.8%）減少し22億9,581万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く3,576件、次いで、火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年と比べ810件（16.6%）減少して4,084件（全火災の6.8%）、損害額も7億9,964円（18.1%）減少し36億1,746万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く1,667件、次いで、ライター、花火の順となっている。

第28表 火あそび及びたき火による火災の損害状況

(昭和60年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	6,197	4,084
主な発火源別出火件数	件		
		たき火の延焼拡大	3,576
		火の粉の飛火	2,430
		虫 焼 火	191
		マ ッ チ	1,667
		ラ イ タ ー	1,153
		花 火	193
焼 損 面 積 {建物	m ²	56,964	69,212
林野	a	42,961	4,679
損 害 額	百万円	2,296	3,617

(3) 「こんろ」による火災も減少

こんろによる火災は、第29表のとおりである。こんろによる火災は、前年に比べ61件（1.0%）減少して5,885件の火災が発生し、損害額も13億4,444

第29表 こんろによる火災の損害状況

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	5,885
うち 建物火災		5,833
林野火災		2
車両火災		12
船舶火災		6
航空機火災		0
その他の火災		32
出 火 件 数	件	5,885
うち ガスこんろ		5,407
電気こんろ		192
石油こんろ		160
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		4,299
使用方法の誤り		331
引火・ふく射		308
建 物 焼 損 面 積	m ²	124,586
損 害 額	百万円	8,657

万円 (13.4%) 減少して86億5,723万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く5,407件で全体の91.9%と大半を占めている。次に、こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが4,299件とその大半(73.1%)を占めている。

(4) 「ストーブ」による火災も減少

ストーブによる火災は、第30表のとおりであり、前年に比べ286件(9.7%)減少して2,654件発生し、損害額も2億7,996万円(2.2%)減少して124億3,010万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,879件で全体の70.8%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが683件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

第30表 ストーブによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 60 年
出 火 件 数	件	2,654
うち 石油ストーブ		1,879
電気ストーブ		457
まきストーブ		168
ガスストーブ		133
石炭ストーブ		16
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		683
引火・ふく射		595
使用方法の誤り		336
消し忘れ		168
調整不良		153
建物焼損面積	m ²	165,952
損害額	百万円	12,430

(5) 「放火及び放火の疑い」による火災は増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第31表のとおりである。放火による出火件数は4,651件で前年に比べ145件(3.2%)増加し、放火の疑いによるものは3,736件で前年に比べ554件(17.4%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて8,387件(全火災の14.0%)で、前年に比べ699件(9.1%)増加している。放火による損害額は71億4,640万円で、前年に比べ14億3,141万円(16.7%)減少しており、放火の疑いによるものを合わせると151億7,979万円で前年に比べ8億9,156万円(6.2%)増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,421件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たばこによるものの順になっている。

また、放火(疑いを含む。)された時間帯をみると、夜間から深夜にかけてピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,455件で65.0%を占めている。

第31表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和60年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	4,651	3,736	8,387
うち ライターによるもの		1,299	1,122	2,421
マ ッ チによるもの		724	306	1,030
た ば こによるもの		23	25	48
焼 損 面 積 {建物	m ²	74,993	71,816	146,809
{林 野	a	1,139	3,862	5,001
損 害 額	百万円	7,146	8,033	15,179

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

第32表 主な着火物別出火件数

着火物	昭和60年		昭和59年	
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)
枯れ草	9,183	15.3	10,231	16.0
動植物油	4,670	7.8	4,442	7.0
寝具	3,289	5.5	3,529	5.5
紙くず・わらくず	3,134	5.2	3,565	5.6
袋・紙製品	2,887	4.8	2,822	4.4
合成樹脂と成形品	2,550	4.3	2,532	4.0
ガソリン	2,232	3.7	2,157	3.4
繊維製品	1,855	3.1	1,869	2.9
礦物油	1,413	2.4	1,426	2.2
落葉	1,283	2.1	1,544	2.4

(注) 昭和60年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に101件、14分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万6,879件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和60年は前年に比べ1,375件(3.6%)減少している(第5表参照)。

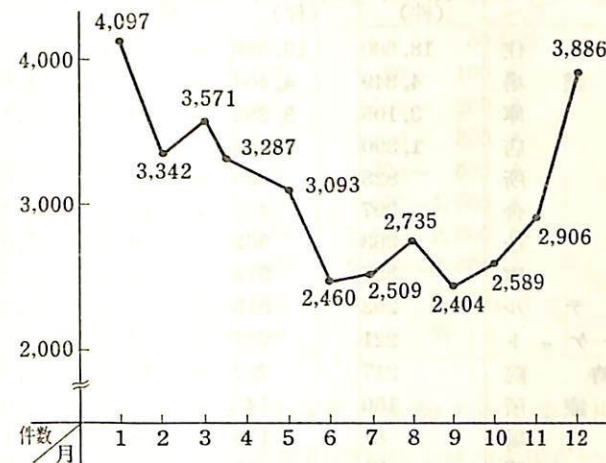
次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,660件で最も多く、全体の半数(50.6%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第33図 建物火災の月別出火件数

(昭和60年中)



ウ 木造建物の火災が56.0%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万638件で建物出火件数の56.0%を占め、次いで、防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の22.5%(5件のうち1件)が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が66.6㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表の

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況		出火件数			焼損面積 (m ²)	損害額 (百万円)
	昭和60年 (件)	昭和59年 (件)	増減率 (%)				
居 住	18,660	19,339	△ 3.5		759,180	51,277	
工 場・作 業 場	4,349	4,404	△ 1.2		438,856	44,026	
倉 庫	3,105	3,252	△ 4.5		237,513	12,686	
飲 食 店	1,390	1,466	△ 5.2		57,333	5,811	
事 務 所	823	846	△ 2.7		29,866	2,575	
養 畜 舎	397	460	△ 13.7		79,457	1,726	
学 校	363	362	0.3		15,900	653	
車 庫	327	318	2.8		9,818	533	
旅 館・ホ テ ル	293	315	△ 7.0		25,426	1,471	
百 貨 店・マ ー ケ ッ ト	221	227	△ 2.6		7,314	1,160	
神 社・寺 院	217	252	△ 13.9		14,458	1,641	
病 院・診 療 所	150	142	5.6		2,048	291	
劇 場・興 行 場	81	118	△ 31.4		9,112	1,133	
官 公 署	81	92	△ 12.0		2,844	106	
福 祉・保 険 施 設	69	73	△ 5.5		2,634	112	
浴 場	47	52	△ 9.6		2,789	212	
そ の 他	6,306	6,536	△ 3.5		280,610	24,543	
計	36,879	38,254	△ 3.6		1,975,158	149,956	

第35表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年 別				昭 和 60 年				
	昭 和 56 年	昭 和 57 年	昭 和 58 年	昭 和 59 年	出火 件数	延焼率 (%)	焼損 棟数	1件当 たり焼 損面積 (m ²)	1件当 たり損 害額 (千円)
木 造	22,552	21,060	21,396	21,899	20,638	22.5	30,202	66.6	3,904
防 火 造	6,405	6,033	5,890	5,965	5,774	13.0	7,216	34.7	3,580
耐 火 造	4,441	4,492	4,630	4,573	4,803	2.3	4,936	9.3	1,693
簡易耐火造	3,574	3,528	3,595	3,696	3,587	9.1	4,132	65.3	8,872
その他・不明	1,910	1,883	1,884	2,121	2,077	44.0	2,788	58.3	4,221
全建物火災	38,882	36,996	37,395	38,254	36,879	18.1	49,274	53.6	4,066

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和60年中)

損 害 額(万円)	出 火 件 数	焼 損 面 積(m ²)	出 火 件 数
10未満	16,765	50未満	27,331
10～ 50 〳	5,055	50～ 100 〳	3,487
50～ 100 〳	2,265	100～ 200 〳	3,591
100～ 500 〳	6,319	200～ 300 〳	1,251
500～1,000 〳	2,961	300～ 500 〳	749
1,000～2,000 〳	2,075	500～1,000 〳	345
2,000～3,000 〳	620	1,000～2,000 〳	94
3,000～5,000 〳	447	2,000～3,000 〳	19
5,000以上	372	3,000以上	12
計	36,879	計	36,879

とおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万1,820件で全体の59.2%を占め、焼損面積では1件の火災につき50m²未満の出火件数が2万7,331件で全体の74.1%を占めており、建物火災の多くは小火災である。

オ 建物火災はこんろによるものが多い

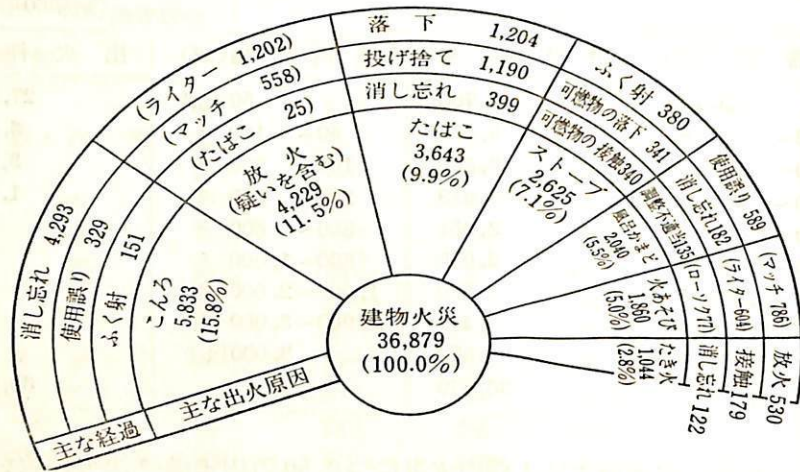
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが5,833件(全体の15.8%)と最も多く、次いで、放火(疑いを含む。)、たばこ、ストーブの順となっている。

こんろによる火災5,833件のうち4,293件(73.6%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが329件、ふく射によるものが151件となっている。放火(疑いを含む。)による火災は4,229件で、ライターによるもの1,202件(28.4%)、マッチによるもの558件、たばこによるもの25件となっている。

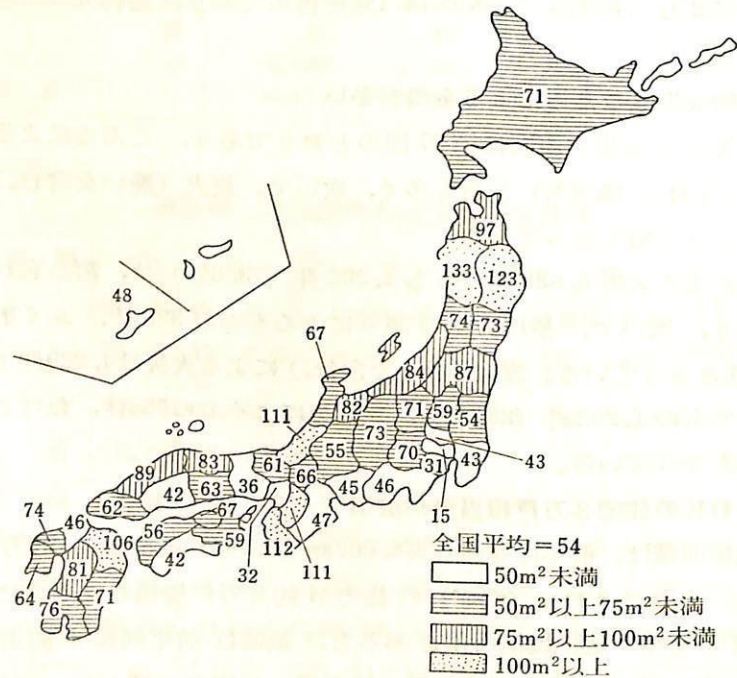
カ 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ5万4,062m²(2.7%)減少して197万7,347m²となった。これは3DK(65m²)の住宅が約3万戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で13万9,668m²、次いで、大阪府、愛知県、埼玉県、兵庫県の順となっており、一

第37図 建物火災の主な出火原因と経過 (昭和60年中)



第38図 建物火災1件当たりの焼損面積 (昭和60年中)



方、少ない県は沖縄県の10,950m²を最低に、高知県、山梨県、徳島県、富山県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は54m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりである。全国平均は54m²で前年に比べ1m²増加している。全国平均を上回るのは、秋田県の133m²を最高に、岩手県123m²、和歌山県112m²、福井県と奈良県の111m²など34道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の15m²を最低に、神奈川県、大阪府、兵庫県、広島県、高知県など13都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

ク 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万989件(建物火災の56.9%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のもの

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和60年中)

区分	出火件数		一件当たり焼損面積(m ²)		一放水件当たりポンプ数(台)		延焼率(%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
覚知から放水開始まで								
5分以内	9,397	5,391	4,006	68.7	98.4	3.7	4.6	27.4
6～10	8,673	4,904	3,769	81.2	109.0	4.1	4.5	29.8
11～15	1,906	1,008	898	109.0	138.5	4.3	4.4	29.2
16～20	562	286	276	143.8	143.0	4.3	4.2	32.6
21分以上	451	206	245	137.4	145.1	3.9	3.9	32.4
放水した建物火災	20,989	11,795	9,194	80.4	109.2	3.9	4.5	29.8
全建物火災(放水しなかった火災を含む)	36,879			55.2		2.4		18.1

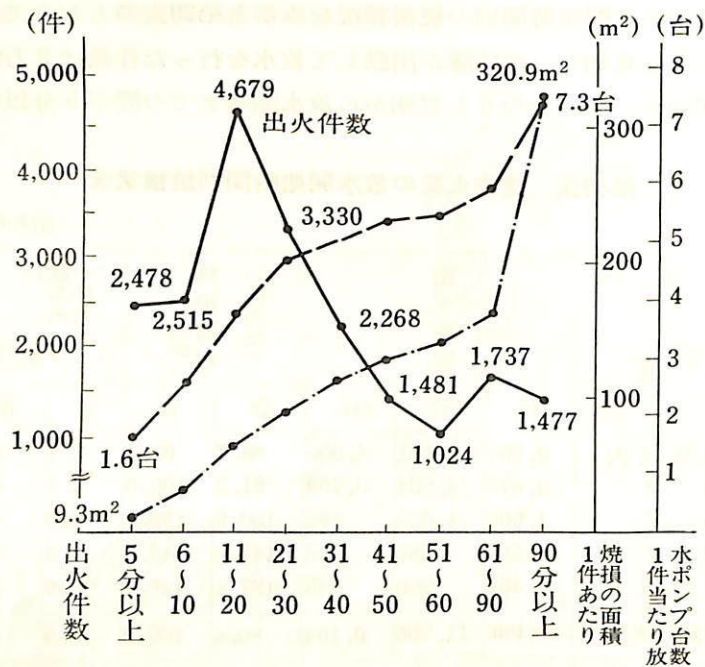
は 9,397 件 (44.8%), 10 分以内のものは 1 万 8,070 件 (86.1%) となっている。

覚知から放水までの時間ごとに 1 件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

ケ 建物火災の 46.0% は放水開始後 20 分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第 40 図のとおり、放水開始後 11 分から 20 分までのものが 4,679 件で最も多く、20 分以内に鎮火した件数は 9,672 件で全体の 46.1% となっている。

第 40 図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



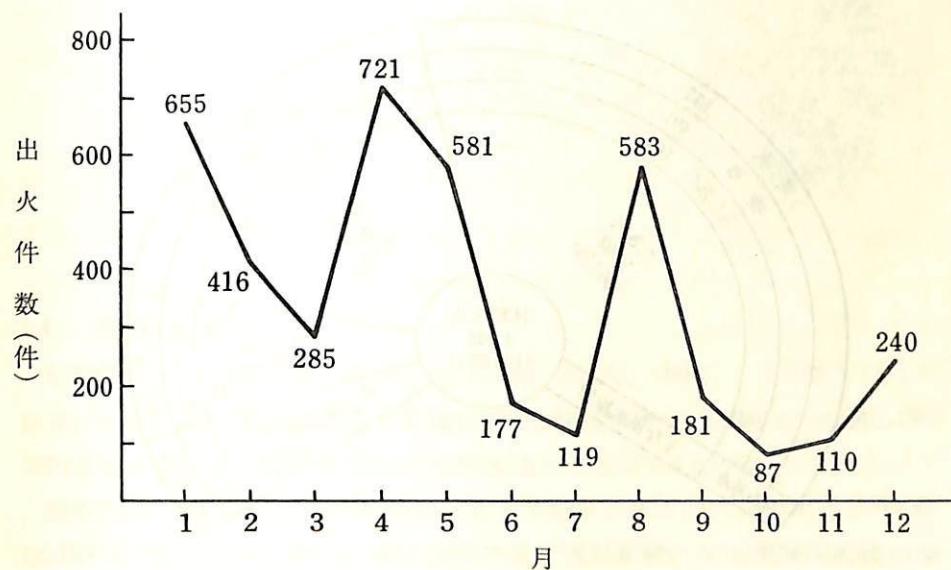
(2) 林野火災

昭和 60 年中の林野火災の出火件数は 4,155 件で、前年に比べ 631 件 (13.2%) 減少した。焼損面積は 4,924ha で前年より 1,197ha (32.1%), 林野損害額は 12 億 2,900 万円 で前年より 4,200 万円 (3.5%) と、それぞれ増加している。焼損面積の増加は、昭和 60 年 4 月 30 日、北海道で大規模な原野火災が発生したことによる。なお、昭和 60 年中の林野火災による死者は 14 人で、前年を 27 人下回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、北海道が 2,507ha で最も大きく、次いで香川県、愛媛県、鹿児島県、広島県の順となっている (附属資料 3 参照)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第 41 図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、4 月から 5 月にかけて多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、かつ、山菜取りや山林作業等のために森林に入り込む人々が多くなり、出火の危険性が高くなるためである。

第 41 図 林野火災の月別出火件数 (昭和 60 年中)



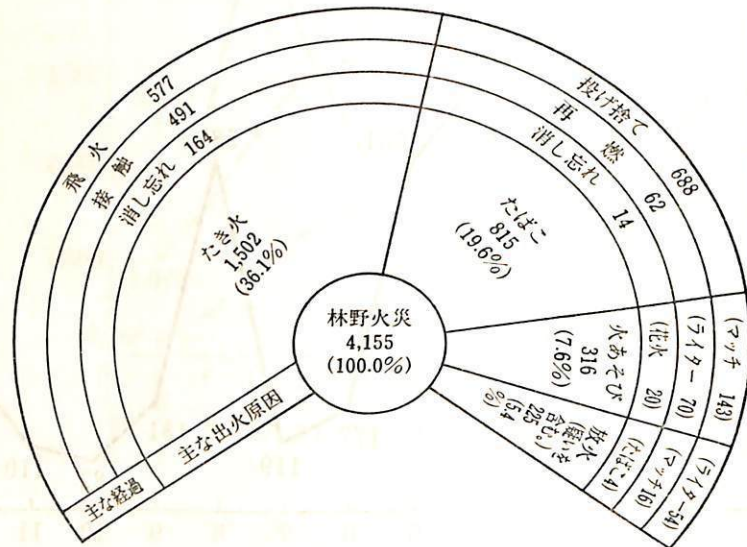
林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,122件で全体の99.2%を占めている。

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況 (昭和60年中)

焼損面積 区分	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)	4,122	21	6	0	0	6	4,155
焼損面積 (ha)	1,218	304	144	0	0	3,259	4,924
損害額 (千円)	637,809	116,264	81,216	0	0	393,989	1,229,278

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,502件で全体の36.1%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火の順となっている。

第43図 林野火災の主な出火原因と経過 (昭和60年中)

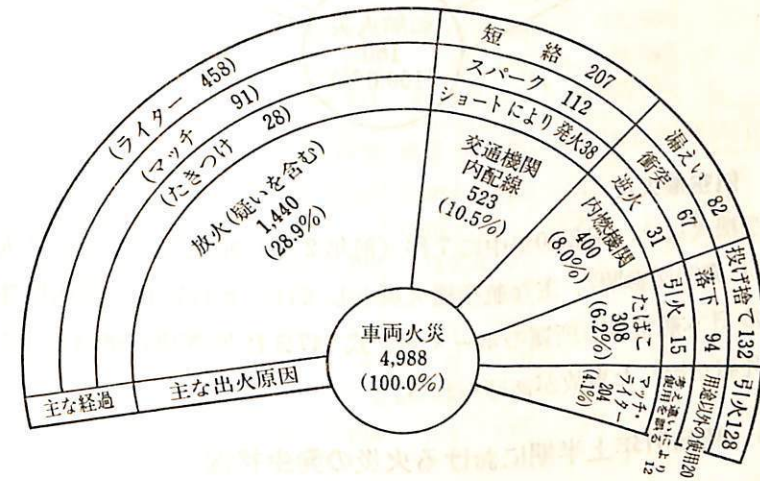


(3) 車両火災

昭和60年中の出火件数は4,988件で前年に比べ230件(4.8%)、損害額は19億7,400万円で前年と比べ3億600万円(18.3%)、それぞれ増加している。一方、車両火災による死者は162人で前年に比べ55人(25.3%)減少している。

車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火(疑いを含む)によるものが1,440件(28.9%)と最も多く、次いで交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

第44図 車両火災の主な出火原因と経過 (昭和60年中)



(4) 船舶火災

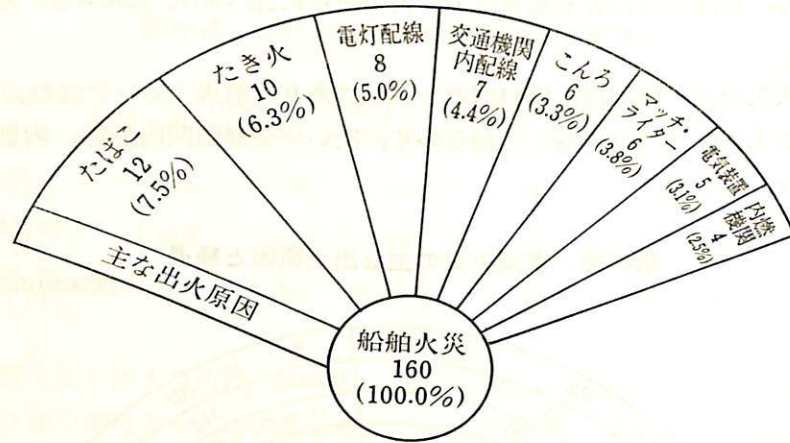
昭和60年中の出火件数は前年に比べ13件(8.8%)増加し、160件となっている。また、損害額は前年より1億1,800万円(29.9%)増加し、5億1,200万円となっている。船舶火災による死者は3人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、たばこによる火災が12件(全体の7.5%)と最も多く、次いでたき火、電灯配線、交通機関内配線の順

となっている。

第45図 船舶火災の主な出火原因

(昭和60年中)



(5) 航空機火災

航空機火災は、昭和60年中に7件（前年2件）発生し、死者は3人となっている（第66図参照）。主な航空機火災としては、8月12日、群馬県多野郡上野村に日本航空(株)所属のボーイング式747SR旅客機が墜落炎上し、520名の死者を出した事故があげられる。

6 昭和61年上半期における火災の発生状況

昭和61年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ、死傷者数、焼損棟数、り災世帯数及び建物焼損面積は、いずれも前年同期に比べ増加している。しかし、林野焼損面積、損害額は減少している。

また、死者は1,208人で前年同期に比べ245人増加している。死者のうち放火自殺者は431人で、前年に比べ118人増加しており、放火自殺者以外の死者も前年同期に比べ127人増加している。

なお、昭和61年上半期では、静岡県賀茂郡東伊豆町で、死者24人を出した

第46表 昭和61年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	昭和61年	昭和60年	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)				
	上半期 (A)	同 期 (B)						
総出火件数(件)	37,398	33,335	4,063	12.2				
建物火災	21,177	19,850	1,327	6.7				
林野火災	3,750	2,835	915	32.3				
車両火災	2,575	2,395	180	7.5				
船舶火災	82	76	6	7.9				
航空機火災	2	1	1	100.0				
その他の火災	9,812	8,178	1,634	20.0				
焼損棟数(棟)	28,121	26,999	1,122	4.2				
り災世帯数(世帯)	20,974	19,759	1,215	6.1				
焼損面積								
建物 (m ²)	1,108,718	1,077,116	31,602	2.9				
林野 (a)	388,635	398,177	△ 9,542	△ 2.4				
損害額(千円)	82,094,821	89,047,273	△ 6,952,452	△ 7.8				
死傷者別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
死 計	1,208	4,338	963	4,162	245	176	25.4	4.2
死 傷者数 (人)	(431)		(313)		(118)		(37.7)	
建物	832	3,703	714	3,697	118	6	16.5	0.2
林野	20	196	12	140	8	56	66.7	40.0
車両	108	127	80	105	28	22	35.0	21.0
船舶	2	21	1	5	1	16	100.0	320.0
航空機	0	3	0	0	0	3	—	皆増
その他	246	288	156	215	90	73	57.7	34.0

熱川温泉「大東館」での旅館火災があり、また林野火災が前年同期に比べて大幅に増加している。

7 外国の火災状況

1984年(昭和59年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に多く、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

第47表 1984年諸外国の火災状況

国名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの出火件 数)	死者数	人口100万 人当たりの 死者数	火災1,000 件当たりの 死者数	損害額 (億円)	1件当た りの損害 額 (千円)
日本	63,789	5.3	2,089	17.4	32.7	1,462	2,292
アメリカ	2,343,000	99.0	5,357	22.6	2.3	15,930	680
イギリス	446,557	79.1	887	15.7	2.0	1,757	393
西ドイツ	139,758	22.8	470	7.7	3.4	2,504	1,792
イタリア	112,378	19.7	98	1.7	0.9	525	467
ニュージーランド	19,352	59.9	41	12.7	2.1	—	—
デンマーク	18,901	37.0	63	12.3	3.3	—	—
オーストリア	23,181	30.7	58	7.7	2.5	234	1,009
ノルウェー	10,500	25.4	67	16.2	6.4	437	4,162
大韓民国	8,562	2.1	372	9.2	43.4	40	467

- (注) 1 資料については、外国政府等の協力による。
 2 西ドイツの損害額は、概数である。
 3 人口は国連調べ、為替相場はIMF調べによる。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人当たりの出火件数（出火率）については、アメリカの99.0件が断然高く、イギリスの79.1件、ニュージーランドの59.9件と続いている。日本の5.3件は、韓国の2.1件に次いで低く、最も高いアメリカの約20分の1である。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの22.6人が最も高く、次いで日本の17.4人、ノルウェーの16.2人、イギリス15.7人と続いている。日本は、アメリカの約4分の3であるが、最も少ないイタリアと比較すると約10倍となっている。また、火災1,000件当たりの死者数では、韓国が43.4人と最も多く、次いで日本の32.7人で、日本は、最も少ないイタリアの約36倍となっている。さらに、火災1件当たりの損害額でも、日本は229万2,000円でノルウェーに次いで高く、最も低いイギリスの約6倍となっている。

火災の定義等に違いがあり、一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が

高いことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も大きいことがうかがえる。

なお、1985年の世界主要都市の火災状況は、附属資料27のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

昭和60年10月4日、茨城・千葉県境を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、東京では56年振りに震度5を記録した。この地震により東京都、埼玉県及び千葉県下において負傷者18人及び家屋、文教施設等に若干の被害が生じた。

なお、昭和60年中に外国において発生した大きな被害を伴う地震の主なものには、3月4日のチリ中部沿岸を震源とするチリ地震（マグニチュード7.8）及び9月19日のメキシコ中部西岸を震源とするメキシコ地震（マグニチュード8.1）などがある。

2 風水害、雪害等

昭和60年中の風水害、雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害、雪害等の状況は以下のとおりである。

また、桜島については、昭和30年以来断続的に活動を続けているが、昭和60年に入って、降灰が特に著しく、鹿児島市を中心に農林水産業等に被害が生じた。

(1) 昭和60年豪雪

昭和59年12月末から昭和60年3月にかけての豪雪により、新潟県青海町において土砂崩れが発生し、死者10人の被害を出したほか、各地で死者90人、負傷者736人、住家の全壊9棟、半壊21棟の被害が生じた。これに対し、国では政府調査団の派遣を行い、また、2県、118市町村において災害対策本部が設置された。

(2) 昭和60年梅雨前線豪雨及び台風第6号による災害

昭和60年6月18日から7月19日にかけての梅雨前線の停滞と台風第6号の

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 60 年	昭 和 59 年	増 減
人	死 者	198	170	28
	行方不明者	1	—	1
	負 傷 者	1,356	1,536	△ 180
住 家	全壊・流出	260	93	167
	半 壊	850	168	682
	床 上 浸 水	9,094	2,725	6,369
	床 下 浸 水	68,220	23,727	44,493
	一 部 破 損	58,413	6,977	51,436
非 住 家 被 害	棟	20,531	4,394	16,137
り 災 世 帯 数	世 帯	10,580	3,058	7,522
り 災 者 数	人	33,551	9,523	24,028
被 害 額	百万円	876,177	481,784	394,393

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。

2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

上陸により、日本列島で観測史上まれに見る雨量を記録した。このため、7月11日石川県の国鉄能登線で列車が脱線・転覆し、死者7人の被害を生じたのをはじめ、全国各地で、死者40人、負傷者130人、住家の全壊・流出90棟、半壊365棟、床上浸水5,448棟の被害が生じた。これに対し、延べ10県、639市区町村において災害対策本部が設置され、延べ約23万人の消防職団員が出動した。

(3) 長野市地附山地すべり災害

昭和60年7月26日長野市上松の地附山で、大規模な地すべりが発生し、老人ホーム5棟が全壊し、死者26人の被害を生じたほか、住家の全壊47棟、半壊4棟の被害を生じた。これに対し、国では政府調査団の派遣を行った。

(4) 昭和61年（7月まで）の災害

ア 昭和61年豪雪

昭和60年12月中旬から昭和61年3月にかけての豪雪により、各地で死者90人、負傷者678人、住家の全壊15棟、半壊12棟の被害を出した。特に1月26日には、新潟県能生町において雪崩が発生し、死者13人の被害を出した。これに対し、国では政府調査団の派遣を行い、また、4県、95市町村において災害対策本部が設置された。

イ 鹿児島市を中心とした梅雨前線豪雨災害

昭和61年7月10日に、鹿児島市を中心とした梅雨前線豪雨により、鹿児島市内において、主としてシラスの山・がけ崩れが発生し、死者18人、負傷者15人、家屋の全壊66棟、半壊28棟の被害を生じた。これに対し、国では政府調査団の派遣を行った。

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

昭和60年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい又は爆発・火災（以下「ガス事故」という。）の総件数は、4,790件（前年5,727件）であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの2,665件（前年3,228件）、液化石油ガスに係るもの2,125件（前年2,499件）である。

前年と比較すると、ガス事故の総件数は937件（16.4%）の減少になっている。

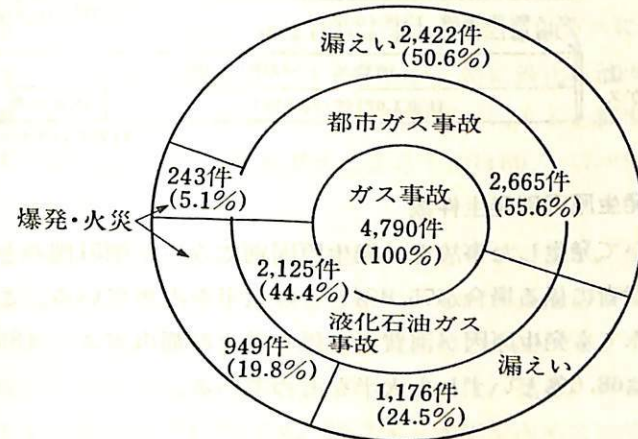
これをガス種別ごとにみると都市ガスに係るものが563件（17.4%）の減少、液化石油ガスに係るものは374件（15.0%）の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると第49図のとおりであり、漏えい事故が75.1%、爆発・火災事故が24.9%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスで

第49図 ガス事故の態様別発生件数

(昭和60年中)



は漏えい事故が90.9%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が55.3%、爆発・火災事故が44.7%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると第50図のとおりであり、消費先におけるものが84.3%と大半を占め、ガス導管におけるものが14.8%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが73.4%、ガス導管におけるものが26.6%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで98.0%と大半を占め、容器による運搬中のものは1.4%となっている。

消費先における事故の83.0%は住宅において発生しているが、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは86.0%、液化石油ガスでは80.2%となっている。

第50図 ガス事故の発生場所別発生件数

(昭和60年中)

件数	ガス製造施設 14件 (0.3%)		容器による運搬 29件 (0.6%)	
	ガス導管 708件 (14.8%)	消費先 4,039件 (84.3%)	飲食店等	
都市ガス	ガス製造施設 1件 (0.0%)		685件 (14.3%)	
	ガス導管 708件 (26.6%)	消費先 1,956件 (73.4%)	飲食店等	
液化石油ガス	ガス製造施設 13件 (0.6%)		273件 (10.2%)	
	容器による運搬 29件 (1.4%)		飲食店等	
	消費先 2,083件 (98.0%)		412件 (19.4%)	
	住宅 1,671件 (78.6%)			

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51図のとおりで、発生原因が消費者に係る場合が75.8%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは83.5%、液化石油ガスでは68.6%といずれも大半を占めている。

第51図 ガス事故の発生原因別発生件数

(昭和60年中)

総計	ガス事業者・工事業者に係る原因		その他
	284件 (7.0%)	消費者に係る原因 3,062件 (75.8%)	693件 (17.2%)
都市ガス	ガス事業者・工事業者に係る原因		その他
	61件 (3.1%)	消費者に係る原因 1,634件 (83.5%)	261件 (13.3%)
液化石油ガス	ガス事業者・工事業者に係る原因		その他
	223件 (10.7%)	消費者に係る原因 1,428件 (68.6%)	432件 (20.7%)

(2) 事故による死傷者数

昭和60年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は270人（前年394人）、負傷者数は1,828人（前年2,138人）である。死者のうち、都市ガスによるものは208人（前年287人）で77.0%を、液化石油ガスによるものは62人（前年107人）で23.0%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは769人（前年999人）で42.1%、液化石油ガスによるものは1,059人（前年1,139人）で57.9%を占めている。

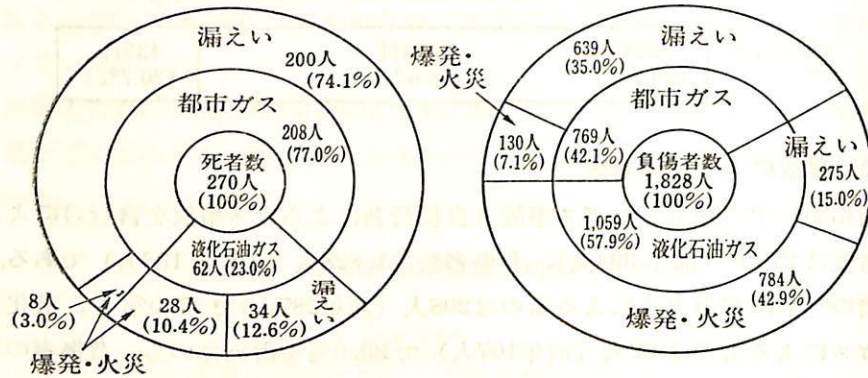
前年と比較すると、死者の総数では124人（31.5%）、負傷者の総数では310人（14.5%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは79人（27.5%）、液化石油ガスによるものは45人（42.1%）のいずれも減少となっているが、特に液化石油ガスによるものの減少が著しい。また、負傷者数をガス種別ごとにみると都市ガスによるものは230人（23.0%）、液化石油ガスによるものは80人（7.0%）のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが86.7%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが50.0%、爆発・火災事故によるものが50.0%と半々である。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ96.2%、83.1%と大半を占めているが、液化石油

ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが45.2%、漏えい事故によるものが54.8%、負傷者では爆発・火災事故によるものが74.0%と大半を占めている。

なお、死者は総てが、負傷者は98.8%が消費先における事故によるものである。

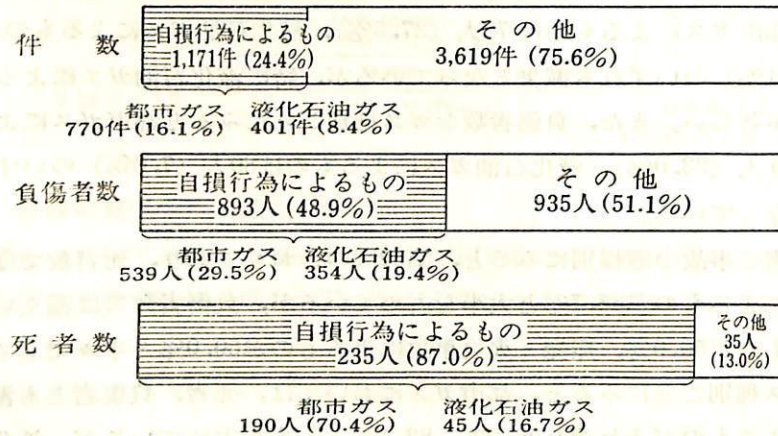
第52図 ガス事故による死傷者数 (昭和60年中)



(3) 自損行為によるガス事故

昭和60年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第53図

第53図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数

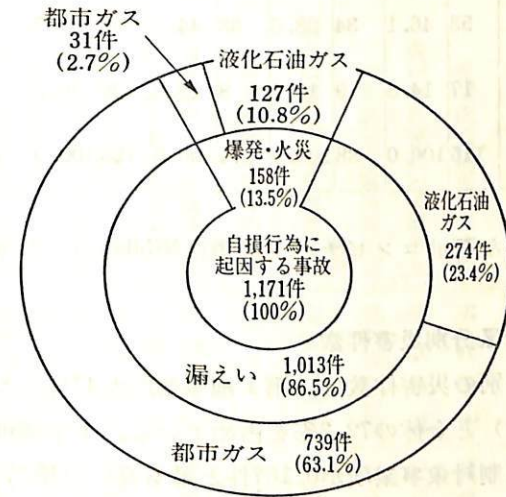


のとおりであり、件数は1,171件(前年1,425件)、これらの事故による死者数は、235人(前年321人)、負傷者数は893人(前年1,057人)で、それぞれ総数の24.4%、87.0%及び48.9%である。

これをガスの種別ごとにみると、事故件数は都市ガスによるものが770件(65.8%)、液化石油ガスによるものが401件(34.2%)であり、死者は都市ガスによるものが190人(80.9%)、液化石油ガスによるものが45人(19.1%)で、負傷者は都市ガスによるものが539人(60.4%)、液化石油ガスによるものが354人(39.6%)である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると第54図のとおりであり、漏えい事故にとどまったもの1,013件(前年1,275件)で86.5%、爆発・火災事故に至ったものは158件(前年150件)で13.5%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは96.0%が漏えい事故にとどまり、4.0%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは68.3%が漏えい事故にとどまり、31.7%は爆発・火災事故となっている。

第54図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数



2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

昭和60年中の石油コンビナート災害の発生件数は65件で、前年に比べ14件(17.7%)減少している(第55表参照)。

また損害額は3億619万円、死者及び負傷者はそれぞれ2人、5人となっている。

第55表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		55		56		57		58		59		60	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災 {危険物等の火災 その他の火災}	41	35.7	23	26.1	10	13.5	18	14.6	13	16.5	11	16.9		
			20	22.7	20	27.0	15	12.2	19	24.0	23	35.4		
爆発	4	3.5	2	2.3	3	4.1	7	5.7	11	13.9	5	7.7		
危険物等の漏えい	53	46.1	34	38.6	33	44.6	50	40.7	27	34.2	22	33.8		
その他	17	14.8	9	10.2	8	10.8	33	26.8	9	11.4	4	6.2		
計	115	100.0	88	100.0	74	100.0	123	100.0	79	100.0	65	100.0		

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第56表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が47件(うちレイアウト規制対象事業所42件)と全体の72.3%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.167件と最も高い(第57表参照)。

第56表 主な石油コンビナート災害

発 生 年 月	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(徳山)工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	チソン石油化学(五井)工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(直江津)工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(水島)製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.2.16	四日市臨海	大協石油(四日市)製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(姫路)製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(仙台)製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(四日市)製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光産(徳山)製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(川崎)工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(鹿島)製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)
58.5.26	秋田	東北電力(秋田)火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業(岩国)大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	三菱石油(水島)製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸

(単位：人、百万円)

第57表 特定事業所区分別災害件数

事業所区分	事業所数 (A)	災害件数 (B)	全件数に対する割合 (%)	1事業所当たり災害件数(B/A)
第一種事業所	531	47	72.3	0.089
うちレイアウト規制対象事業所	252	42	64.6	0.167
第二種事業所	410	18	27.7	0.044
計	941	65	100.0	0.069

イ 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場 (23件)、製鉄所 (11件)、石油精製所 (6件)、油槽所・鉄鋼所 (各3件) の順となっている (第58表参照)。

第58表 業態別災害件数

化学工場	製鉄所	石油精製所	油槽所	鉄鋼所	その他
23件	11件	6件	3件	3件	19件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

危険物施設における昭和60年中の火災の発生件数は126件 (前年174件)、損害額は23億900万円 (7億9,900万円)、死者及び負傷者数はそれぞれ0人 (3人)、39人 (39人) となっている (第59表参照)。

第59表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

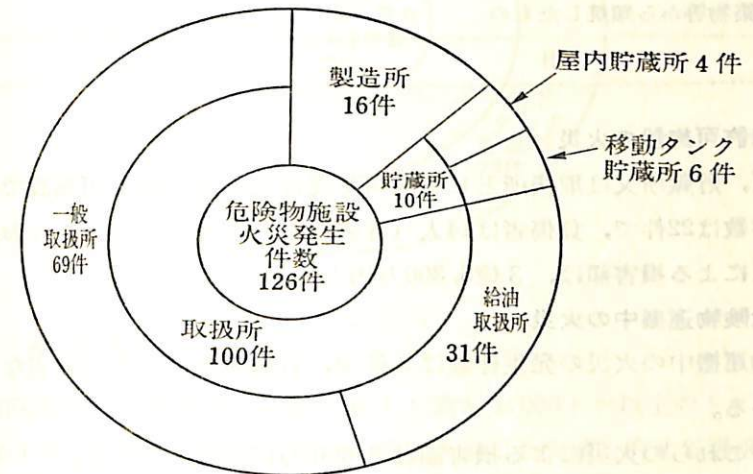
区分	火災発生件数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
昭和56年	156	1,580	8	64
57	147	4,876	10	273
58	140	1,111	2	50
59	174	799	3	39
60	126	2,309	0	39

火災発生件数は、前年より減少したが、火災による被害は、前年に比べ死者数が3人減で負傷者数は前年と同数であったが、損害額は、大幅に増加している。

また、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が100件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が69件と全体の半数以上となっている (第60図参照)。

第60図 危険物施設別火災発生件数

(昭和60年中)



出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第61表のとおり、危険物以外のもの57件、第4類第1石油類24件、第4類第2石油類16件、第4類第3石油類14件の順となっている。

第61表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和60年中)

分類	危険物									危険物以外のもの	計
	第1類	第2類	第3類	第4類				第5類			
				第1類石油類	第2類石油類	第3類石油類	第4類石油類	その他			
件数	1	1	1	24	16	14	6	4	2	57	126

(注) 分類は消防法別表の分類による。

イ 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第62表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第62表 危険物施設の火災の拡大状況 (昭和60年中)

分	類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ	火災にとどまったもの	118
他の建築物等に延焼したもの		4
他の建築物等から類焼したもの		4
計		126

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は22件で、負傷者は14人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は、3億3,300万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は5件で、負傷者数は3人（死者なし）となっている。

なお、これらの火災による損害額は3,000万円となっている。

(2) 危険物流出等の事故

昭和60年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、258件（前年276件）となっている（第63表、第64図参照）。

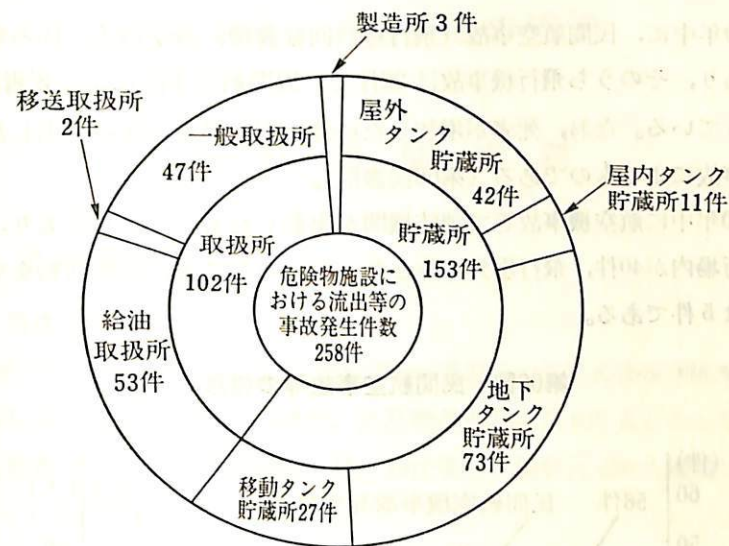
第63表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	56	57	58	59	60
事故件数	303	287	244	276	258

このほか、危険物運搬中に20件、無許可施設において8件、仮貯蔵の承認中において2件の危険物流出事故が発生している。

第64図 危険物施設別流出等事故発生件数

(昭和60年中)



4 海上災害

昭和60年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和60年1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）121における海上災害で消防機関が出動したものは63件あり、このうち39件（61.9%）が火災、3件（4.8%）が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が76.2%を占めている（第65表参照）。

第65表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和60年中)

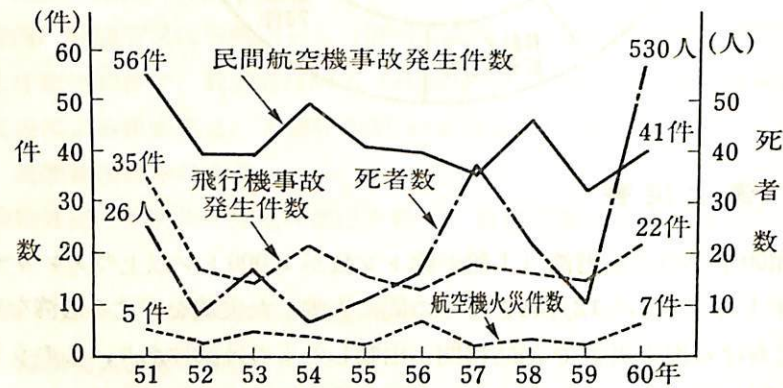
事故種別	事故発生場所別件数				係留中				総トン数別事故船舶隻数			
	火災	爆発	流出	その他海上	修理・解体中	荷役中	その他	1,000 t未満	1,000 t以上1万t未満	1万t以上10万t未満	10万t以上	
	39	0	3	21	3	8	35	17	48	10	5	0

5 航空機災害

昭和60年中に、民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故）は41件あり、そのうち飛行機事故は22件で、民間航空事故による死者は530人となっている。なお、死者が増加したのは、520名もの死者を出した日航機墜落事故によるものである（第66図参照）。

昭和60年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、48件あり、このうち飛行場内が40件、飛行場外8件となっているが消火、救難活動を実施したものは5件である。

第66図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

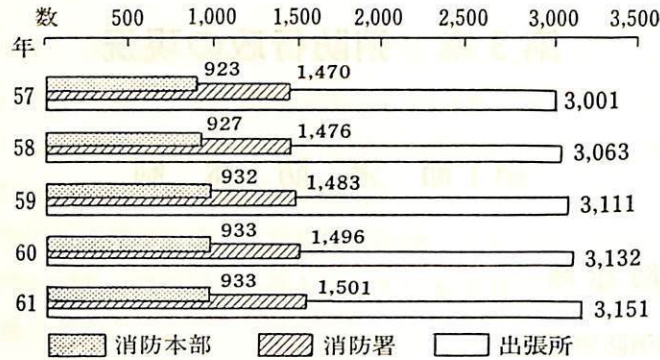
昭和61年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が933本部、消防署が1,501署、出張所が3,151所、消防職員が12万9,610人となっている。前年と比較すると、消防機関は5署、19出張所、職員は696人増加している（第1-1表参照）。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和61年 4月1日 現在	昭和60年 4月1日 現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	933	933	—	—
消 防 内 訳	361	361	—	—
	118	118	—	—
消 防 署	1,501	1,496	5	0.3
出 張 所	3,151	3,132	19	0.6
消 防 職 員 数	129,610	128,914	696	0.5
消 防 団	3,650	3,641	9	0.2
消 防 団 員	25,701	25,798 △	97 △	0.4
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,026,147	1,033,304 △	7,157 △	0.7
消 防 団 常 備 部	7	7	—	—
常 勤 消 防 団 員	77	72	5	6.9

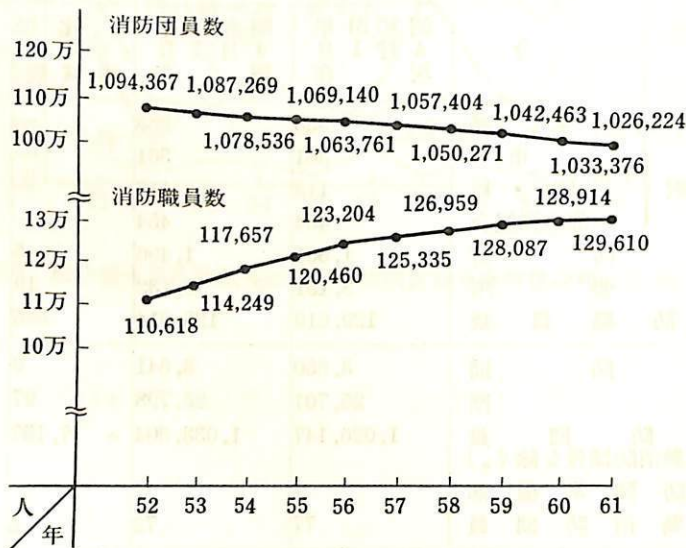
常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.2倍に増えている（第1-2図、第1-3図参照）。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1-3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備のみの市町村もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

昭和61年4月1日現在、常備化市町村は2,967市町村（うち4町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で91.2%（市は100%，町村は89.0%）に達し、人口の98.5%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎし得ない場合が多い。また、最近では、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く広域

消防体制の整備が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、単独で消防本部・署を設置することが規模的に困難な市町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態である。昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後も年々増えており、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。常備消防事務を処理している組合数は、昭和61年4月1日現在、454組合に達しており、その構成市町村数2,342市町村（267市、1,631町、444村）は、常備化市町村数全体の78.9%に相当する。

また、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和61年4月1日現在、事務委託市町村数は146市町村（24市、101町、21村）に達している。

なお、相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、さらに大規模災害発生時等においてもより有効に機能し得るものとなるよう、相互応援協定の在り方について今後検討する必要がある。

(2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

昭和61年4月1日現在、消防団は3,650団、消防団員は102万6,224人であ

る。団員数は減少傾向にあり、昭和52年4月1日現在に比べ6万8,143人（6.2%）減少している（第1-3図参照）。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり、40歳以上の団員が22.0%を占め、また平均年齢は34.6歳となっている。

第1-4表 消防団員の年齢構成

(昭61.4.1現在)

区分	年齢 20歳 未 満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳 以上	計	平均 年齢
消防団員数 (人)	5,247	297,707	497,032	152,214	63,914	10,110	1,026,224	34.6
構 成 比 (%)	0.5	29.0	48.5	14.8	6.2	1.0	100.0	

2 消防施設

(1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防

第1-5表 消防機械の保有数

(昭61.4.1現在) (単位:台,艇,機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
消防ポンプ自動車	4,642	14,103	18,745
水槽付消防ポンプ自動車	2,985	595	3,580
はしご付消防ポンプ自動車	1,097	1	1,098
化学消防自動車	933	11	944
救急自動車	4,299	60	4,359
無線指揮車	1,792	369	2,161
消 防 艇	46	2	48
救 助 工 作 車	524	0	524
林 野 火 災 工 作 車	40	5	45
電 源 車	118	9	127
小型動力ポンプ積載車	383	22,594	22,977
手引動力ポンプ	33	1,076	1,109
小型動力ポンプ	2,938	50,084	53,022
その他の消防自動車	5,707	830	6,537
ヘリコプター	17	0	17

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1—6表のとおり、消火栓が73.5%を占め

第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭和61年4月 1日現在	昭和60年4月 1日現在	比 較		
			増減数	増減率 (%)	
全 国 の 現 有 数	1,277,120 (100.0)	1,250,184 (100.0)	26,936	2.2	
消 火 栓	938,086 (73.5)	920,276 (73.6)	17,810	1.9	
防 火 水 槽	318,154 (24.9)	309,082 (24.7)	9,072	2.9	
井	{20~40m ³ 未 満	98,175	97,167	1,008	1.0
	{40m ³ 以 上	219,979	211,915	8,064	3.8
戸	{20~40m ³ 未 満	20,880 (1.6)	20,826 (1.7)	54	0.3
	{40m ³ 以 上	10,479	10,587	△ 108	△ 1.0
			162	1.6	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

ており、防火水槽の割合は24.9%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

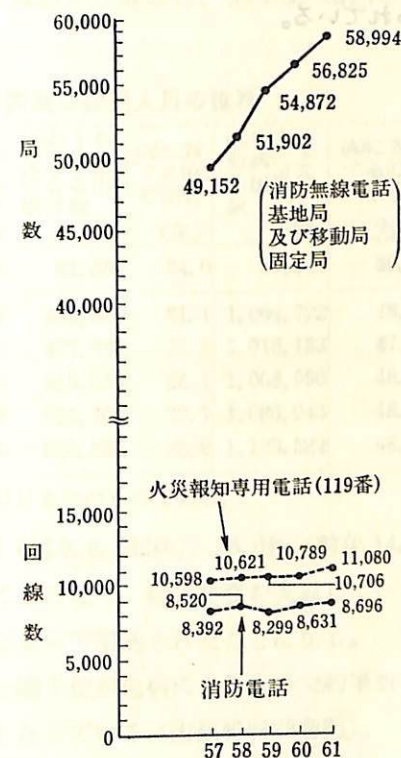
火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関がすばやく現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で、消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 火災報知専用電話

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他災害の発生等を通報するもので、昭和61年4月1日現在、全国で1万1,080回線が設置され、逐年増加してきている(第1—7図参照)。

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和61年4月1日現在、全国で、受信装置が116基、発信機が605基設置されている。火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は減少の傾向にある。

第1—7図 消防通信施設等の状況

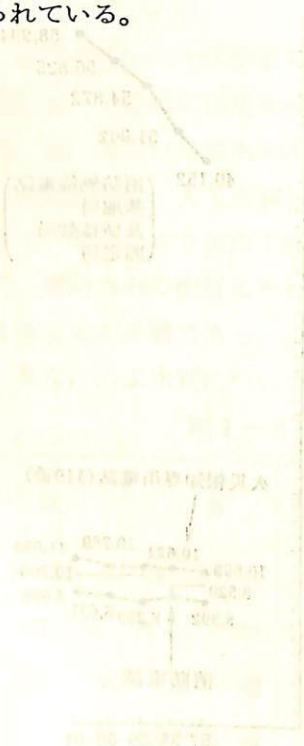


(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

イ 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。



第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和60年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数232万7,368件、搬送人員225万5,999人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が7万2,255件(3.2%)、搬送人員が7万3,227人(3.4%)増加している(第2-1表参照)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件 数 (A)	対前年 増減率 (%)	人 員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
56	2,055,750	2.4	1,977,203	2.5	433,687	21.1	1,004,722	48.9
57	2,125,447	3.4	2,049,487	3.7	477,638	22.5	1,018,133	47.9
58	2,227,930	4.8	2,150,796	4.9	515,066	23.1	1,068,950	48.0
59	2,255,113	1.2	2,182,772	1.5	511,763	22.7	1,086,043	48.2
60	2,327,368	3.2	2,255,999	3.4	540,830	23.2	1,133,322	48.2

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,376件(前年6,162件)、13.6秒(前年14.0秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては53人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料23参照)。

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

このような救急業務の現状にかんがみ、本年4月の消防法の一部改正及び本年8月の消防法施行令の一部改正により、医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合にあっては、生命に危険を及ぼし、又

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)
56	327,293	52.3	113,474	18.1	677,429	47.4	320,213	22.4
57	330,707	51.2	127,858	19.8	687,426	46.4	349,780	23.6
58	345,454	51.5	137,713	20.5	723,496	46.5	377,353	24.2
59	353,230	51.7	136,279	19.9	732,813	46.6	375,484	23.9
60	368,820	52.2	146,719	20.7	764,502	47.2	394,111	24.3

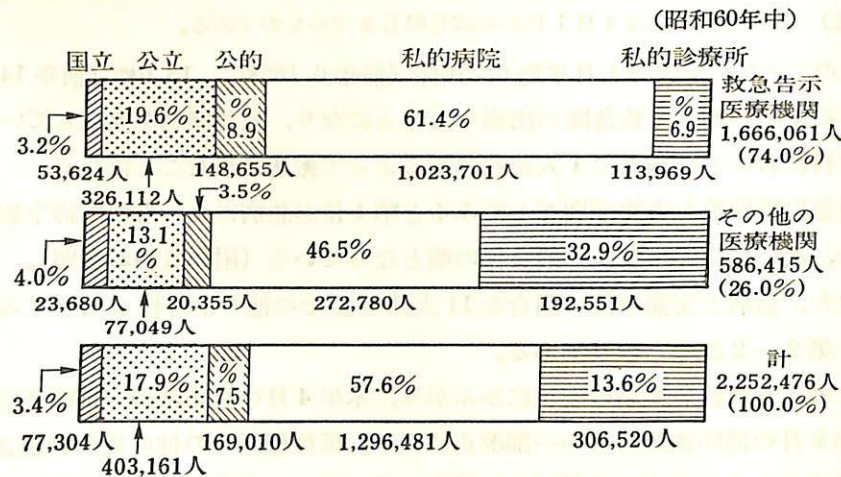
(注) 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市(事務委託団体を含む。)、北九州市及び福岡市をいう(第2-4表について同じ。)

は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病による傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを救急業務の搬送対象に加えることとした(昭和62年1月1日施行)。

(2) 医療機関別搬送人員の状況

昭和60年中の搬送人員225万5,999人のうち、医療機関に搬送された救急患

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況



者は225万2,476人であり、その74.0%に当たる166万6,061人が救急告示医療機関へ、残りの26.0%に当たる58万6,415人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。救急患者の医療機関別搬送人員の状況は、第2-3図のとおりである。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

昭和60年中の搬送人員225万5,999人のうち、医師の診断を受け傷病程度の判明した225万2,669人の状況は第2-4表のとおりであり、入院加療を必要としない軽症患者の割合は46.7%を占め、11大都市においてその割合が高くなっている。

(4) 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和60年中の搬送人員225万5,999人について、収容所要時間(救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)別の搬送人員の状況は、第2-5図のとおりである。

(5) 転送の状況

昭和60年中の搬送人員225万5,999人について転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.0%に当たる220万9,757人で、残りの2.0%に当たる4万6,242人が転送されている。この転送された人員の転送回数別の状況は、第2-6表のとおりである。また、転送の理由は第2-7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。

(6) 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和60年中の搬送人員225万5,999人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は127万9,434人(搬送人員の56.7%、前年は55.8%)であり、前年に比較し、6万718人(5.0%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-8表参照)。

なお、このような救急業務の遂行上必要な応急手当については、従来はその根拠が法律上明文をもっては規定されていなかった。しかし、救命効率の向上を図る上での救急隊員の行う応急手当の重要性にかんがみ、救急隊員の

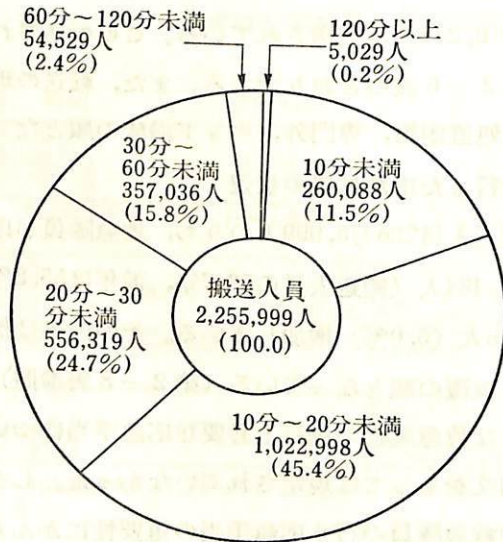
第2-4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,105 (1.5)	33,949 (10.1)	144,861 (43.0)	153,297 (45.4)	337,212 (100.0)	16,782 (2.3)	129,056 (17.9)
交 通 事 故		660 (0.4)	7,156 (4.6)	38,459 (24.6)	110,053 (70.4)	156,328 (100.0)	4,564 (1.0)	48,478 (10.8)
一 般 負 傷		329 (0.4)	3,592 (4.2)	23,871 (27.9)	57,897 (67.5)	85,689 (100.0)	1,345 (0.8)	20,118 (11.2)
そ の 他		980 (1.2)	17,866 (21.7)	38,413 (46.7)	24,979 (30.4)	82,238 (100.0)	3,778 (1.6)	89,243 (37.2)
計		7,074 (1.1)	62,563 (9.5)	245,604 (37.1)	346,226 (52.3)	661,467 (100.0)	26,469 (1.7)	286,895 (18.0)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和60年中)



搬送人員の状況

(昭和60年中)

他の市町村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
290,115 (40.1)	287,085 (39.7)	723,038 (100.0)	21,887 (2.1)	163,005 (15.4)	434,976 (41.0)	440,382 (41.5)	1,060,250 (100.0)
131,727 (29.4)	263,831 (58.8)	448,600 (100.0)	5,224 (0.9)	55,634 (9.2)	170,186 (28.1)	373,884 (61.8)	604,928 (100.0)
53,131 (29.6)	104,763 (58.4)	179,357 (100.0)	1,674 (0.6)	23,710 (8.9)	77,002 (29.1)	162,660 (61.4)	265,046 (100.0)
97,170 (40.4)	50,016 (20.8)	240,207 (100.0)	4,758 (1.5)	107,109 (33.2)	135,583 (42.0)	74,995 (23.3)	322,445 (100.0)
572,143 (36.0)	705,695 (44.3)	1,591,202 (100.0)	33,543 (1.5)	349,458 (15.5)	817,747 (36.3)	1,051,921 (46.7)	2,252,669 (100.0)

いう。

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和60年中)

区 分	転送なし	転 送 あ り					計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)	
		1	2	3	4	5以上			
急 病	1,037,027	23,482	513	26	6	—	24,027	1,061,054	2.3
交 通 事 故	593,785	11,010	329	12	3	—	11,354	605,139	1.9
一 般 負 傷	259,599	5,583	145	7	1	—	5,736	265,335	2.2
そ の 他	319,346	4,986	132	6	1	—	5,125	324,471	1.6
計	2,209,757	45,061	1,119	51	11	—	46,242	2,255,999	2.0

第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和60年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	11,665 (41.4)	10,224 (52.9)	21,889 (46.1)
専門外	6,164 (21.9)	3,922 (20.3)	10,086 (21.3)
ベッド満床	4,417 (15.7)	1,437 (7.5)	5,854 (12.3)
医師不在	1,568 (5.6)	661 (3.4)	2,229 (4.7)
手術中	997 (3.6)	122 (0.6)	1,119 (2.4)
その他	3,305 (11.8)	2,962 (15.3)	6,267 (13.2)
計	28,116 (100.0)	19,328 (100.0)	47,444 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

行う応急手当の根拠を法文上も明確にしておくべきであるとして、本年4月、救急業務には傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことが含まれる旨の消防法の改正が行われた(昭和62年1月1日施行)。

(7) 交通事故に対する実施状況

昭和60年中の救急出場件数は54万830件、搬送人員は60万5,139人で、前年に比較して出場件数が2万9,067件(5.7%)、搬送人員が3万4,146人(5.0%)増加している(附属資料23, 24参照)。

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和60年中)

事故種別 応急処置対象 搬送人員	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
	処置項目	608,962	314,751	168,848	186,873
止血	5,373 (0.6)	88,750 (20.1)	44,183 (19.0)	22,365 (8.3)	160,671 (8.9)
固定	4,394 (0.5)	44,772 (10.1)	25,319 (10.9)	16,636 (6.2)	91,121 (5.1)
人工呼吸	19,957 (2.3)	2,616 (0.6)	1,772 (0.8)	4,333 (1.6)	28,678 (1.6)
心マッサージ	23,830 (2.8)	2,912 (0.7)	1,963 (0.8)	4,656 (1.7)	33,361 (1.8)
酸素吸入	187,784 (21.8)	20,604 (4.7)	9,360 (4.0)	56,203 (20.8)	273,951 (15.2)
気道確保	88,397 (10.3)	12,516 (2.8)	6,075 (2.6)	20,014 (7.4)	127,002 (7.0)
保温	427,833 (49.6)	81,128 (18.3)	52,003 (22.4)	85,848 (31.7)	646,812 (35.8)
被覆	6,874 (0.8)	132,781 (30.0)	66,809 (28.7)	29,275 (10.8)	235,739 (13.0)
その他	97,421 (11.3)	56,267 (12.7)	25,098 (10.8)	31,083 (11.5)	209,869 (11.6)
計	861,863 (100.0)	442,346 (100.0)	232,582 (100.0)	270,413 (100.0)	1,807,204 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

救急業務実施市町村数は、昭和61年4月1日現在、3,003市町村(652市、1,863町、488村)で、前年の3,002市町村(652市、1,857町、493村)に比較して1団体増加している。救急業務が消防の業務として法制化されて以来、実施市町村数は年々増加し、昭和38年を100とした指数で、昭和61年は、

1,403となっている（第2-9表参照）。

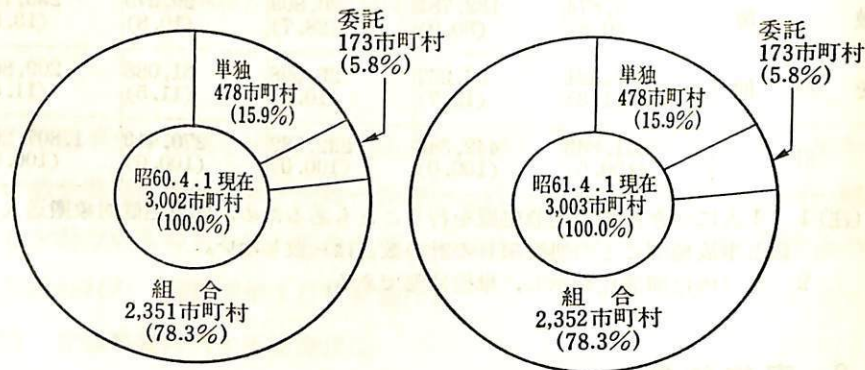
第2-9表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	57	58	59	60	61
市町村数		214	2,926	2,965	2,987	3,002	3,003
対前年増加数		45	42	39	22	15	1
対前年増加率(%)		26.6	1.5	1.3	0.7	0.5	0.0
指数		100	1,367	1,386	1,396	1,403	1,403

（注）実施市町村数は、昭和38年（1月1日現在）を除き、各年とも4月1日現在による。

この結果、全市町村3,254のうち、92.3%（前年92.3%）に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.7%（前年98.6%）がカバーされることとなった（附属資料22参照）。なお、救急業務実施形態の内訳は第2-10図のとおりである。

第2-10図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,963市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、40町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、昭和61年4月1日現在、3,738隊設置されており、前年の3,696

隊に比べて42隊（1.1%）増加している（第2-11表参照）。救急業務を実施している市町村では、人口3万1,958人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2-11表 救急隊数の推移

区分	年	57	58	59	60	61
救急隊数		3,409	3,502	3,593	3,696	3,738
対前年増加数		112	93	91	103	42
対前年増加率(%)		3.4	2.7	2.6	2.9	1.1

（注）各年とも4月1日現在の数値である。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、消防法施行令第44条第3項により都道府県知事、市町村長が行う救急業務に関する一定の講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。昭和61年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で6万6,074人となっており、このうち4万3,679人が救急隊員として救急業務に従事している。

なお、昭和59年度の「救急隊員教育訓練研究委員会」の報告結果に基づき救急隊員の資格取得講習（135時間）の内容の充実と水準の均一化を図るため、全国統一の標準教科書が作成された。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和61年4月1日現在、4,313台で前年の4,265台に比べ48台（1.1%）増加している。

(5) 救急指令装置等

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であ

る。昭和61年4月1日現在、救急指令装置の整備台数は全国で665基となっており、このうち国庫補助によるものは472基である。

また、昭和61年度から救急指令装置、救急業務用地図等検索装置及び救急医療情報収集装置の整備に対する国庫補助制度を新たに消防緊急情報システムとして統合し、より一層の充実を図ることとしている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和60年度までに厚生省の補助制度を活用し、29都府県に整備された。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和61年3月31日現在、総延長3,720.9kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは3,701.4kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは19.5km（中央自動車道恵那山トンネル8.6km、関越自動車道関越トンネル10.9km）である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(8) 集団救急事故対策

大事故、大災害による集団的に傷病者が発生するいわゆる集団救急事故対策について集団救急事故対策研究委員会の研究成果を踏まえ、救急業務実施基準に基づく救急業務計画の作成、見直しについて消防庁次長通知により各都道府県、市町村を指導した。

なお、集団救急事故対策研究委員会は引き続き大震災時の救急救護対策について調査、研究を行うこととしている。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、昭和61

年4月1日現在、全国で5,740箇所となっている。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2-12表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.9倍に増加している。

第2-12表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
57	3,354	1,881	5,235	443
58	3,471	1,882	5,353	453
59	3,618	1,891	5,509	466
60	3,780	1,879	5,659	479
61	3,868	1,872	5,740	486

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き各年とも4月1日現在の数値である。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万以上の市に整備することとし、昭和60年度までに469箇所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和60年度までに349地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和60年度までに96箇所整備された。

救急患者の救命効率の向上を図るためには、救急医療機関との連携、協力

が重要であり、消防庁においては、昭和60年度にこの点を主眼とした救急システムの改善に関する調査、研究を行うとともに、昨年12月東京都内で発生した大学生刺殺事件の教訓にかんがみ、救命救急センターとの連絡体制の確保等について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和60年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万6,625件、救助人員1万4,618人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
56	14,433	3.1	12,407	22.5
57	15,953	10.5	15,016	21.0
58	15,954	0.0	14,407	△ 4.1
59	15,826	△ 0.8	13,690	△ 5.0
60	16,625	5.0	14,618	6.8

(注) 昭和60年のデータは、消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下のデータについても同じ。

第3-2表 事故種別救助活動の状況

(昭和60年中)

区分	事故種別									計	
	火災	交通 事故	水難 事故	自然 災害	機 械 による 事 故	建物等 による 事 故	ガス及 び酸欠 事 故	爆発 事故	その他		
救助活動 件数	5,034	6,937	861	123	717	718	349	19	1,867	16,625	
救助人員	739	9,067	705	268	935	793	262	40	1,809	14,618	
救助活動 出動 人員	280,597	消防 職員	100,233	17,450	2,621	13,706	10,549	7,432	957	41,839	475,384
		消防 団員	125,440	1,022	10,682	2,632	83	26	138	511	11,543

(注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故をいう。

が799件(5.0%),救助人員が928人(6.8%)増加している(第3-1表参照)。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3-2表のとおりであり、救助活動件数、救助人員とも交通事故が最も多くなっている。また、消防職団員の救助活動出勤人員は62万7,461人となっている(附属資料26参照)。

2 実施体制

昭和61年4月1日現在、空気呼吸器等の保護用具、エンジンカッター等の破壊用具、その他油圧式救助器具、救命索発射銃等の救助用具を装備して救助活動を実施する救助隊は562消防本部(前年529消防本部)において、1,824隊設置され、救助隊員数は2万3,847人となっている(第3-3表参照)。

第3-3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部			救助隊数	救助隊員数	救助隊員が搭乗する車両					
	本部数	構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (昭60国調速報値)			救急工作車	はしご車	ポンプ車	化学タンク車	その他	計
昭61.4.1現在	562	1,905	100,629,579	1,824	23,847	453	514	890	555	322	2,734
昭60.4.1現在	529	1,757	94,797,766	1,798	22,654	435	492	865	518	279	2,589
対前年増減率(%)	6.2	8.4	6.2	1.4	5.3	4.1	4.5	2.9	7.1	15.4	5.6

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して、各種の災害事故等に幅広く及んできており、より高度な知識と技術を要求されるようになってきているとともに、その活動件数も増加傾向にある。

消防庁としては、このような状況にかんがみ、これまで消防救助操法の基準、消防学校における救助操法の基準、安全管理マニュアル等を定めるとともに救助工作車に対する国庫補助や交付税措置等を行ってきたが、人命の救助活動は、消防の基本的かつ重要な任務であるにもかかわらず、市

町村における救助活動体制の水準には格差が生じている状況にあるので、その体制の整備を図るため、本年4月の消防法及び消防組織法の一部を改正する法律により救助関係の法制の整備を行った。この法律の内容は、市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、人命の救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとするとともに、消防庁の事務として市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の基準の研究及び立案に関する事項を、また、都道府県の事務として市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項を加える旨の改正を行ったことである。以上の改正は、昭和62年1月1日(消防庁及び都道府県の事務に関する部分については、公布の日)から施行することとされており、本年10月1日には改正後の消防法第36条の2の規定に基づく「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」(昭和61年自治省令第22号、昭和62年1月1日から施行)が制定された。

さらに、消防庁においては、昨年度から救助隊の編成、装備、配置等の基準の在り方について、実態調査等を行うなどの方法により検討を行ってきたところであるが、本年4月の法律改正を受けて新たに学識経験者、消防機関関係者等から成る「救助制度の整備、拡充に関する検討会」を設置して、前述の省令案の検討に引き続き①救助活動実施基準案の制定②救助操法の見直し③救助隊員の教育訓練体系及びその内容の見直しとその他の教材の開発④その他救助制度の整備、拡充に関する事項について順次検討を進めていくこととしている。

第4節 防災対策

1 防災に関する組織・計画

災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置し、これらにおいては、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとしている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとしている。

なお、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとしている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置が定められている。

(1) 防災会議

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

昭和60年度中の開催状況は、都道府県39団体（83.0%）で延べ42回、市区

町村1,387団体（42.3%）で延べ1,676回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、20団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなど防災体制の高度化が図られている。

イ 災害対策本部

昭和60年中に、都道府県においては、10団体で延べ25団体、市区町村においては、延べ1,342団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

全都道府県において、消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を定めた防災に関する総合的な計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和60年度において全体の80.9%に当たる38府県が修正を行っている。市町村地域防災計画は、昭和60年度においては、957市区町村が計画の修正を行っている。修正の内容は、近年の局地的で激しい災害の発生の傾向を反映して、災害危険箇所、情報連絡体制、避難救護対策等に関するものが多くなっている。

また、近年は22都府県において震災対策計画が、11府県において原子力災害対策計画が作成されるなど一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画が作成されている。

消防庁としては、地域防災計画の作成及び修正において、地域の災害危険性について徹底した見直しを行い、住民に対する危険性の周知、警報及び避難の指示等の情報伝達、避難誘導等について地域の実情に即して、あらゆる角度から見直しを行うよう指導しているところであり、また、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に評価する防災アセスメントに関する調査報告書を取りまとめたほか、地域防災計画の策定・運用マニュアルの調査研究を進めている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和60年度においては、都道府県が延べ182回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,226回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、林野火災、コンビナート災害、大火災の順になっており、市区町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料14参照）。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和61年3月31日現在、全国3,276市区町村のうち、2,351市町村が共済に加入し、災害補償等の対象となる住民は8,005万人となっている。昭和60年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払状況は合計23件、335万円となっている。

2 情報通信体制

災害時において迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各

種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、情報通信体制の整備を進めている。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ無線通信網には、地上通信網と衛星通信網とがある。

地上通信網は、消防庁と47都道府県を結んでいる無線通信網であり、現在消防庁所属の173局の無線局と各都道府県所属の無線局により構成されており、各都道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリの相互通信並びに消防庁からの一斉伝達が可能である。

衛星通信網は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に回線を集中して割り当てることのできる通信網であり、昭和59年度から、通信衛星「さくら2号」を利用して、消防庁と千葉県、愛知県及び静岡県との間で運用を開始している。昭和61年9月1日現在で1県が整備中である。

(2) 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話等の相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から関係団体に一斉伝達する機能を有しており、また、災害時に、地域の情報を収集するために車両等との通信も可能である。

消防庁は、この整備事業に対し昭和48年度から補助制度を創設して整備促進を図っており、昭和61年9月1日現在で40都道府県が運用中、2県が整備中で、整備率は89.4%となっている。

(3) 市町村の消防・防災無線通信網

ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村と集落等を結ぶ無線通信網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、

地域住民に対して一斉に情報を伝達する同報系無線施設は、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効であり、近年急速に整備が進んでおり、その整備率は、昭和61年3月31日現在で35.3%である。

なお、同報系無線は一方向の情報伝達手段であり、集落の被災状況を市町村の災害対策本部で迅速かつ的確に把握するためには、相互に通信できる移動系無線施設を併せて整備する必要がある、その整備率は、昭和61年3月31日現在で58.2%である。

消防庁では、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地帯、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等において、同報通信機能と相互通信機能を併せ持つ無線施設を整備しようとする市町村に対し、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っており、昭和53年度から昭和60年度までの間に469市町村に対し73億6,791万円の補助金を交付した。

イ 消防・救急無線通信網

消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うため無線通信網を整備している。昭和61年4月1日現在におけるこれらの無線局数は5万8,994局でこの1年間に2,169局増加した。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したTVカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を本部にファイリングしておき火災現場等に画像伝送する等機能の高度化が図られている。

(4) その他の防災通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換のための通信網が必要である。このため、関係機関の間で専用回線あるいは専用共通波による防災相互通信用無線が活用されている。

消防庁では、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、これらの通信施設を整備し、特に、無線施設については、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

また、市町村と医療機関、交通機関等の生活関連機関や自主防災組織相互間における連絡体制の確保は、既設の無線システムの有機的な活用とあいまって、災害対策上一層の充実強化が期待できることから、このシステムの導入について検討する必要がある。

第5節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴うがけ崩れ、土石流等土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎豪雨や昭和58年7月に山陰地方を襲った集中豪雨においても、死者・行方不明者の多くが、がけ崩れ・土石流によるものであった。また、昭和60年7月の長野市における地すべり、昭和61年7月の鹿児島市における山・がけ崩れにおいても、大きな被害が生じている。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の見直し、警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害対策、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について地方公共団体を指導するとともに、災害時における的確な応急対策のシステムの在り方について調査研究を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに、地域防災計画を効果的に運用するため実態に応じて適宜見直しを行い、防災活動が円滑かつ的確に実施されるよう配慮する必要がある。なお、昭和61年4月1日現在で、特に、防災会議に風水害関連部会を設置している市区町村は127団体であるが、昭和60年度中に、延べ138団体で災害危険箇所、情報連絡体制等風水害対策の見直しを行い、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あ

らかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要がある。特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

なお、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和60年度中には、都道府県では34団体で44回、市区町村では延べ796団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

(2) 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかしながら、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を、地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これら雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都

道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うなど警戒体制の確立に努める必要がある。

1 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを、地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底する必要がある。この際、身体不自由者、幼児、老人など自力避難が困難な者にも十分配慮する必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達については、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

2 活動火山対策

火山の噴火活動等に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火を契機として、国、地方公共団体において、それぞれ活動火山対策の見直しが行われている。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村に対し、退避壕、退避舎等の避難施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、次のような項目について対策を強化するよう地方公共団体に対し指導を行っている。

(1) 防災体制

現在、災害対策基本法第17条に基づく市町村防災会議の協議会を設置して

いる火山は、5火山（有珠山、北海道駒ヶ岳、草津白根山、阿蘇山、桜島）となっている。火山噴火に係る被害が複数の地方公共団体に及ぶおそれのある火山については、こうした協議会を設置する等により広域的な連絡協力体制を確立しておく必要がある。

噴火災害時の警戒避難には、火山現象に関する情報の迅速な伝達が極めて重要であり、防災行政無線の整備をはじめその収集・伝達体制の確立に努める必要がある。

(2) 避難体制

火山の異常現象の通報等により、災害発生の危険があると予想させる場合には、観測・監視の強化とともに、状況に応じ立入規制、登山規制を行うこととしている火山が多いが、火山周辺市町村においては、人命の安全を第一義として、火山の特性に応じた住民、観光客等の避難計画を定めておく必要がある。

(3) 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

三宅島噴火災害では、噴火前に行われた総合防災訓練が大きな効果を発揮したところであり、噴火時に適切な応急対策が実施されるよう関係地方公共団体は、関係機関、住民と一体となって噴火災害を想定した防災訓練を行っておく必要がある。また、火山活動に伴う異常現象、噴火災害時の対応等について日ごろから地域住民等に周知徹底しておく必要がある。

第6節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年（1983年）日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究の結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進について指導を強化した。

(1) 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、救急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。昭和60年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第6—1表のとおりである。

(2) 地震防災対策強化地域に係る震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（第6—2表、第6—3図参照）においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化

第6—1表 大震火災対策施設の整備状況

（単位：百万円）

区 分	昭和47年度～昭和60年度		左のうち昭和60年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽（60m ³ ）	168 (137)	436 (372)	53 (48)	142 (131)
〃（100m ³ ）	3,036 (500)	8,817 (2,076)	185 (38)	631 (164)
〃（飲料水兼用100m ³ ）	74 (27)	308 (134)	14 (4)	59 (22)
〃（飲料水兼用1,500m ³ ）	22	1,558	3	220
可搬式小型動力ポンプ	4,802 (1,687)	1,838 (876)	208 (78)	93 (44)
電 源 車（大型）	48	419	1	10
〃（小型）	14	50	1	4
起 震 車	50	142	5	16
防 災 指 導 車	11	74	0	0
震 災 救 援 車	7	34	1	5
備 蓄 倉 庫	10	280	0	0
そ の 他	8	224	—	—
計	—	14,180 (3,458)	—	1,180 (361)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

計画を、また、病院、百貨店、劇場、地方鉄道業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約3万の対象事業所のうち8割強の事業所において作成済みとなっている。

さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施

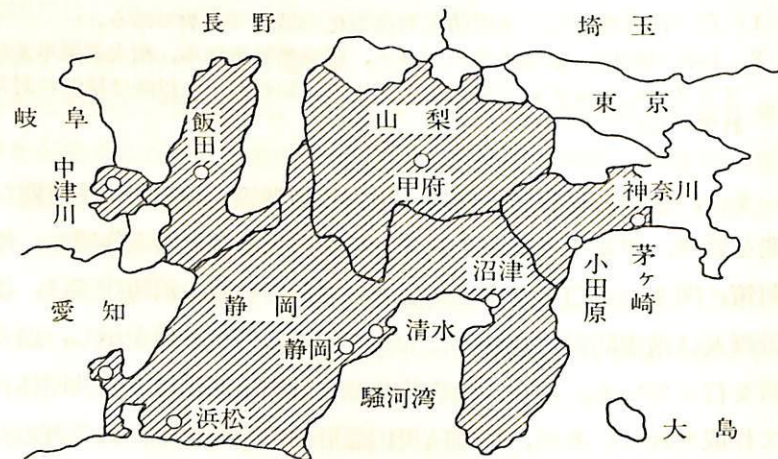
第6-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚木市, 伊勢原市, 海老名市, 南足柄市, 高座郡, 中郡, 足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 塩山市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 東山梨郡春日居町, 同郡牧丘町, 同郡勝沼町, 同郡大和村, 東八代郡, 西八代郡, 南巨摩郡, 中巨摩郡, 北巨摩郡双葉町, 同郡明野村, 同郡白州町, 同郡武川村, 南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市, 伊那市, 駒ヶ根市, 上伊那郡飯島町, 同郡中川村, 同郡宮田村, 下伊那郡鼎町, 同郡松川町, 同郡高森町, 同郡阿南町, 同郡上郷町, 同郡阿智村, 同郡下条村, 同郡天竜村, 同郡泰阜村, 同郡喬木村, 同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は, 昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

なお, 長野県下伊那郡鼎町は, 昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併している。

第6-3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

設等の整備の促進を図るため, 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行されたことに伴い, 地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し, 国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。

なお, この法律の有効期限は, 昭和60年3月, 同法の一部改正法が成立したことにより, 5年間延長され, 昭和65年3月31日までとなった。地震防災対策強化地域内の知事は, この法律に基づき, 地震対策緊急整備事業計画を作成し, 内閣総理大臣の承認を受けているが, この計画には, 昭和55年度からの10年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地, 避難路, 消防用施設, 緊急輸送路, 通信施設, 社会福祉施設, 公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められている。この計画の総事業費は5,653億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第6-4表のとおりである。このうち, 消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車, 可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については, 国の負担割合が2分の1(地震防災対策強化地域以外の地域においては3分の1)とされている。また, これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で

第6-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)

(単位: 億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	78
小 型 動 力 ポ ン プ	6
防 火 水 槽	124
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	9
耐 震 性 貯 水 槽	73
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	19
そ の 他	39
計	350

(注) 「その他」は, 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

(3) その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施など震災対策に万全を期すよう指導している。

(4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、昭和61年9月1日（防災の日）に中央防災会議主催の総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、17指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の訓練も併せて行った。また、同日、南関東六都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においても、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練が実施された。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。

(5) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画に震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度には、都道府県地域防災計画において「震災対策編」を定めていない団

体を対象とした都道府県震災対策計画策定マニュアルを作成するための調査研究を行った。

また、昭和59年度に引き続き、昭和60年度においても、昭和59年の長野県西部地震の災害実態の調査及びこれに基づく孤立山村地域の震災対策について調査研究を行った。

なお、昭和61年度には、市町村の地域防災計画において、「震災対策編」を定めるための市町村震災対策計画策定マニュアルの作成についての調査研究を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震、昭和58年（1983年）日本海中部地震及び昭和59年（1984年）長野県西部地震等の大規模な地震による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和60年度における都道府県及び調査対象都市（県庁所在市、県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計126団体。以下「都市」という。）を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画（震災対策）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが23都府県、火災、水害等と同列の「節」を設けているものが23道県、「その他災害等」として扱っているものが1府という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが68都市、「節」等を設けているものが52都市、「その他災害等」として扱っているものが6都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で11団体、都市で47団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、昭和61年4月1日現在、調査対象団体126都市のうち125団体において11,713箇所が指定されている。その内容は第6-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか21都市が指定している。

第6-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭和61. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別		用途別			
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
11,713 (指定している都市125団体)	31,890 ^{ha} (公有地27,003 ^{ha} 私有地4,887 ^{ha})	20ha以上	310	17,593 ^{ha}	学 校 (校庭・グラウンド)	5,898	7,943 ^{ha}
		20ha未満 10ha以上	230	3,323	公 園・広 場	3,774	10,951
		10ha未満	11,173	10,974	河 川 敷	136	2,702
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	174	1,342
			そ の 他	1,731	8,952		

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和60年度においては、42都道府県と109都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第6-6表参照)。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、41都道府県と101都市において、起震車による地震体験等のほか、パンフレットの配付、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高

第6-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭和60年度)

区分	総合訓練	個 別 訓 練							その他訓練
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消 火 訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	
訓練実施延回数	222	37	3,592	13,954	7,741	6,745	833	12	3,648
参加人員	3,220,318	25,733	525,083	1,268,721	1,575,351	524,363	157,511	689	639,277

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

揚に努めている。

(4) 備蓄物資の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和61年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第6-7表のとおりである。

第6-7表 備蓄物資の状況

(昭和61. 4. 1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期消火用	情報連絡用	避難救出用	
都道府県	9	5	29	9	9	21	24	6
都 市	71	21	95	67	51	100	101	29
区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期消火用	情報連絡用	避難救出用	
都道府県	9	—	4	3	—	—	1	1
都 市	47	5	21	19	4	4	10	3

(5) 震災対策施設に対する助成措置等

昭和60年度において、市町村における震災対策施設の整備促進のため、都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第6—8表のとおりである。

第6—8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)
(昭和60年度)(団体数)

事業名	都道府県
防災行政無線整備事業	8
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	3
自主防災組織の整備育成事業	5
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む)整備事業	2
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む)	0
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	0
コミュニティ防災センター整備事業	1
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	0
その他の整備事業	5

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第6—9表のとおりである。

第6—9表 震災時相互応援協定の締結状況
(昭61. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山、香川 (2)

なお、地方公共団体のほか、応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

(7) 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和60年度には17都道府県と27都市が調査研究を実施している。なお、その内容等は第6—10表のとおりである。

第6—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況
(昭和60年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
都道府県	12	4	—	2	1	3	7
都市	10	4	7	7	—	1	8

第7節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することがなによりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

ア 秋季全国火災予防運動（昭和60年11月26日～12月2日）

昭和60年秋季全国火災予防運動では、「怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に死傷防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、主婦を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大な人命危険が予想されることから、防火安全体制の確立及び消防法違反対象物に対する法的措置の強化を図るとともに、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。また、消防用機械器具に係る型式承認の失効制度による失効期日が到来している消防用機械

器具等の取替えを推進すること。

- ④ 一般家庭において、防火安全を更に向上させるため消火器、ガス漏れ警報器、防災製品等の家庭用防災機器等の普及推進を図ること。

イ 春季全国火災予防運動（昭和61年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（昭和61年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、予防運動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和61年の全国山火事予防運動では、「ちょっとまって！ その火はほんとうに消えてるか？」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（昭和61年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和61年の車両火災予防運動では、車両、駅舎等について査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹

底を図った。また、車両に対する消火器の普及を図った。

エ 文化財防火デー（昭和61年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以來、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

昭和61年の文化財防火デーは、第32回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報、避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身

第7-1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況

(昭和60年度)

放送内容等	放送局	放送月日
テレビ5分番組 (ご存じですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 (4月から1年間)
防災特別30分番組	東京放送ほか30局	昭和60年9月1日 (一部地域は9月2日)
	テレビ東京ほか30局	昭和61年3月6日 (一部地域は3月7日~3月10日)
ラジオスポット	秋の火災予防運動	文化放送ほか31局 昭和60年11月26日から 12月2日まで毎晩
	春の火災予防運動	東京放送ほか31局 文化放送ほか32局 昭和61年2月28日から 3月6日まで毎晩 昭和61年3月7日から 3月12日まで毎晩

につけ、自主防災に心掛けることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立してゆく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して、地震・風水害・火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和60年度に行った普及啓発事業の内容は、第7-1表のとおりである。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

昭和61年4月1日現在では、全国3,276市区町村のうち、1,670市区町村で4万9,837の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は34.3%となっている。組織率の高いところは、山梨県97.6%、静岡県97.1%、神奈川県80.1%、東京都74.4%、宮城県69.8%、岐阜県69.1%、愛知県63.8%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方組織率が10%未満のところも14道県あり、地域によって差が著しい(附属資料18参照)。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防火巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,166市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ995市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和60年度で合計19億8,951万円に達している。消防庁としても、防災センター等の資機材等に対する補助のほか、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行ってきたところであり、今後とも関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

自主防災組織の育成を図るためには、平常時は防災訓練や防災知識の普及を行う場として使用し、災害時には自主防災活動の拠点となる防災センター及び平常時は高度の防災教育・訓練を行うとともに、広域的に防災用資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備を促進する必要がある。消防庁においては、これらの整備について補助を行い、昭和60年度には、防災センターの資機材等について16箇所、広域防災センターの資機材等について1箇所補助している。この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。

また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、防災センターの整備を図っているところである。

イ 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦等を対象とした婦人防火クラブと小・中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれの地域における防火思想の普及等に貢献している。消防庁としても、自主防災体制整備の一環として、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加に努めるよう地方公共団体を指導しており、昭和61年4月1日現在（少年消防クラブについては5月1日現在）の組織数は、婦人防火クラブが1万3,133団体、199万8,176人、少年消防クラブが5,878団体、61万9,591人となっている。

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため、各家

庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。

また、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）では、毎年優良なクラブと指導者の表彰を行っており、昭和61年3月には、14クラブに対して表彰旗、61クラブ及び指導者26名に対して記念品を授与して表彰を行った。

さらに、広く幼年期からの防火教育の徹底を図るため、消防機関等の指導の下に、幼年消防クラブの組織化が進められており、婦人防火クラブ、少年消防クラブとともに、地域の防火防災意識の高揚に大きく寄与することが期待されている。

(2) 施設の自主防災体制

ア 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしも施設の実態に即したものとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後、施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただ

し、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が高い石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

第8節 予 防 行 政

1 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならぬこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならぬことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならぬこととしている。

昭和61年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第8—1表のとおりであり、防火管理者選任率75.9%(前年同期75.8%)、消防計画作成率59.9%(前年同期59.3%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として十分とはいえない状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、キャバレー、飲食店、特定複合用途防火対象物が低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防

第8-1表 全国の防火管理実施状況

(昭61.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者 を選任し ている防火 対象物数	選任率 (%)	消防計画を作成して いる防火 対象物数	
					作成率 (%)	
(一) イロ	劇場等	2,444	2,128	87.1	1,834	75.0
	公会堂等	41,849	26,467	63.2	19,335	46.2
(二) イロ	キヤバレー等	2,237	1,256	56.1	878	39.2
	遊技場等	10,439	7,790	74.6	5,864	56.2
(三) イロ	料理店等	7,063	5,497	77.8	3,894	55.1
	飲食店等	47,256	32,619	69.0	23,174	49.0
(四) イロ	百貨店等	54,457	38,414	70.5	30,459	55.9
	旅共同住宅等	49,735	44,172	88.8	38,523	77.5
(五) イロ	病院等	83,480	57,775	69.2	41,988	50.3
	社会福祉施設等	21,841	19,549	89.5	17,514	80.2
(六) イロ	幼稚園等	31,678	29,907	94.4	27,981	88.3
	小学校等	14,807	13,856	93.6	12,714	85.9
(七) イロ	学校等	44,148	41,616	94.3	38,995	88.3
(八) イロ	図書館等	2,182	1,768	81.0	1,497	68.6
	特殊浴場等	1,506	1,233	81.9	1,037	68.9
(九) イロ	一般浴場等	6,682	6,131	91.8	5,151	77.1
	停車場等	1,010	841	83.3	672	66.5
(十) イロ	神社・寺院等	16,827	12,048	71.6	8,294	49.3
(十一) イロ	工場等	43,725	38,030	87.0	29,981	68.6
	テレビスタジオ等	224	206	92.0	160	71.4
(十二) イロ	駐車場等	956	820	85.8	670	70.1
	航空機格納庫等	31	23	74.2	18	58.1
(十三) イロ	倉庫等	3,861	3,066	79.4	2,443	63.3
(十四) イロ	事務所等	68,062	55,013	80.8	43,387	63.7
(十五) イロ	特定複合用途 防火対象物	143,194	91,999 (104,851)	64.2 (73.2)	64,942 (76,395)	45.4 (53.4)
	一般複合用途 防火対象物	21,527	15,213 (17,069)	70.7 (79.3)	10,885 (12,563)	50.6 (58.4)
(十六) イロ	地下街	61	46	75.4	44	72.1
(十七) イロ	文化財	804	678	84.3	552	68.7
	計	722,086	548,161	75.9	432,886	59.9

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

火対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和61年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第8-2表のとおりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第8-2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭61.3.31現在)

項目	区分	高層 建築物	複合用途防火対象物		指定 地下街	準地下街	計
			特 定 (3 階 以 上)	一 般 (5 階 以 上)			
防火対象物数		4,334	51,621	8,141	53	7	64,156
協議事項届出数		2,266	23,111	3,328	50	5	28,760
届出率(%)		52.3	44.8	40.9	94.3	71.4	44.8

2 消防用設備規制

(1) 防火対象物の実態

昭和61年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(六の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。第8-3表において同じ。)は247万8,078件である。また、11大都市の防火対象物数は67万3,606件で、全国の防火対象物数の27.2%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(73.8%)、一般複合用途防火対象物(64.1%)、準地下街(57.1%)等である(第8-3表参照)。

第8-3表 防火対象物数

(昭61.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		(六)
	劇場等	公会堂等	ギヤ等	遊技場等	料理店等	飲食店		百貨店等	旅館等	
全 国	2,921	42,272	2,638	11,094	8,865	51,151	76,175	85,073	495,612	48,456
11 大都市	392	2,464	535	1,871	1,479	9,765	10,357	7,361	191,660	7,305
割 合(%)	13.4	5.8	20.3	16.9	16.7	19.1	13.6	8.7	38.7	15.1
防火対象物の区分	(六)		(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)	
	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等
全 国	38,171	19,871	116,200	2,921	1,786	10,230	3,211	39,818	455,224	302
11 大都市	3,741	3,087	15,655	373	714	4,135	977	6,236	70,091	165
割 合(%)	9.8	15.5	13.5	12.8	40.0	40.4	30.4	15.7	15.4	54.6
防火対象物の区分	(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	
	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	地下街準地下街	文化財	アケド	計
全 国	21,738	349	218,665	259,015	243,694	216,518	61	7	4,624	2,478,078
11 大都市	5,160	42	36,028	72,283	81,613	138,762	45	4	796	673,606
割 合(%)	23.7	12.0	16.5	27.9	33.5	64.1	73.8	57.1	17.2	27.2

注) 消防法施行令別表第1(一)項から(其三)項に掲げるもので、延べ面積 150㎡以上のもの並びに(四)項及び(六)項に掲げるもの。

(2) 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第8-4表に示すとおりであり、昭和61年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が92.5%(前年92.0%)、スプリンクラー設備の設置率が98.8%

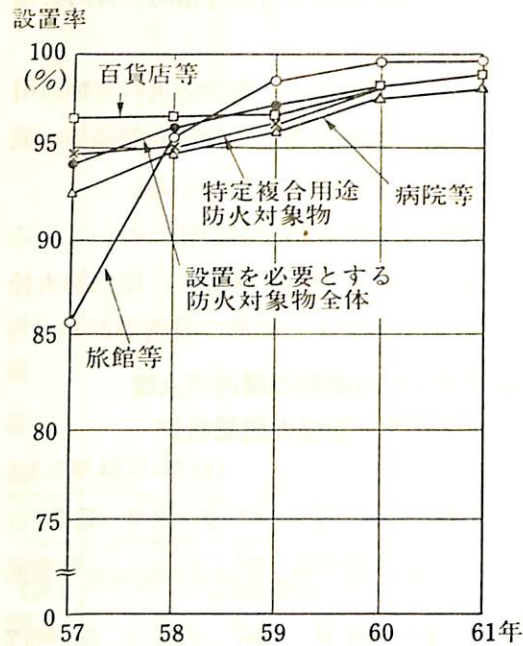
第8-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭61.3.31現在)

事項	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
特定防火対象物												
劇場等	1,476	1,357	119	91.9	245	237	8	96.7				
公会堂等	4,092	3,787	305	92.5	313	310	3	99.0				
キャバレー等	91	78	13	85.7	11	10	1	90.9				
遊技場等	834	786	48	94.2	297	292	5	98.3				
料理店等	727	562	165	77.3	6	6	0	100.0				
飲食店等	1,012	823	189	81.3	32	32	0	100.0				
百貨店等	9,304	7,958	1,346	85.5	2,344	2,320	24	99.0				
旅館等	13,234	12,271	963	92.7	677	674	3	99.6				
病院等	8,677	8,441	236	97.3	1,259	1,240	19	98.5				
社会福祉施設	2,834	2,695	139	95.1	36	35	1	97.2				
幼稚園等	1,696	1,548	148	91.3	22	22	0	100.0				
特殊浴場	68	65	3	95.6	2	1	1	50.0				
特定複合用途防火対象物	12,815	12,245	570	95.6	2,912	2,880	32	98.9				
地下街	58	57	1	98.3	53	53	0	100.0				
準地下街	0	0	0	—	6	5	1	83.3				
計	56,918	52,673	4,245	92.5	8,215	8,117	98	98.8				

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第8-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

の防火対策の改善状況は、第8-5図にも示すとおり顕著である。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第8-6表のとおりである。

第8-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況

(昭61.3.31現在)

防火対象物の区分	設置状況区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街		51	51	0	100.0
準地下街		6	6	0	100.0
大規模特定防火対象物の地階		2,835	2,750	85	97.0
計		2,892	2,807	85	97.1

(同97.9%)になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第8-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物

(3) 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格(消防設備士)制度、点検を行う者に対する資格(消防設備点検資格者)制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和61年3月31日現在、消防設備士の数は延べ52万8,505人となっており(第8-7表参照)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(消火設備系統)5万136人、第2種(電気系統)4万8,388人になっている。

第8-7表 消防設備士の数

(昭61.3.31現在)

種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備等)	(自動火災報知設備等)	(金属製避難はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲種(工事)	68,996	19,526	16,218	163,321	12,261	—	—	280,322
乙種(整備)	14,256	4,654	4,140	22,794	6,499	80,708	115,132	248,183

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

このうち、じゅうたん等に対する規制は、昭和54年7月1日から施行されたが、当該施行日に防災防火対象物において使用されていたじゅうたん等に

第8-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(昭61.3.31現在)

防火対象物の区分	使用状況区分	防火対象物数	カーテン・帳等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び大道具用の合板等を使用しているもの(適合率%)	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	堂	41,779	27,877	20,898(74.9)	11,947	8,098(67.8)	1,444	981(67.9)
(二) 競技場	バレー	2,556	1,598	1,079(67.5)	1,398	777(55.6)	39	28(71.8)
(三) 料理店	店	10,851	4,879	3,632(74.4)	2,662	1,667(62.6)	209	155(74.2)
(四) 飲食店	店	8,958	5,935	4,086(88.8)	4,155	2,396(57.7)	146	96(65.8)
(五) 百貨店	店	52,180	30,483	21,568(70.8)	18,489	11,042(59.7)	815	494(60.6)
(六) 旅館	館	78,042	33,570	23,245(69.2)	20,311	12,029(59.2)	3,310	2,210(66.8)
(七) 病院	院	84,499	69,437	54,634(78.7)	50,705	35,284(69.6)	2,219	1,291(58.2)
(八) 福祉施設	社	48,469	39,305	31,957(81.3)	16,123	11,078(68.7)	793	585(73.8)
(九) 幼稚園	園	38,016	31,085	25,408(81.9)	14,761	9,676(65.6)	931	648(69.6)
(十) 特殊浴場	場	19,678	15,696	12,459(79.4)	6,730	4,450(66.1)	515	355(68.9)
(十一) テレビスタジオ	場	1,724	1,410	1,147(81.3)	1,443	971(67.3)	6	5(83.3)
(十二) 特定複合用途防火対象物	等	597	243	147(60.5)	156	99(63.5)	146	66(45.2)
(十三) 一般複合用途防火対象物	等	216,784	117,271	75,860(64.7)	75,245	41,287(54.9)	3,934	2,710(68.9)
(十四) 地下街	街	5,303	1,342	934(69.6)	605	417(68.9)	63	46(73.0)
(十五) 準地下街	街	61	54	41(75.9)	47	38(80.8)	13	12(92.3)
(十六) 高層建築物	物	7	7	4(57.1)	6	3(50.0)	1	0(0.0)
(十七) 高層建築物	物	8,245	5,226	2,809(53.8)	3,955	2,231(56.4)	208	153(73.6)
計		620,621	387,516	281,643(72.7)	229,682	142,280(61.9)	14,976	9,957(66.5)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

ついで経過措置が昭和59年6月30日をもって終了し、これら既存のじゅうたん等に対しても防災規制の徹底が図られた。

昭和61年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第8-8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和61年7月31日までの防災表示者の認定数は2万3,209業者(このうち裁断・施工・縫製業者が94.5%を占めている。)で、前年同期と比較すると667業者(3.0%)の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

昭和60年度の防災製品認定数は第8-9表のとおりである。

第8-9表 防災製品の認定件数

(昭和60年度)

ふ と ん 類				テント・シート・幕類	非常持出袋	防災頭巾	合計
側地・敷カ 布・バー類	わた・フ ラスチック ク発泡体 等	ふとん・ ベッド・ マット レス・枕	毛布・ベ ッドスプレ ッド・タ オル ケット				
62	22	203	21	35	0	2	345

3 防火基準適合表示制度

(1) 「適マーク」交付状況

ア 旅館・ホテル等

表示対象とされた収容人員30人以上、3階建以上の旅館・ホテル等の数は全国で1万8,662件であり、そのうち、立入調査を終了したものは1万8,586件(99.6%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万5,083件(交付率81.2%)である(第8-10表参照)。

第8-10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区 分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数 (C)[C/B]
昭57.3.31現在	16,411	15,854 [96.6%]	7,001 [44.2%]
昭57.9.30現在	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [66.0%]
昭58.3.31現在	16,873	16,873 [100.0%]	12,435 [73.7%]
昭58.9.30現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭59.3.31現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.5%]
昭60.3.31現在	17,998	17,916 [99.5%]	14,397 [80.4%]
昭61.3.31現在	18,662	18,586 [99.6%]	15,083 [81.2%]

イ 劇場、百貨店等

表示制度の実施により旅館・ホテル等の防火安全対策が飛躍的に向上したことから、昭和58年度より全国一斉に実施する表示対象物を劇場、百貨店等にも拡大し、これらの対象物についても防火安全対策の一層の推進を図ることとした。劇場、百貨店等の表示対象物数は全国で2万1,335件であり、そ

第8-11表 表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)

区 分	表示対象物数 (A)	左のうち、立入調査を完了した表示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された表示対象物数 (C)[C/B]	
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭58.12.31現在	2,573	2,038 [79.2%]	583 [28.6%]
	昭59.9.30現在	2,658	2,374 [89.3%]	836 [35.2%]
	昭60.3.31現在	2,705	2,495 [92.2%]	1,043 [41.8%]
	昭61.3.31現在	2,704	2,524 [93.3%]	1,207 [47.8%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭58.12.31現在	3,939	3,036 [77.1%]	831 [27.4%]
	昭59.9.30現在	4,241	3,771 [88.9%]	1,498 [39.7%]
	昭60.3.31現在	4,337	4,057 [93.5%]	1,907 [47.0%]
	昭61.3.31現在	4,484	4,234 [94.4%]	2,293 [54.2%]
(四)項 (百貨店等)	昭58.12.31現在	13,049	9,613 [73.7%]	3,192 [33.2%]
	昭59.9.30現在	13,595	11,337 [83.4%]	4,596 [40.5%]
	昭60.3.31現在	13,908	11,940 [85.8%]	5,209 [43.6%]
	昭61.3.31現在	14,147	12,220 [86.4%]	6,033 [49.4%]
計	昭58.12.31現在	19,561	14,687 [75.1%]	4,606 [31.4%]
	昭59.9.30現在	20,494	17,482 [85.3%]	6,930 [39.6%]
	昭60.3.31現在	20,950	18,492 [88.3%]	8,159 [44.1%]
	昭61.3.31現在	21,335	18,978 [89.0%]	9,533 [50.2%]

第8-12表 判定項目別不備率(劇場, 百貨店等)

(昭61.3.31現在)

判定項目	不備率 (%)			
	合計	(一)項イ (劇場, 映画館等)	(一)項ロ (公会堂又は集会場)	(四)項 (百貨店等)
1 防火管理等				
① 防火管理者	7.2	6.3	6.4	7.7
② 消防計画	13.9	14.7	12.5	14.3
③ 避難訓練	32.5	35.1	30.5	32.6
④ 共同防火管理協議事項	11.3	12.3	12.0	10.6
⑤ 防火避難施設等	16.0	10.3	7.6	20.1
⑥ 裸火使用	4.2	3.1	1.6	5.3
⑦ 防災対象物品	19.2	19.2	18.9	19.4
⑧ 点検報告	16.5	20.7	12.0	17.1
2 消防用設備等				
① 消火器	4.5	6.4	2.7	4.7
② 屋内(外)消火栓	14.4	15.5	8.8	16.1
③ スプリンクラー	9.3	7.5	4.7	10.6
④ 自動火災報知設備	12.8	16.3	8.2	13.6
⑤ 漏電火災警報器	9.1	16.3	1.6	8.1
⑥ 非常ベル, サイレン	4.5	7.7	2.1	4.5
⑦ 放送設備	7.1	11.6	7.2	6.0
⑧ 避難器具	10.6	10.1	6.4	12.9
⑨ 誘導灯	13.9	18.0	10.7	14.2
3 危険物施設等	7.1	6.7	7.7	7.0
4 少量危険物, 準危険物, 特殊可燃物	7.5	10.3	6.1	7.5
5 火気使用設備・器具	3.5	5.0	2.6	3.5
6 電気設備	3.0	3.3	2.2	3.2
7 建築構造等				
① 建築構造	13.0	15.0	6.1	15.0
② 防火区画	20.3	22.8	17.6	20.9
③ 階段	7.6	9.3	4.9	8.3

のうち, 立入調査を終了したものは1万8,978件(89.0%)である。立入調査を終えた対象物のうち, 「適マーク」を交付されたのは9,533件(交付率50.2%)である(第8-11表参照)。

(2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場, 百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち, 不適合の割合が高い項目は, 「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の32.5%), 「防火区画の不備」(20.3%), 「防災対象物品の未使用」(19.2%)などとなっている(第8-12表参照)。

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

昭和60年度の全国における消防同意事務処理状況は, 第8-13表のとおり

第8-13表 消防同意事務処理状況

(昭和60年度)

申請 要旨	内 意		不 同 意				計		
	件数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備		避難	その他
新 築	392,555	282,361	110,194	375	14	280	18	64	392,930
増 築	100,949	72,344	28,605	105	8	69	2	27	101,054
改 築	7,415	6,051	1,364	2	—	1	—	1	7,417
移 転	656	522	134	1	1	—	—	—	657
修 繕	82	50	32	—	—	—	—	—	82
模様替	191	97	94	2	—	2	—	—	193
用途変更	1,427	623	804	6	—	6	—	—	1,433
その他	11,487	10,070	1,417	2	—	—	1	1	11,489
計	514,762	372,118	142,644	493	23	358	21	93	515,255

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので, 理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

である。消防同意は、火災予防上極めて重要なもので、その性格上、建築物について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火に関する法令の規定について、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和58年5月、消防法及び建築基準法が改正され、防火地域及び準防火地域以外の区域における戸建専用住宅等については、消防同意を建築主事から消防機関への通知に切り替えることにより、より人命危険の高い対象物に対する重点的な執行を図ることとされ、これに伴い、昭和59年2月に消防法施行令の改正が行われて、昭和59年4月1日から施行された。

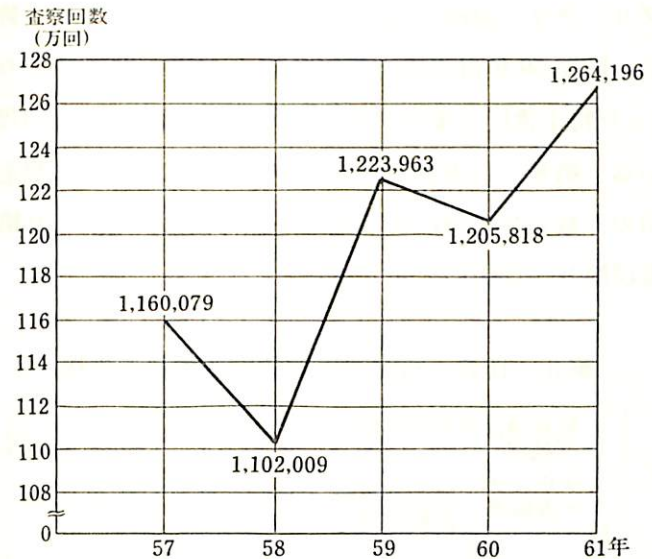
第8-14表 火災予防査察実施状況

		(昭和60年度)								
防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)		
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等		
査察回数	3,829	24,238	1,356	7,132	5,526	34,978	62,850	100,462		
防火対象物の区分	(六)	(七)		(八)	(九)	(十)				
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場		
査察回数	246,720	34,401	29,180	13,659	61,194	1,584	1,393	5,879		
防火対象物の区分	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)		(十五)	(十六)		
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等		
査察回数	1,787	16,956	201,503	507	9,680	154	86,678	102,540		
防火対象物の区分	(十七)		(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車		
査察回数	141,062	61,633	281	23	3,927	349	1	2,730	1,264,196	

(2) 予防査察及び違反状況の改善

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和60年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第8-14表のとおりであり、過去5年間の推移は第8-15図のとおりである。

第8-15図 過去5年間の火災予防査察実施回数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第4項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命に危険があると認める場合は、当該防火対象物の改

修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防庁では、悪質な防火対象物を一掃するため、昭和58年以来違反処理指導官を設置し、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により強力に指導している。

特に、1,500m²以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物については、昭和59年以来重点的に是正の推進を図り、この結果、当初1,296件であった特定違反対象物が昭和61年3月31日現在では372件へと改善されてきている(第8-16表参照)。昭和60年度にこれらの規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第8-17表、第8-18表及び第8-19表のとおりである。

第8-16表 特定違反対象物改善状況推移

区 分	特定違反対象物に係る設備毎の違反状況			特定違反対象物数	改善状況の推移 (%)
	スプリンクラー設備違反	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反		
58年12月31日	277	881	338	1,296	-
60年1月31日	174	564	157	762	41.2
60年9月30日	110	367	95	486	62.5
61年3月31日	71	293	72	372	71.3

第8-17表 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況 (昭和60年度)

防火対象物の区分	(昭)和(60)年(度)															
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
防火管理業務適正実施命令																
(是正件数)																
防火管理者選任命令																
(是正件数)																
共同防火管理協議事項作成命令																
(是正件数)																
命令の計																
(是正件数の計)																
劇場等																
公会堂等																
キャバレー等																
遊技場等																
料理店等																
飲食店等																
百貨店等																
旅館等																
共同住宅等																
病院等																
社会福祉施設																
幼稚園等																
学校																
図書館等																
特殊浴場																
一般浴場																
停車場																
神社・寺院等																
工場等																
工場の等																
テレビスタジオ等																
駐車場等																
航空機格納庫																
倉庫等																
事務所等																
特定複合用途防火対象物																
一般複合用途防火対象物																
地下街																
地下街																
地下街																
文庫																
文化財																
高層建築物																
計																

(注) 是正件数欄の数は、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和61年3月31日までに是正された件数である。

第8-19表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況（昭和60年度）

防火対象物の区分 命令の内容等	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	計																
	劇場等	公会堂等	キャバレー	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等		工場等	テレビスタ	駐車場等	郵便局等	倉庫	事務所等	特別指定対象物	防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山舟	林車		
改修							2	1																1										4	
(是正件数)							2	1																1										4	
移転																																			
(是正件数)																																			
除去																																			
(是正件数)																																			
小計(A)							2	1																1											4
(小計)							2	1															1											4	
使用禁止											1													1											1
使用禁止																								1											1
使用制限																																			
小計(B)																																			
小計(C)																																			
その他(D)											7	2																							12
計							7	4	1		1																							18	
(A)+(B)+(C)+(D)							7	4	1		1																							18	

(注) 是正件数欄の数は、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和61年3月31日までに是正された件数（昭和61年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

5 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定は特殊法人である日本消防検定協会で行っており、検定の対象となる消防用機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により定められている。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定）とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和60年度の検定申請数量は第8-20表のとおりである。

なお、昭和60年7月30日のアクション・プログラムの骨格に従い、昭和60年12月24日に消防法を改正し、国の定める技術上の規格に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付することができるいわゆる自己認証制度が導入されることになった。

これに伴い、消防法施行令を改正し、検定対象とされていた動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、昭和61年12月1日から施行することとされた。

(2) 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

昭和60年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第8-21表のとおりである。

第8-20表 検 定 申 請 数 量

(昭和60年度)

種 別	区 分	型式試験		個 別 検 定
		件	件	
① 消 火 器	大 型	5	1	15,161
	小 型	69	25	3,254,189
② 消 火 器 用	大 型	1	—	23,649
	消 火 薬 剤 小 型	7	—	1,562,016
③ 泡 消 火 薬 剤		2	—	121,666
④ 動 力 消 防 ポンプ	消防ポンプ自動車	6	114	1,680
	手引消防ポンプ	—	—	1
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	6	4	6,906
⑤ 消 防 用	ゴ ム 引	25	21	456,486
	ホ ー ス 濡 れ	2	—	284
⑥ 消 防 用 吸 管		—	—	10,850
⑦ 結 合 金 具		8	3	441,010
⑧ 火 災 警 報 器	感 知 器	87	33	5,464,326
	報 警 機 発 信 機	12	9	285,139
⑨ 中 継 器		20	2	45,221
⑩ 受 信 機		42	18	88,394
⑪ 漏 電 火 災 警 報 器		3	9	126,436
⑫ 閉 鎖 型 スプリンクラー	ヘ ッ ド	14	9	1,243,080
⑬ 流 水 検 知 装 置		13	8	6,401
⑭ 一 斉 開 放 弁		4	3	12,004
⑮ 金 属 製 避 難 は し ご		10	1	116,345
⑯ 緩 降 機		3	—	11,552
計		339	260	13,292,796

第8-21表 鑑 定 及 び 受 託 試 験 の 申 請 件 数

(昭和60年度)

(その1)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定									その他の鑑定	受託試験	計
水	化	は	屈	大	大	は	大	放			
槽	学	し	折	型	車	し	型	水			
付		ご	は	化	高	ご	化	塔			
		付	し	学	所	水	学	付			
			ご		放	槽	高				
			付		水	付	所				
277	91	24	13	11	4	1	1	3	26	19	470

(その2)

種 別	区 分	型式試験		個 別 鑑 定
		件	件	
筒 火 災 警 報 器	差 動 式	—	—	3,570
	イ オ ン 化 式	—	—	—
	光 電 式	—	—	8,992
予 備 電 源		—	—	105,295
音 響 装 置		3	—	44,560
消 火 器 及 び 消 火 器 加 圧 用 ガ ス 容 器 の 容 器 弁		6	—	40,558
消 火 器 加 圧 用 ガ ス 容 器		4	—	3,764,261
蓄 圧 式 消 火 器 用 指 示 圧 力 計		2	—	322,550
エ ア ゾ ー ル 式 簡 易 消 火 具		4	—	289,696
蓄 積 付 加 装 置		4	—	—
計		23	—	4,579,482

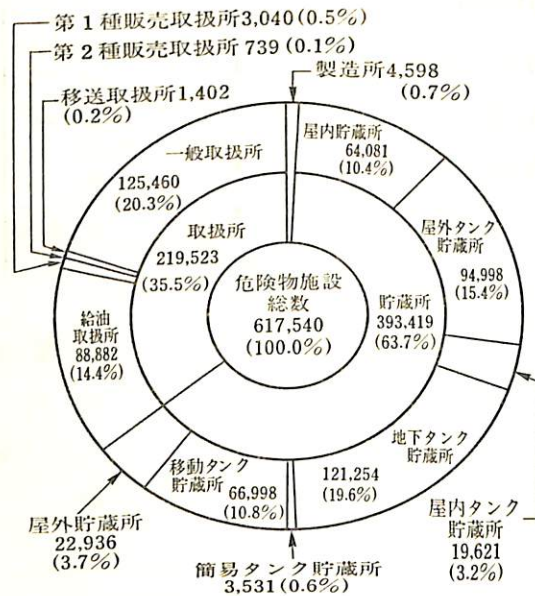
第9節 危険物行政

1 危険物規制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品を危険物とし、これらの危険物について保安上の規制を定めている。消防法別表は、危険物をその性質により6種類に分類しているが、貯蔵量、取扱量がともに圧倒的に多い物品は、ガソリン、灯油、軽油、重油等の石油類である。

一定数量以上のこれらの危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所に分類される危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を政令で定める一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないものとされている。また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める基準に従って行わなければならないものとされている。

第9-1図 危険物施設数の状況
(昭61.3.31現在)



(1) 危険物施設 (製造所, 貯蔵所, 取扱所)

ア 危険物施設の数

昭和61年3月31日現在における危険物施設の総数は、61万7,540施設で前年同期(61万3,364施設)に比べて4,176施設(0.7%)増加している。施設別にみると一般取扱所が12万5,460施設(全体の20.3%)と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の12万1,254施設(19.6%)、屋外タンク貯蔵所9万4,998施設(15.4%)等となっている(第9-1図参照)。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は60万1,413施設と全体の97.4%を占めている。

危険物施設数の最近における推移は第9-2表にみられるとおり、移動タンク貯蔵所、第二種販売取扱所及び地下タンク貯蔵所が高い伸びを示している。

第9-2表 危険物施設数の推移

施設	年					増減率(%)		
	57 (A)	58	59	60 (B)	61 (C)	(C/A -1) ×100	(C/B -1) ×100	
製造所	4,393	4,435	4,477	4,560	4,598	4.7	0.8	
貯蔵所	屋内貯蔵所	62,789	63,440	63,598	63,878	64,081	2.1	0.3
	屋外タンク貯蔵所	97,007	96,341	96,057	95,685	94,998	△2.1	△0.7
	屋内タンク貯蔵所	20,013	19,955	19,878	19,831	19,621	△2.0	△1.1
	地下タンク貯蔵所	113,398	115,724	117,715	119,749	121,254	6.9	1.3
	簡易タンク貯蔵所	3,953	3,871	3,742	3,638	3,531	△10.7	△2.9
	移動タンク貯蔵所	57,126	58,662	61,019	64,393	66,998	17.3	4.0
	屋外貯蔵所	25,466	24,921	24,397	23,651	22,936	△9.9	△3.0
小計	379,752	382,914	386,406	390,825	393,419	3.6	0.7	
取扱所	給油取扱所	86,962	87,678	88,143	88,582	88,882	2.2	0.3
	第一種販売取扱所	3,351	3,284	3,221	3,124	3,040	△9.3	△2.7
	第二種販売取扱所	667	705	729	744	739	10.8	△0.7
	移送取扱所	1,382	1,380	1,391	1,400	1,402	1.4	0.1
	一般取扱所	120,068	121,509	122,673	124,129	125,460	4.5	1.1
	小計	212,430	214,556	216,157	217,979	219,523	3.3	0.7
	計	596,575	601,905	607,040	613,364	617,540	3.5	0.7

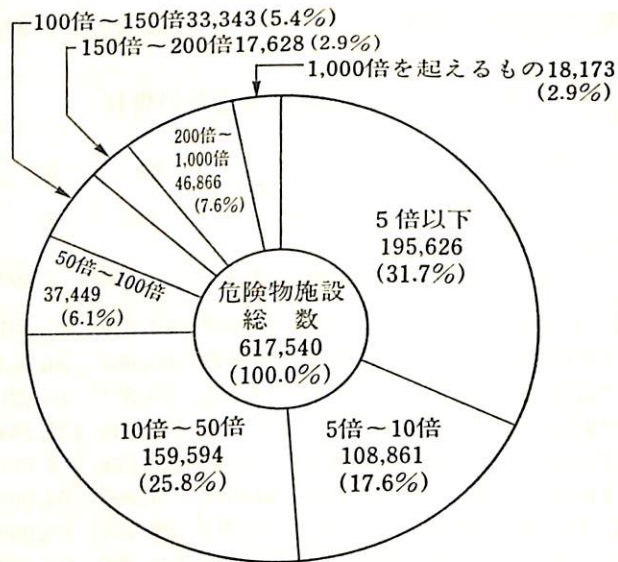
(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

るが、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は減少傾向にある。

イ 危険物施設の規模別構成

昭和61年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第9-3図のとおりであり、規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

第9-3図 危険物施設の規模別構成比
(昭61.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

(2) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和60年度において危険物取扱者試験は全国で200回（前年度169回）実施されている。受験者数は33万9,953人（35万9,238人）、合格者は16万1,318人（16万768人）で平均の合格率は47.5%（44.8%）となっている（第9-4表参照）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では丙種が16万383人（全体の47.2%）と最も多く、次いで乙種第4類の15万5,925人（45.9%）となっており、この両者で全体の93.0%を占めている。合格者数でも丙種が9万1,400人（56.7%）、乙種第4類が5万6,675人（35.1%）となっており、この両者で全体の91.8%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和61年3月31日現在、313万9,084人となっている。

第9-4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和60年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種	小計	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	9,296	2,401	1,980	2,501	155,925	1,291	6,176	170,274	160,383	339,953
合格者数	2,863	1,815	1,562	1,705	56,675	1,142	4,156	67,055	91,400	161,318
合格率 (%)	30.8	75.6	78.9	68.2	36.3	88.5	67.3	39.4	57.0	47.5

(3) 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和60年度において、保安講習は、全国で延べ578回（前年度502回）実施され10万2,414人（10万6,825人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は、第9-5表のとおりである。

第9-5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	種類別 総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
56	90,872	4,806	2,185	1,950	2,141	81,569	1,038	6,102	94,985	9,206	108,997
57	90,792	4,724	2,169	2,025	2,218	76,157	1,020	5,761	89,350	9,840	103,914
58	105,959	5,727	2,259	2,022	2,280	89,481	1,092	6,046	103,180	11,142	120,049
59	106,825	5,976	2,620	2,528	2,481	89,123	1,393	7,641	105,786	10,168	121,930
60	102,414	5,481	2,487	2,375	2,481	87,530	1,480	7,203	103,556	10,165	119,202

(4) 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和61年3月31日現在における事業所総数26万3,166のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、1万3,481であり、その状況は第9-6表のとおりである。

第9-6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和57	237	1,607	11,496	54
58	236	1,623	12,130	62
59	244	1,669	12,481	71
60	257	1,718	12,825	58
61	261	1,727	13,481	58

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物

を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取り扱いが認められている。

昭和60年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,081件（前年度7,238件）、仮取扱いが7,657件（8,148件）となっている。

(6) 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められていないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和60年度においてこの承認を受けた件数は、4万8,484件（前年度4万8,594件）となっている。

(7) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和60年度に実施された保定検査は250件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは242件、特定移送取扱所に関するものは8件となっている（第9-7表参照）。

第9-7表 保安検査の実施状況

区分	年度	56	57	58	59	60
特定屋外タンク 貯蔵所に関するもの	特定移送取扱所 に関するもの	434	418	437	327	242
	計	9	10	9	10	8
計		443	428	446	337	250

(8) 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要がある

と認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和60年度においては、38万7,808（前年度38万500）の危険物施設について、延べ48万8,967回（48万3,506回）の立入検査が行われている（第9-8表参照）。

第9-8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区 分	年 度	56	57	58	59	60
検 査 施 設 数		357,677	361,941	371,896	380,500	387,808
検 査 延 回 数		474,828	477,555	483,783	483,506	488,967

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法に違反していると思われる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等の命令をすることができる。

昭和60年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、1,797件（前年度1,688件）となっている（第9-9表参照）。

第9-9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分	危険物の貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	計
56	1,213	1,505	49	54	298	3,119
57	1,126	899	39	97	312	2,473
58	964	780	25	68	233	2,070
59	727	644	34	46	237	1,688
60	695	815	23	68	196	1,797

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の規定に基づき、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可にあたって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている新東京国際空港航空燃料パイプラインについては、昭和53年9月に基本計画が告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統は昭和58年8月から、残る一系統は昭和59年8月から供用が開始されている。この間、消防庁は、運輸省とともに、これらの認可を行い、昭和58年3月、同59年6月に完成検査を実施している。また、パイプライン供用後は保安検査を実施するとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保に努めている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、それ以外のパイプラインは別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第10節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

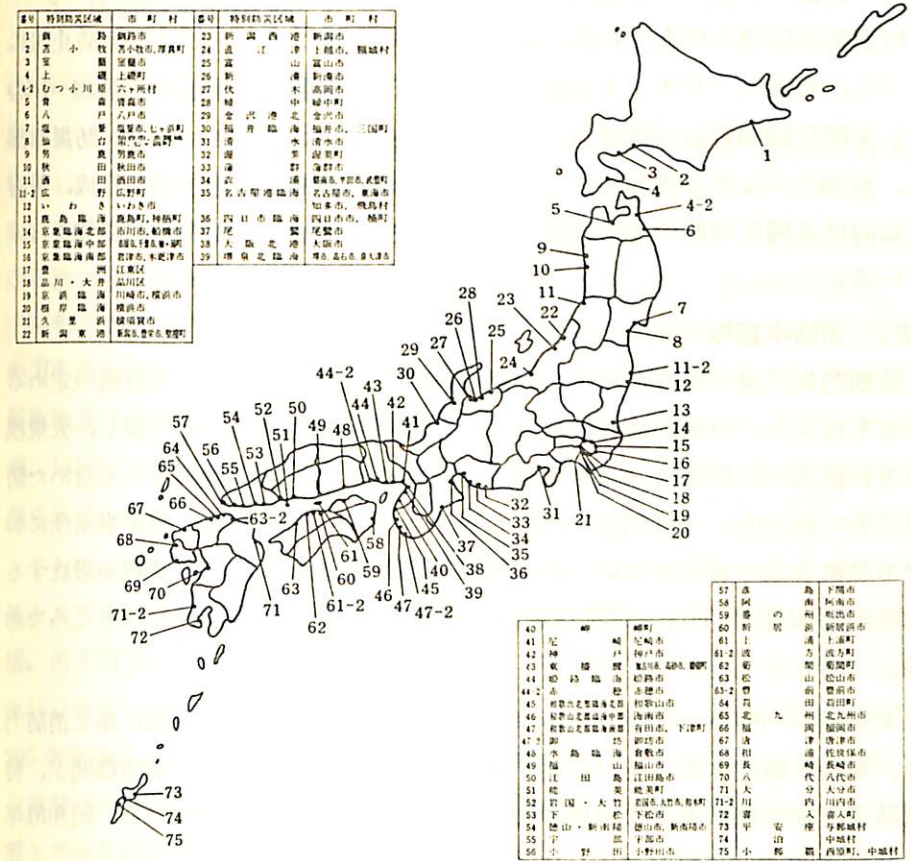
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域の現況は、第10—1図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後7地区が追加指定され、現在は、33都道府県にわたって82地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、昭和61年4月1日現在、第一種事業所が517事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は244）、第二種事業所が415事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料21のとおりである。

第10—1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭61. 8.1現在)



(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を進推することとしている。昭和58年3月、宮城県の塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を進推している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の発生について消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にしたところである。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が、特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正してこれを強化した。

昭和61年4月1日現在、特別防災区域の所在市町村には、大型化学消防車97台、大型高所放水車85台、泡原液搬送車98台、その他の消防車2,609台、泡消火薬剤3,280kl、消防艇38艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域の所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車13台、泡放水砲36基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域の所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和60年度までに

78団体で、大型化学消防車71台、大型高所放水車77台、泡原液搬送車67台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和61年4月1日現在、932の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか105の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,695人の防災要員、204台の大型化学消防車、153台の大型高所放水車、166台の泡原液搬送車、43隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。昭和61年4月1日現在、流出油等防止堤が205事業所に、消火用屋外給水施設が659事業所に、非常通報設備が932の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要とされる防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方を調査研究し、その結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年には屋外

タンク編を、また、昭和59年にはプラント編をとりまとめ、消防機関を通じて自衛防災組織等の充実について指導している。昭和61年度には、これらの手引の内容をより効果的に周知するため、視聴覚教材を作成し、防災要員等の教育訓練に活用することとしている。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が、警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織についてその実態を調査し、問題点の把握、委託する場合の要件等について調査研究し、昭和60年度にはその内容をとりまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、このような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は、244事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体の量に占める割合は、石油にあっては64%、高圧ガスにあっては98%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和60年度における事業所の新設及び変更の届出件数は40件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和60年度の確認件数は33件である(第10—2表参照)。

第10—2表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	新設・変更届出件数					審査件数					確認件数				
	56	57	58	59	60	56	57	58	59	60	56	57	58	59	60
新設	3	1	1	4	0	3	2	1	3	0	2	3	1	6	2
変更	52	23	36	33	40	60	25	34	35	43	93	61	39	33	31
計	55	24	37	37	40	63	27	35	38	43	95	64	40	39	33

なお、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮を図るとともに、届出を必要としない軽微な変更の範囲を明確にする等により事務の簡素合理化を図っている。

第11節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を進推してきた。

この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防ぎょ訓練等を総合的に行うものであり、昭和60年度までに、31都道府県の717市町村にわたる166地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数ある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に消防無線、防火水槽、可搬式消火機材及び林野火災用工作機器の整備に補助を行っている。昭和59年度から新たに自然水利利用施設、受令機、可搬式送水装置及び空中消火等補給基地を補助対象としている。

昭和60年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は、第11-1表のとおりである。

第11-1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線	受令機	防火水槽	自然水利利用施設	林野火災用可搬式消火機材			林野火災用工作機器	空中消火等補給基地
					可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ		
数量	733台	10組	1,690基	3箇所	313組	22組	52組	51台	3ヶ所

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及び都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、昭和50年から実用化されている。

空中消火方法は、従来の林野火災の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、極めて効果的な消防戦術である。

昭和60年4月1日現在、39都道府県において空中消火用の消火薬剤散布装置、混合資機材、消火薬剤等が整備されている。

なお、消防庁では、昭和59年度からヘリコプター離着陸用広場、貯水槽、資機材保管等施設及び空中消火等資機材からなる空中消火等補給基地の整備について国庫補助を行っており、同年度においては、岩手県宮古市及び岐阜県下呂町において昭和60年度においては岩手県三陸町において整備された。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請による自衛隊のヘリコプターの協力を得て行われている。

昭和50年以降の空中消火の実施状況は第11-2表のとおりである。

昭和50年以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると北海道13件、岩手県7件、広島県6件の順である。

第11—2表 空中消火の実施状況

年	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
実施件数	1	10	9	22	11	36	15	42	32	51	26

3 出火防止対策等

(1) 出火防止対策等の徹底

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。また、20ha以上の林野火災をみると、車両からのたばこの投捨て、山菜取り、農作業等のために失火者が出火場所にきた例が多い。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に進推している。

- ア 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底等を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ウ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の進推、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項をとりまとめ、林野火災の多発期を前に昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和61年4月6日に、兵庫県、岡山県等6県で大規模林野火災が相次いで発生したため、直後に火災警戒対策の強化

について都道府県及び市町村に通知し、林野火災対策をより一層進推するよう指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

林野火災は、いったん発生すると、気象、地形、林況等の自然的条件により特異な延焼形態をたどる場合が多い。

このため、消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災の発生及び拡大の動態を気象、地況、林況等の自然条件との関連から分析し、出火危険及び延焼拡大を予測する手法の作成並びに林野火災の拡大範囲や拡大形態を予測する林野火災延焼シミュレーションモデルを開発を行うとともに、林野庁と共同して、昭和58年4月の東北地方を中心とした大規模林野火災について、昭和58、59年度の2年度にわたって、火災状況、気象状況及び消防活動からみた特性を調査分析し、異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和59年度には、林野火災が発生した場合に火災状況の正確な把握、防ぎよ戦術の決定等のために林野火災防ぎよ図が不可欠であることから、消防機関がこれを作成する際の手引となる林野火災防ぎよ図作戦マニュアルをまとめた。

昭和60年度は、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発した。

さらに、昭和61年度は、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、薬剤補給作業の効率化、効果的な薬剤散布方法等について総合的に検討を行ったうえで全国的に効果的な空中消火が実施できるようにマニュアル化を図るための検討を行っている。

第12節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、また、消防法により、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めてきたところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し事故の再発防止に努めているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

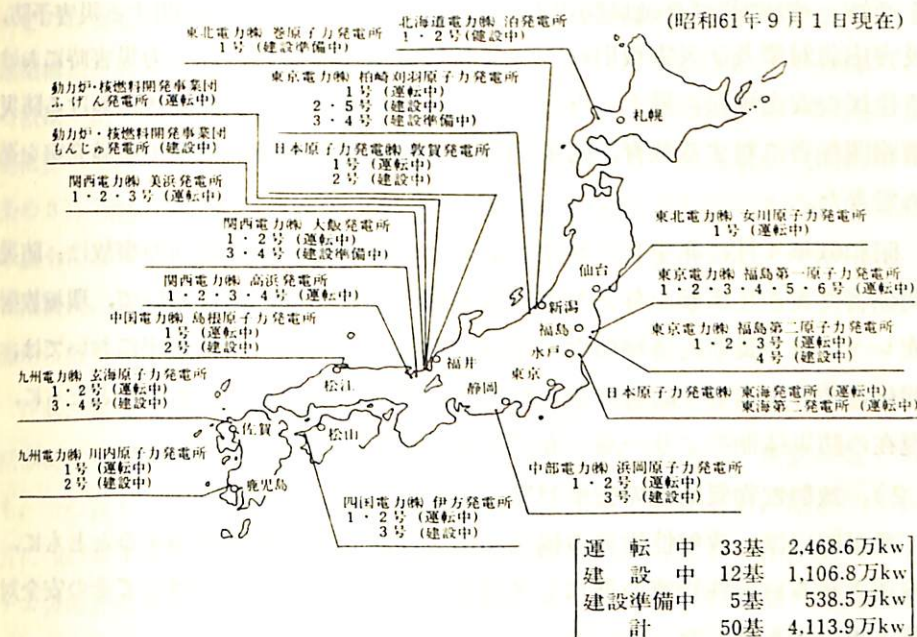
2 原子力災害対策

(1) 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっ

ているが、原子力発電所（第12—1図参照）等の原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第12—1図 原子力発電所立地地図



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の府県と市町村は、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めてきた。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、我が国においては、国において、環境放射能レベル及び長期的蓄積傾向の適正な把握等に努めた。消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の充実を努めることとしている。

(2) 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(R I)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」をまとめ、各都道府県に通知した。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

3 高層建築物及び地下街等の火災対策

(1) 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、その在り方や評価方法について調査研究を進めるとともに、昭和60年10月に(財)日本消防設備安全センターに学識経験者等からなる「消防防災システム装置評価委員会」を設置し、総合防災システムとしての機能の優良性が評価されたものについては、積極的にその設置を促進し、技術開発の促進とその活用の推進を図ることとしている。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

(2) 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、

運輸省，資源エネルギー庁(昭和55年10月から加わる)等により構成される地下街中央連絡協議会において，地下街の新設又は増設は厳に抑制し，原則として認めないこととし，公益上真に建設がやむを得ないとして認めるものについては，あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等，厳しい規制を行っている。

また，消防法令上，地下街については，高層建築物と同様共同防火管理規制，防災規制等の基準が強化されているほか，消防用設備等の設置については，地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に，建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた，いわゆる「準地下街」の危険性と，地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため，地下街中央連絡協議会において，ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに，関係5省庁により，準地下街の新設又は増設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また，消防庁では，消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし，さらに，一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。昭和61年3月31日現在の準地下街の防災改修の進ちょく状況は第12-2表に示すとおりである。

第12-2表 準地下街の防災改修の進ちょく状況 (昭61.3.31現在)

項目	消防用設備等の名称								
	消火器	スプリンクラー設備	水噴霧等消火設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	非常警報設備 非常ベル・自動式サイレン	放送設備	誘導灯	
設置義務を有する準地下街	設置済みのもの	7	2	2	4	4	1	3	6
	一部不適格のもの	—	3	1	2	2	1	3	1
	違反	—	1	—	1	—	—	1	—
設置義務のない準地下街	—	1	4	—	1	5	—	—	—

消防機関の活動については，地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり，空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別

の対策を行ってきたが，前述の火災にかんがみ，地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し，ガス保安対策を強化している。

4 海上災害対策

近年，タンカー等危険物積載船舶の大型化，海上交通のふくそう化，原油，LPG等受入基地の建設等により，海上災害発生の危険性が増大しており，海上災害が発生した場合には，海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため，港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え，地方公共団体においても，地域防災計画に防災関係機関との連絡，情報の収集，応援要請，防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め，防災体制の強化を図るとともに，大規模な災害となった場合には，災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また，船舶火災の消火活動については，消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき，港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し，海上災害の防止に万全を期している。

なお，昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により，海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

5 大規模交通災害対策

(1) トンネル防災対策

消防庁は，昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として，「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し，トンネル等における消火，避難設備等の設置の促進，トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図ってきた。

また，昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火

災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、昭和56年4月建設省により「道路トンネル非常用施設の設置基準」が定められたこと等に伴い、管内に当該基準に該当するトンネルを有する消防機関は、車両火災予防運動等の機会に、警察機関及び道路管理者と共同でトンネル内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、トンネルの安全確保に努めている。

さらに、今後、青函トンネル、東京湾横断道路トンネル等従来にない規模、構造のトンネルが出現することにかんがみ、これら長大トンネルの防災対策の充実のため、調査検討を行う必要がある。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、一部の空港を除き整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、昭和54年に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書をとりまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和61年4月1日現在、空港所在市町村の78消防機関が協定を締結している。

6 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火

災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和60年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は73件（前年98件）、死傷者数は169人（同70人）であり、前年に比べて事故件数は減少したが、死傷者数は増加した。事故の形態としては、漏えいが36件と最も多く、約半数を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助及び事故の拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

第13節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことを任務としている。

第13—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹 部 研 修 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
教 育	上 級 幹 部 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消 防 団 長 科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

教育訓練を行うために、現在設置されている教育訓練課程は2部8学科である。

消防をめぐる環境の変化に対応するため教育訓練課程の見直しを行い、昭和61年度から従来4部に分かれていた学科を総合教育部門と専科教育部門に整理統合するとともに、新たに総合教育部門の中に幹部研修科を設置する一方、従前専科として設置されていた危険物保安科及び教員科については教育訓練の効率化等の見地から昭和61年度以降当分の間休止することとした。この結果、従前4部9学科あったものが2部8学科となった。

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校（消防講習所を含む。）の卒業生は昭和60年度末現在15,921人であり、昭和61年度の計画人数は792人である（第13—2表参照）。

第13—2表 教育訓練の実施状況

学 科	卒 業 生			60 年 度		61年度計画	
	昭23.6~ 昭34.3 (消防講 習所)	昭34.4~ 昭61.3 (消防大 学校)	合 計	実施 回数	人数	実施 回数	人数
本 科	796人	1,575人	2,371人	1	57人	1	58人
幹 部 研 修 科	—	—	—	—	—	2	116
上 級 幹 部 科	668	1,815	2,483	2	86	2	106
消 防 団 長 科	453	898	1,351	1	41	1	58
警 防 科	—	2,732	2,732	3	179	2	116
予 防 科	386	2,522	2,908	2	117	2	116
救 急 科	—	1,404	1,404	2	105	2	116
危 険 物 保 安 科	—	327	327	1	35	—	—
教 員 科	—	244	244	1	37	—	—
教 助 科	—	444	444	2	93	2	106
専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
合 計	3,120	12,801	15,921	15	750	14	792

ウ 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催

している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

エ 実務講習

複雑多様化した火災に対処するため、火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査の指導的立場にある者に対して火災調査講習会を実施しているほか、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度な知識を修得させ、防災体制の強化に資することを目的として、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

(2) 消防学校等に対する技術的援助

ア 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術及び救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

イ 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を作成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- (ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- (イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- (ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- (エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- (オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員は自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

なお、最近における災害の複雑多様化及び消防業務の質的高度化に対処し、消防職団員の知識の修得及び技能の一層の向上を図るため、消防庁では消防学校の教育訓練の基準を一部改正し、消防職員に対する教育訓練については昭和60年度から実施し、消防団員の教育訓練については、昭和62年度から実施することとしたところである。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第13—3表

第13—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人，%)

区 分	昭 和 59 年 度	昭 和 60 年 度
初 任 教 育	3,498(14.4)	2,808(12.5)
専 科 教 育	12,183(50.2)	11,048(49.3)
警 防 科	3,811(15.7)	3,665(16.3)
予 防 科	3,452(14.2)	3,163(14.1)
機 関 科	735(3.0)	711(3.2)
救 急 科	4,185(17.2)	3,509(15.7)
幹 部 教 育	3,323(13.7)	3,399(15.2)
特 別 教 育	5,261(21.7)	5,153(23.0)
計	24,265(100.0)	22,408(100.0)

第13—4表 初任教育期間別消防学校数

(単位：校)

初任教育の期間	昭 和 59 年 度	昭 和 60 年 度
6 か 月	51	54
5 か 月	1	—
4 か 月	1	—
計	53	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第13—4表のとおりであり、昭和60年度は前年度より1校増加し、全校(54校)が実施している。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、前年度より3校増加し、全校(54校)が実施した。

新規採用者の初任教育受講状況は、第13—5表のとおりであり、昭和60年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,436人で前年度に比べ544人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は88.0%と前年度よりやや低くなっている(前年度89.1%)。また、消防学校の教育

第13—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区 分	昭 和 59 年 度	昭 和 60 年 度
初受 6 か 月	2,530(75.7)	2,227(80.5)
任付 5 か 月	327(9.7)	209(7.5)
けた 4 か 月	123(3.7)	—
教育 小 計	2,980(89.1)	2,436(88.0)
初任教育を受けなかった者	364(10.9)	331(12.0)
計	3,344(100.0)	2,767(100.0)

訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、2,227人で前年度に対し303人減少したが、新規採用者に占める割合は80.5%と前年度よりやや高くなっている(前年度75.7%)。

(4) 教職員の状況

昭和60年度の消防学校教職員数の状況は第13—6表のとおりである。専任教員509人のうち派遣教員が126人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第13—6表 消防学校教職員数

(昭61.4.1現在)(単位：人)

教 員					事 務 職 員			そ の 他			計
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
実員	派遣	実員	派遣								
383	126	49	—	558	128	6	134	116	6	122	814

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

3 全国消防救助技術大会等の実施

(1) 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術を相互交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第15回大会は昭和61年8月22日に神戸市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

(2) 全国消防操法大会の実施

消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会が財団法人日本消防協会の主催で隔年実施されており、昭和61年10月14日、横浜市において第10回大会が開催された。

第14節 消防の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政集団研修を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和61年度においても例年どおり約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第14-1表のとおりである。

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁は、韓国政府の要請に基づき、消防大学の昭和61年度本科へ韓国幹部消防官1名を入校させた。

さらに、同国の要請に基づき1名の幹部消防官を東京消防庁消防学校において予防技術員研修を1か月間実施し、その後同庁において火災原因調査研修を1か月間実施したほか、6月には韓国消防学校の教官2名を受入れ、東京、横浜、静岡、京都、大阪、広島各消防本部において視察研修を実施した。

また、国際協力事業団と協力して、昭和61年11月より約2か月間シンガポールの消防官2名に予防研修を東京消防庁において実施する予定である。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、昭和60年8月に国際協力事業団と協力してブラジルへ消防技術専門家5名を派遣し、ブラジル消防訓練センターにおいて消火技術等の指導を行ったほか、昭和61年6月には、国際協力事業団と協力してインドネシアへ法令、予防、教育、警防専門家5名を派遣し、同国の消防制度全般にわたる今後の改善について指導・提言を行った。

以上のように、近年2国間の消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

第14-1表 アジア諸国等消防職員研修受講状況 (単位:人)

国名	年度	45~51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	計
1	アフガニスタン	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2	バングラデシュ	—	—	1	1	1	1	1	—	1	1	1	8
3	ビルマ	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	3
4	インド	5	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	8
5	インドネシア	10	1	1	1	1	—	1	2	1	1	—	19
6	カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7	クメール	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
8	ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
9	マレーシア	8	1	1	1	—	1	1	—	1	1	1	16
10	ネパール	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
11	パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
12	フィリピン	7	1	1	2	1	1	1	1	—	—	—	15
13	シンガポール	7	2	1	1	1	1	1	1	1	1	—	17
14	スリランカ	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2
15	タイ	6	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	11
16	ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
17	韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18	台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19	エジプト	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
20	イラン	3	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	6
21	ヨルダン	—	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	3
22	サウジアラビア	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
23	スーダン	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2
24	トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
25	バプアニューギニア	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
26	ブラジル	2	—	—	1	3	3	2	2	2	2	2	19
27	チリ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
28	香港	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	4
29	シリア	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
30	リベリア	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
31	コロンビア	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
32	ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
33	ソロモン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
34	アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2
35	パラグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2
36	パナマ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
37	フィジー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	計	70	10	10	10	8	11	12	12	12	11	10	176

(4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立され、昭和61年9月にはアメリカ合衆国ニューヨーク市において第3回総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立され、昭和61年5月には広島市において第14回総会が開催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日に発生したコロンビア・ネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のために、①国際緊急医療チーム (JMTDR) の維持、拡充、②国際救助隊の編成、③青年海外協力隊員OBの派遣体制の整備、④災害応急対策等に関する専門家チームの派遣体制の整備を骨子とする国際緊急援助体制の整備を進めてきた。消防庁はその一環として、コロンビア噴火災害時における経験にかんがみ、今後、大災害が発生した場合、外務省の要請に応じ、地方公共団体の協力を得て、消防救助隊 (消防庁としては、これを国際消防救助隊と称することとしている。) を国際協力事業団と協力して機を失せず、迅速に派遣する体制の整備を進めているところである。昭和61年8月31日現在、32消防本部385名の救助隊員が国際消防救助隊員として参加協力する意向を表明し

ており、本年4月11日には東京都品川区において皇太子殿下御臨席のもと、全国51の消防本部から隊員1,204名、ヘリコプター5機、消防艇8艇、消防車両84台等の参加を得て合同訓練が実施された。

本年8月22日カメルーン共和国のニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害に際し、政府派遣の災害調査総合チームの一員として国際消防救助隊登録隊員1名が参加し、酸素呼吸器、防毒マスク、有毒ガス検知機等資機材を携行し、災害調査総合チームの支援活動を行ったところである。

また、10月11日に発生したエルサルバドル地震に際して、政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消防救助隊登録隊員8名及び消防庁職員1名が参加し、ファイバースコープ、エアージャッキ、レスキューツール等最新の救助資機材を携行して救援活動を行い、倒壊したビルのがれきの中から女性1名、男性1名を救出するなど大きな成果を上げたところである。

現在、消防庁においては、「国際消防救助隊派遣体制の整備に関する研究会」を設け、外務省、国際協力事業団と協力しつつ、消防職員を派遣するための具体的な手続きの在り方、携行資機材の整備、調達、開発及び輸送方法、研修及び訓練等について積極的に検討を進めている。

3 基準・認証制度

昭和55年5月、第91回通常国会において、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一

層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策——最近の決定と今後の政策方向——」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを、原則3年以内を対象期間として策定すること、その骨格を7月中に示すことなどが示された。その結果アクション・プログラムの骨格中に、消防法関係についても、①防災規制の対象品目を2割程度削減すること、②消防用機械器具等の検定制度の対象品目の1割程度について自己認証への移行を検討すること、③消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減すること、④消防機器についてISO（国際標準化機構）の規格策定作業に積極的に参加し同規格を採用することが盛り込まれ、また、外国検査データの円滑な受入れ、規格・基準の作成過程における透明性の確保、認証手続きの簡素化・迅速化等を推進し、基準・認証制度の国際化への対応を一層強化することが示された。

これに基づき、消防庁では、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、昭和61年8月には、防災規制の対象品目削減等を行うための消防法施行令改正を行うなど所要の改善措置を実施しているところである。

また、ISO/TC21の国際会議が昭和62年5月に東京で開催されることになっている。

第15節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

昭和60年中における全国の消防職団員の活動状況は、第15—1表のとおりである。

そのうち火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は64万2,809回で、前年を4万8,655回上回り、また出動延人員では905万2,715人である。1日当たりの出動回数は1,761回、49秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が24.8%で一番

第15—1表 消防職員及び

区 分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	59,824	1,180,713	22,200	221,902	10,449	50,404
消 防 団 員	47,482	2,008,893	661	17,856	4,962	220,256
計	107,306	3,189,606	22,861	239,758	15,411	270,660
火災等構成比(%)	16.7	35.2	3.6	2.6	2.4	3.0
構 成 比(%)	2.0	11.2	0.4	0.8	0.3	1.0

区 分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	283,847	2,182,527	170,760	819,368	514,306	1,725,678
消 防 団 員	95,568	4,110,495	28,928	639,767	21,194	292,731
計	379,415	6,293,022	199,688	1,459,135	535,500	2,018,409
構 成 比(%)	7.1	22.0	3.8	5.1	10.0	7.1

多く、次いで火災出動が16.7%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和60年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は19人、同じく負傷した者は3,624人である。前年に比べて殉職者は3人、負傷者は39人増加している。特に、消防団員の殉職者が前年より8名増加している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが37.6%と最も多く、次いで演習訓練によるものが28.8%、救急によるものが2.9%となっている(第15—2表参照)。

消防団員の活動状況

(昭和60年中) (単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火 災 等 小 計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
98,285	558,228	1,150	10,408	226,670	994,276	418,578	3,015,931
61,452	1,944,896	1,266	52,246	108,408	1,792,637	224,231	6,036,784
159,737	2,503,124	2,416	62,654	335,078	2,786,913	642,809	9,052,715
24.8	27.7	0.4	0.7	52.1	30.8	100.0	100.0
3.0	8.8	0.0	0.2	6.3	9.8	12.1	31.7

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
61,117	232,257	1,176,390	2,440,894	2,326,509	6,889,083	4,951,507	17,305,738
251	1,757	4,601	188,168	4,922	12,540	379,695	11,282,242
61,368	234,014	1,180,991	2,629,062	2,331,431	6,901,623	5,331,202	28,587,980
1.2	0.8	22.2	9.2	43.7	24.0	100.0	100.0

第15-2表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風水害等の 災 害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	4	2,217	1	659	0	11	0	106
消防団員	15	1,407	5	707	0	32	0	0
計	19	3,624	6	1,366	0	43	0	106
構成比(%)	100.0	100.0	31.5	37.7	0.0	1.2	0.0	2.9

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

3 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和56年12月、消防活動安全対策研究会を設置し、訓練時及び警防活動時等の安全管理について検討を重ねてきた。消防庁は、同研究会で得た結論を踏まえ、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の一例をそれぞれ示し、その整備を進めるとともに、訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ作成し、公務災害防止の徹底を図っている。

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、衛生管理体制の一例を示し、その整備の推進を図っている。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や勤務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職

団員の公務による死傷者数

(昭和60年中) (単位：人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
0	573	0	3	0	3	3	862
4	473	1	19	0	8	5	168
4	1,046	1	22	0	11	8	1,030
21.1	28.9	5.3	0.6	0.0	0.3	42.1	28.4

給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、昭和60年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢34.6歳で20万6,331円であり、一般行政職員の場合は平均年齢37.8歳で22万312円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が6万5,560円であり、一般行政職員は4万8,891円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、更に交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

週休2日制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況

を勘案しつつ、消防業務に支障を来たさない方法で順次実施している。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い昭和60年3月31日から消防職員についても60歳定年制が導入されている。

また、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴って、地方公務員についても基礎年金制度が導入されるとともに、消防司令以下の消防職員に係る特例退職共済年金の支給開始年齢が15年かけて55歳から60歳まで引き上げられることとなり、これらの改正は昭和61年4月1日から施行された。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員をとりまく勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や勤務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和60年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,348件であり、職員1,000人当たりの受理件数は18.1件となっている。ちなみに、警察職員は28.7件であり、最も多いのは清掃事業職員の63.0件である。

(2) 消防団員の処遇

ア 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法

は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和61年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第15—3表のとおり改善措置が講じられた。

第15—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項 目	年 度	60	61
報 酬			
団 員 (年 額)		15,500	16,500
団 長 (年 額)		53,000	56,000
出 動 手 当 (1回当たり)		4,400	4,500
県内出張旅費 (1回当たり)		5,680	5,780
公務災害補償負担金			
人 口 1 人 当 た り		3	3
団 員 1 人 当 た り		1,800	1,900
退職報償金負担金			
団 員 1 人 当 た り		10,380	11,570

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第15—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、

第15—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年	56	57	58	59	60
死 者		24	14	17	7	15
負 傷 者		1,698	1,638	1,358	1,408	1,407
計		1,722	1,652	1,375	1,415	1,422

条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第15—5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第15—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
59	団長、副団長	8,640	9,320	10,000
	分団長、副分団長	7,270	7,950	8,640
	部長、班長、団員	5,900	6,590	7,270
60	団長、副団長	8,900	9,600	10,800
	分団長、副分団長	7,500	8,200	8,900
	部長、班長、団員	6,100	6,800	7,500
61	団長、副団長	9,340	10,070	10,800
	分団長、副分団長	7,870	8,600	9,340
	部長、班長、団員	6,400	7,140	7,870

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第15—6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

第15—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

年度 区分	56	57	58	59	60
死 者	2	10	3	2	1
負 傷 者	202	247	200	185	191
計	204	257	203	187	192

(注) 昭和61年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤続年数5年以上10年未満の団員で6万円、勤続年数30年以上の団長で70万円となっている（第15—7表参照）。

第15—7表 退職報償金支給額

(昭和61年度)(単位：円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	105,000	210,000	300,000	410,000	550,000	700,000
副 団 長	90,000	190,000	260,000	350,000	490,000	640,000
分団長及び副 分団長	80,000	170,000	230,000	310,000	430,000	580,000
部長及び班長	70,000	150,000	210,000	280,000	380,000	520,000
団 員	60,000	140,000	200,000	260,000	350,000	490,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払いについても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の二分の一の額であったものが全額となった。

昭和61年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,912市町村（全市町村の89.5%）、退職報償金支払業務については3,227市町村（全市町村の99.4%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の昭和60年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第15-8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第15-9表のとおりである。

第15-8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(昭和60年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,949	260,910
休業補償	1,007	153,265
傷病補償年金	8	12,407
障害補償	164	207,574
遺族補償	437	540,449
葬祭補償	13	4,766
計	3,578	1,179,371

消防基金の昭和60年度の退職報償金の支払額は、7万2,114人（遺族を含む。）に対し116億5,950万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

第15-9表 消防基金の福祉施設の実施状況

(昭和60年度)

福祉施設の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	7	32
補装具費	5	507
療養費	6	849
アフターケア費	5	6,289
休業援護金	928	47,423
介護料	13	5,667
奨学援護金	134	22,198
就労保育援護金	9	699
障害特別支給金	28	11,220
遺族特別支給金	16	48,000
障害特別援護金	3	7,510
遺族特別援護金	16	48,000
傷病特別給付金	6	2,206
障害特別給付金	146	41,416
遺族特別給付金	339	98,861
計	1,661	340,877

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒章

消防に係るものには次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。

b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。

c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員に授与される。

d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。

e 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。

f 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

イ 定例表彰

a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎょに関する対策の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。

b 永年勤続功労賞 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎょに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。

d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。

e 表彰状 国民安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者

第15—10表 消防関係者の表彰者数等 (単位：名)

表彰等の種類	56	57	58	59	60
叙位	73	92	85	89	107
特別叙勲等	88	88	88	92	104
生存者叙勲	724	721	770	785	809
銀杯	—	—	—	—	—
木杯	1	2	—	—	2
紅綬褒章	—	—	—	—	—
黄綬	(57.4.29) 2	(58.4.29) 1	(59.4.29) 3	(60.4.29) 2	(61.4.29) 2
藍綬	(57.4.29) 44	(58.4.29) 50	(59.4.29) 42	(60.4.29) 57	(61.4.29) 58
紺綬	80	14	16	12	9
総理大臣表彰					
安全功労	5	5	5	5	5
防災功労	11	9	9	6	3
消防庁長官表彰					
安全功労	21	15	16	20	25
防災功労	19	7	20	3	6
消防庁長官表彰(随時)					
特別功労章	2	3	2	1	0
顕功章	4	5	4	2	2
功績章	8	11	5	3	3
顕彰状	5	3	4	1	1
表彰状	7	9	5	5	3
賞状	3	—	1	—	1
消防庁長官表彰(定例)					
功労章	122	140	144	145	153
永年勤続功労章	1,603	1,618	1,897	1,899	1,918
表彰旗	42	43	42	45	47
竿頭綬	79	76	78	81	81
賞じゅつ金	12人 6,480万円	11人 6,410万円	11人 6,100万円	6人 2,950万円	3人 1,480万円
報賞金	4人 240万円	5人 190万円	5人 280万円	1人 50万円	2人 250万円
退職消防団員報償					
1号報償	11,591	10,003	8,008	8,868	9,206
2号報償	22,386	19,736	17,036	18,538	19,258

(注) 「安全功労・防災功労」, 「表彰状」は個人及び団体を含み, 「表彰旗」, 「竿頭綬」は団体(機関), 「賞状」は隊である。

特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し, 一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け, そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章, 顕功章又は功績章が授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し, 特に生命の危険が予想される現場へ出動し, 生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け, そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章が授与されたときに支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し, 賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(6) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ, その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には, 1号報償と2号報償とがあり, 25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が, 15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

なお, 消防関係者の表彰者数等は第15—10表のとおりである。

第16節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として、昭和23年に創設されて以来社会及び消防行政の要請に応じた課題に重点を置いた研究を行っている。

昭和60年度においては、職員数56人（うち研究職員37人）、予算5億3,941万円（科学技術庁からの移し替えによる原子力試験研究費789万円、科学技術振興調整費1,698万円を含む。）となっている。

昭和60年度に実施した主な研究は次のとおりである。

1 大震火災対策に関する研究

(1) 地震時における危険物施設の挙動に関する研究

石油タンクの耐震設計法及び既設タンクの耐震補強法の開発に資するため、地震時におけるタンク内の貯液の応答、タンク本体の変形状況及びタンク近傍での地震動の観測調査を昭和59年度に引き続き行ったほか、モデル実験によりタンク側板に負荷をかけたときのアニュラー板の変形、盛砂中の土圧分布を測定した。

(2) 大震火災における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究

科学技術振興調整費による「首都圏における直下型地震の予知及び総合防災システムに関する研究」の一環として大震時に同時多発火災が発生した際、発災直後の状況及び延焼拡大状況に対応した延焼の抑制阻止のための消防力の最適運用システムの開発を行った。

2 石油コンビナート災害防止に関する研究

(1) タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究

石油タンク底板付近における水分腐食によるタンクの強度低下の要因を解明するため、タンク底板部を防食コーティングしたタンクについてT型継手

隅肉溶接部及び側板近傍の底板部の水環境中での曲げ疲労試験を行い、荷重サイクルに対するき裂特性を研究した。

(2) アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

石油タンクからのアコースティック・エミッション（超音波の発生）を把握することにより、タンクの強度低下を非破壊的に診断する手法を開発するため、石油タンクについて、水張り試験時におけるアコースティック・エミッション活動度の時間的、場所的特性を把握し、併せて貯油中におけるアコースティック・エミッションについて計測用の防爆型監視システムを試作試用して、同様の調査研究を行った。

(3) 漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法に関する研究

液化ガス等が容器や配管等から漏れた場合の拡散性状を明らかにするとともに液化ガス火災時の最適な消火法を確立するため、流出拡散する液化ガス火災に対する液体窒素、高発泡消火薬剤を用いて消火に必要な放出率を明らかにした。

(4) 防油堤火災の燃焼性状に関する研究

防油堤内火災が起きた場合防災上の基礎資料を得るため、防油堤模型を用い、防油堤内全面火災及び種々の状態における防油堤内火災実験を行い、火災の形状、火災温度、放射熱、燃焼速度等有益な知見を得た。

(5) 泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究

タンパク系泡消火剤の長寿命化、高性能化を図るため、昭和59年度に引き続き各種限外濾過膜及び逆浸透膜を用いて、タンパク系泡消火剤の消火に有効な成分を分離濃縮し、これに第一鉄塩、弗素界面活性剤を加えその長寿命化、高性能化に関する研究を行った。

(6) 危険物等の評価方法に関する研究

危険性物質、特に混合物質、新製品物質の危険性に関して、危険物の合理的な危険度分類に必要な基礎資料を得るため、危険物第4類、特に石油類、塗料等の引火点試験についての試験研究を行った。

3 その他の火災対策に関する研究

(1) 消防活動における自動化に関する研究

高温、濃煙、爆発危険等の悪条件下で活用できる無人放水消火システムの基礎技術の開発を行うため、火災判断機能を有する移動放水システムの試作実験を行った。

(2) 住宅火災の感知システムに関する研究

住宅火災における焼死者を減少させるための最適な火災感知システムの開発を行うため、家庭用火災警報器のモニタリングを実施して、長繊維状のほこりによる非火災報の発生条件、感度の経年変化、性別、年齢別による警報音の選択傾向等を明らかにした。

(3) 林野火災の出火・飛火危険に関する研究

林野火災における出火・飛火等拡大要因を明らかにするため、落葉等可燃物の含水率、風速、着火源としての火の粉の大きさ等をパラメータとした着火延焼に関する研究を行った。

(4) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

放射性物質輸送容器の火災時における耐火性及び安全性の評価に必要な資料を得るため、輸送容器モデルをより実規模に近い規模の火災による試験を行い、容器への熱的影響を研究した。

(5) 燃焼ガスの毒性評価手法に関する研究

科学技術振興調整費による「米国・カナダとの協力による火災時の燃焼ガスの毒性評価と建材等の安全性向上に関する研究」の一環として、各種非可塑性建材を室モデル内で種々の条件下で燃焼させた場合の各種有毒ガスの発生についての試験研究を行った。

(6) その他の研究

以上のほか経常的研究として、火災シミュレーションによる延焼拡大状況の予測を行う手段の開発、消防機関の行う業務の統計的分析、火災に伴う有毒ガスの発生特性と煙の流動性状についての実験研究、消防職員が安全に消防活動を行う上で必要な防火衣の耐熱性に関する研究、危険物施設等の静電

気災害防止技術の研究等を行った。

4 その他

昭和60年10月、第33回全国消防技術者会議を開催し、同会議においては650名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。また、他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会、研究会に積極的に参加し、情報交換を活発に行うことにより、研究開発の効果的な推進を図っている。

第17節 消 防 財 政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第17—1表のとおりである。昭和59年度の消防費歳出決算額は9,322億円（前年度8,949億円）で、前年度に比べ373億円（4.2%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額27兆6,104億円（前年度26兆8,522億円）に占める消防費決算額の割合は3.4%（前年度3.3%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和59年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万4,240円（前年度2万3,591円）であり、住民1人当たりでは7,768円（前年度7,500円）となっている（第17—1表参照）。

第17—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消防費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
57	26,422,211	867,212	23,171	7,312	3.3
58	26,852,158	894,899	23,591	7,500	3.3
59	27,610,368	932,209	24,240	7,768	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

(3) 経費の性質別内訳

昭和59年度消防費歳出決算額9,322億円の性質別内訳は、人件費6,814億円（全体の73.1%、前年度71.6%）、物件費792億円（同8.5%、前年度8.8%）、普通建設事業費1,269億円（同13.6%、前年度14.6%）、その他447億円

（同4.8%、前年度5.0%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が408億円（6.4%）、物件費が7億円（0.9%）それぞれ増加し、普通建設事業費は41億円（3.1%）減少している（第17—2表参照）。

第17—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	6,106	70.4	6,406	71.6	6,814	73.1	408	6.4
物 件 費	776	8.9	785	8.8	792	8.5	7	0.9
普通建設事業費	1,341	15.5	1,310	14.6	1,269	13.6	△ 41	△ 3.1
補助事業費	522	—	503	—	491	—	△ 12	△ 2.4
単独事業費	816	—	803	—	776	—	△ 27	△ 3.4
受託事業費	3	—	4	—	2	—	△ 2	△ 50.0
そ の 他	449	5.2	448	5.0	447	4.8	△ 1	△ 0.2
計	8,672	100.0	8,949	100.0	9,322	100.0	373	4.2

2 市町村消防費の財源

(1) 財源構成

昭和59年度の消防費決算額の財源内訳は第17—3表のとおりである。一般

第17—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、%）

区 分	昭 和 57年度	昭 和 58年度 (a)	昭和59年度		対前年度比較	
			金 額 (b)	構成比	増減額 (b)-(a)	増減率 (c)/(a)×100
決 算 額(A)	8,672	8,949	9,322	100.0	373	4.2
一 般 財 源(B)	7,706	8,009	8,420	90.3	411	5.1
特定財源						
国庫補助金	183	176	161	1.7	△ 15	△ 8.5
地方債	567	526	516	5.5	△ 10	△ 1.9
使用料、手数料	26	26	27	0.3	1	3.8
そ の 他	190	212	198	2.1	△ 14	△ 6.6
計 (C)	966	940	902	9.7	△ 38	△ 4.0
(B)/(A)×100	88.9	89.5	90.3	—	—	—
(C)/(A)×100	11.1	10.5	9.7	—	—	—

財源（地方税，地方交付税，地方譲与税）が8,420億円（全体の90.3%，前年度89.5%），次いで地方債516億円（同5.5%，前年度5.9%），国庫補助金161億円（同1.7%，前年度2.0%）となっている。

（2） 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における消防費の実情を勘案して算定されており，第17—4表のとおり逐年増加している。昭和60年度の単位費用は6,010円（対前年度伸び率6.0%），基準財政需要額は9,946億円（対前年度伸び率6.2%）であったが，昭和61年度は，安全装備品の購入に係る経費を新たに算入したほか，消防団員の処遇改善等により単位費用は，6,310円（対前年度伸び率5.0%）に引き上げられ，基準財政需要額は，10,584億円（対前年度伸び率6.4%）に増加している。

第17—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸率 (%)
57	5,360	104.9	876,329	105.1
58	5,520	103.0	909,116	103.7
59	5,670	102.7	936,143	103.0
60	6,010	106.0	994,593	106.2
61	6,310	105.0	1,058,379	106.4

（注） 57年度は，再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

（3） 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，消防施設強化促進法による補助及び予算補助により，市町村の消防施設の整備について，補助基準額の3分の1（人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は7分の3，地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1，過疎地域，離島地域，地域改善対策地域，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2，ただし，昭和61年度から昭和63年度までは特例措置として，

国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和61年法律第46号）により，過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5，新東京国際空港周辺地域の市に対しては10分の6）以内の補助を行っている。

昭和60年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は，第17—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると，基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車，はしご付消防ポンプ自動車，救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和61年度の市町村に対する国庫補助金予算額は，国の厳しい財政状況を反映し，前年度より12.7%減の135億8,000万円（前年度155億5,024万円）となったが，限られた補助金を重点的，効率的に配分することとし，特に，緊急時における消防防災情報の迅速・的確な処理を行い，適切で効果的な消防救急活動を行うため消防緊急情報システム及び地域社会における消防防災活動の中核である消防団の活性化を推進するため消防団活性化モデル事業をそれぞれ新たに補助対象事業に加えるとともに，災害時における消防団活動の迅速化・的確化を図るため消防団緊急伝達システム，高層建物における災害防ぎょ・人命救助のためのはしご付消防ポンプ自動車及び救助業務の充実強化を図るための救助工作車等及び情報通信体制の充実強化のため市町村消防防災無線通信施設について数量増を図った。

なお，都道府県に対する補助対象施設としては，消防防災無線通信施設（昭和61年度予算額6億2,000万円）がある。

（4） 地 方 債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが，補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は，第17—6表のとおりである。

なお，昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し，住民生活の安全を確保し，地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため，防災まちづくり事業を実施することとした。防災まちづくり事業に要する経費については，地域総合整備事業債（特別分・一

第17-5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 58 年 度		昭 和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	827	2,724,709	790	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,112	504,860	897	
	火災報知機	発信機	—	—	—
		受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	526	110,590	381	
	防火水槽	5,519	6,999,913	4,946	
	積載車	932	886,643	810	
	水槽車	25	166,359	18	
	可搬式散水装置	31	21,463	50	
	ガス災害等対策用資機材	26	26,000	19	
	訓練塔	16	86,728	9	
	小 計	—	11,527,265	—	
科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	39	272,190	36	
	はしご付消防ポンプ自動車	51	1,073,102	44	
	救急車	8	11,712	16	
	消防艇	2	72,254	—	
	ヘリコプター	—	—	2	
	ヘリコプター-附帯施設	—	—	—	
	救助工作車	27	132,308	24	
	屈折放水塔車	—	—	—	
	高発泡車	1	4,734	5	
	林野火災工作車	—	—	1	
	ブッシュカッター	—	—	—	
	大型化学消防ポンプ自動車	1	16,401	3	
	大型高所放水車	3	71,824	2	
	泡原液搬送車	2	10,128	2	
	原子力災害広報車	—	—	—	
	空港災害用化学消防ポンプ自動車	—	—	—	
	消防団緊急伝達システム	—	—	2	
自然水利利用施設	—	—	2		
空中消火等補給基地	—	—	2		
小 計	—	1,664,653	—		
救急指令装置	27	97,688	35		
救急業務用地図等検索装置	7	20,548	11		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舎	—	—	—		
合 計	—	13,310,154	—		

(注) 1 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

59 年 度	昭 和 60 年 度		昭和28年度～昭和60年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,713,637	807	2,650,366	25,535	39,840,677
—	—	—	507	79,787
405,103	955	414,509	43,949	8,828,806
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
79,917	352	69,889	20,875	3,307,019
6,354,756	4,732	5,871,288	89,442	64,337,025
765,306	810	774,883	12,020	9,589,453
139,513	22	134,755	237	1,451,804
36,654	48	32,349	341	242,630
19,000	18	18,000	158	157,868
44,451	7	31,123	32	162,302
10,558,337	—	9,997,162	—	128,048,807
274,990	42	311,824	917	3,653,727
826,426	48	945,788	1,089	13,679,064
20,496	15	18,540	514	438,195
—	2	106,176	37	947,675
131,432	—	—	16	707,934
—	—	—	1	50,000
136,264	24	142,080	396	1,518,695
—	1	11,592	19	150,472
23,670	1	4,734	43	122,674
6,678	—	—	51	181,768
—	—	—	1	2,980
38,535	1	16,515	71	939,461
35,912	3	69,340	77	1,602,635
8,440	2	9,405	67	266,483
—	—	—	11	24,375
—	—	—	4	80,222
12,545	4	18,526	6	31,071
1,938	1	1,162	3	3,100
31,000	1	15,500	3	46,500
1,548,326	—	1,671,182	—	24,447,031
12,106,663	—	11,668,344	—	152,495,838
122,841	24	109,896	473	1,364,855
32,668	15	43,556	33	96,772
—	—	—	3	20,979
—	—	—	1,820	995,777
12,262,172	—	11,821,796	—	154,974,221

#ポンプを含む。

第17—6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

(一般単独事業、指定都市及び市町村分)

(単位：百万円，%)

区 分	年 度			対前年度比率	
	57	58	59	増 加 額 (B)-(A)	増 加 率 (C)/(A)×100
	(A)	(B)	(C)		
政 府 資 金	7,381	5,592	6,430	838	15.0
共 済 組 合 資 金	9,695	10,345	11,745	1,400	13.5
損 保 債	8,251	6,689	6,261	△ 428	△ 6.4
市 有 物 件 債	4,446	4,948	4,237	△ 711	△ 14.4
全国自治協会資金	3,475	3,283	3,610	327	10.0
共 済 農 協 連 債	2,718	2,987	3,000	13	0.4
そ の 他	5,226	5,440	5,484	44	0.8
計	41,192	39,284	40,767	1,483	3.8

般分)の発行を認め、特別分の元利償還金については、交付税措置を講ずることとしている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、消防資機材備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム等の消防防災施設及び避難路、避難地の防災基盤整備がある。

(5) そ の 他

市町村の消防費の財源としては、前記(2)~(4)のほか、特に消防費に係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第17—7表のとおりである。昭和59年度における歳出決算額は359億7,100万円であり、昭和59年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.12%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・

第17—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位：百万円，%)

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補 助 金	貸 付 金
57	27,424,286	37,820	0.14	9,694	785
58	28,149,289	33,625	0.12	8,198	662
59	28,963,180	35,971	0.12	7,191	775

(注) 地方財政統計年報による。

第17—8表 昭和61年度消防庁関係予算主要事項別一覧表

(単位：千円，%)

事 項	昭和61年度 予 算 額 (A)	昭和60年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 率 (A)/(B)×100
[主 要 事 項]				
1 大震火災対策施設等整備に必要な経費	3,444,117	3,605,237	△ 161,120	95.5
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	1,338,117	1,453,237	△ 115,120	92.1
(ア) 一 般 分	750,687	850,591	△ 99,904	88.3
(イ) 地震防災対策強化地域分	587,430	602,646	△ 15,216	97.5
(2) 消防防災無線通信施設整備費補助金	2,106,000	1,902,000	204,000	110.7
(ア) 都 道 府 県 分	620,000	466,000	154,000	133.0
(イ) 市 町 村 分	1,486,000	1,436,000	50,000	103.5
(3) 防災センター資機材等整備費補助金	0	250,000	△ 250,000	皆減
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	10,755,883	12,411,003	△ 1,655,120	86.7
(1) 消防施設等整備費補助金	10,442,064	12,081,123	△ 1,639,059	86.4
(2) 特殊災害用消防施設等整備費補助金	313,819	329,880	△ 16,061	95.1
(ア) 石油コンビナート分	61,555	71,533	△ 9,978	86.1
(イ) 林 野 分	252,264	258,347	△ 6,083	97.6
(小 計)	14,200,000	16,016,240	△ 1,816,240	88.7
[そ の 他 の 経 費]	1,913,345	1,881,869	31,476	101.7
【合 計】	16,113,345	17,898,109	△ 1,784,764	90.0

管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和59年度における補助金の総額は71億9,100万円で前年度に比べ10億700万円(12.3%)の減少となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額の補助、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は7億7,500万円で前年度より1億1,300万円(17.1%)増加している。

4 国の消防費

消防庁の昭和61年度予算額は、第17—8表に示すとおり、前年度より10.0%減の161億1,335万円となっている。

総額のうち142億円(88.1%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	: 皆無(該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和60年度の法令の制定

法律・政令名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
(法 律) 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第69号) — 消防組織法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正 —	60. 10. 1	福祉施設の趣旨及び内容に関する規定の整備を図るとともに、消防団員等公務災害補償等共済基金の監事の理事長又は自治大臣への意見提出権を制定したほか、役員の任期を3年から2年に改定した。
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律 (昭和60年法律第102号) — 消防法の一部改正 —	60. 12. 24	消防の用に供する機械器具等の一部について自己認証制度を採用し、製造業者及び輸入業者が自治省令で定める技術上の規格に適合するものに自ら一定の表示を付することができ、当該表示が付されていないものについては販売等を行うことができないこととした。
(政 令) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (昭和60年政令第96号)	60. 4. 6	非常勤消防団員等に係る損害補償について補償基礎額及び配偶者等に係る扶養加算額の引上げを行い、補償の基準の改善を図った。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令 (昭和60年政令第97号)	60. 4. 6	非常勤消防団員等の公務災害補償の充実に伴い、市町村等が消防団員等公務災害補償等共済基金へ支払う掛金の額を改定した。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 (昭和60年政令第275号)	60. 10. 1	遺族補償年金の受給資格年齢を原則として60歳以上に引き上げるとともに、当分の間55歳以上60歳未満の遺族についての特例措置を設けることとしたほか、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合における年金の支給停止に関する規定等の整備を行った。

附属資料 2 昭和60年中の主な火災

月 日	事 項
1 3	長崎県佐世保市の共同住宅併用寄宿舎から出火，4人死亡，1人負傷。
8	大阪府大阪市の住宅から出火，5人死亡。
14	東京都文京区の方法置場から出火，10人負傷，原因は排気管の輻射。
16	広島県尾道市の喫茶店から出火，3人死亡，原因はストーブの転倒。
18	茨城県竜ヶ崎市の事務用機械器具製造工場から出火，損害額4億1,358万円。
27	三重県東員町の店舗併用住宅から出火，3人死亡，原因はストーブの火が室内装飾品に引火。
28	宮城県塩釜市の住宅から出火，3人死亡，原因はストーブの故障。
2 2	北海道美瑛市の住宅から出火，5人死亡，原因はストーブの輻射。
2	愛媛県川之江市で林野火災，香川県豊浜町に延焼。損害額と焼損面積は愛媛県では2億9,097万円，255ha。香川県では6,130万円，136ha。
8	北海道釧路市の共同住宅から出火，3人死亡，原因はたばこ火の落下。
13	千葉県松戸市の住宅から出火，4人死亡。
16	島根県益田市で延焼火災，損害額4億4,218万円。
20	埼玉県戸田市の運輸会社の倉庫から出火，損害額6億5,003万円，原因は接続器の過熱。
3 1	神奈川県愛川町の飯食店から出火，13人負傷，原因はガスコンロの爆発。
6	兵庫県神戸市で車両火災，3人死亡，原因は衝突事故。
11	岩手県東山町の住宅から出火，3人死亡。
11	東京都品川区の倉庫から出火，3人死亡，1人負傷，原因はモーターの電線の短絡。
14	長野県豊野町で車両火災，5人死亡，1人負傷，原因は衝突事故。
15	青森県五所川原市の住宅から出火，3人死亡，原因はたばこの再燃。
30	茨城県伊奈町の住宅から出火，4人死亡，1人負傷，原因はマッチによる放火。
4 20	和歌山県白浜町の作業場から出火，3人死亡。
23	福島県会津若松市の住宅から出火，3人死亡，1人負傷，原因はライターによる放火。

月 日	事 項
4 28	大分県中津市の紡績工場から出火，3人負傷，損害額76億8,000万円，焼損面積15,000m ² 。
30	北海道釧路市で林野火災，（北海道）鶴居村に延焼。焼損面積は釧路市では1,500ha，鶴居村では700ha。
5 2	愛知県名古屋市住宅から出火，4人死亡，原因はマッチの不適當な処への捨て置き。
4	広島県広島市の住宅から出火，3人死亡，1人負傷，原因はライターによる火遊び。
18	沖縄県宜野湾市の住宅から出火，3人死亡，1人負傷，原因はたばこの消し忘れ。
23	鹿児島県垂水市のニット製品製造工場から出火，1人死亡，3人負傷，損害額6億2,759万円，焼損面積3,485m ² 。
29	東京都豊島区の住宅から出火，損害額3億4,327万円，原因は電灯が寝具に接触。
31	大阪府茨木市のビデオ機器製造工場から出火，3人負傷，損害額15億9,502万円。
6 7	秋田県南秋田郡大湯村の倉庫から出火，損害額3億8,566万円，原因は切断機の火花。
13	新潟県長岡市の長屋から出火，3人死亡，2人負傷，原因はライターによる放火。
25	長野県中野市の寺院から出火，2人負傷，損害額3億2,119万円。
7 26	福岡県山ノ門郡瀬高町の清酒製造作業場から出火，焼損面積1,900m ² 。
8 3	愛知県名古屋市のホテルから出火，3人死亡，原因はたばこ火の落下。
7	岡山県備前市で車両火災，4人死亡。
10	鳥取県北条町の倉庫から出火，焼損面積4,090m ² 。
11	北海道白老町で車両火災，4人死亡，原因は電灯の電線が短絡し，ガソリンに引火。
11	福井県松岡町の工場から出火，損害額3億2,927万円，焼損面積4,435m ² 。

月 日	事 項
8 22	群馬県吾妻郡草津町の旅館から出火、焼損面積 3,159m ² 。
25	京都府亀岡市の居住商業併用建築物から出火、3人死亡、原因はマッチによる放火。
9 1	高知県香美郡野市町で車両火災、3人死亡、原因はマッチによる放火。
11	大阪府門真市の段ボール製造作業場から出火、焼損面積 3,227m ² 。
10 4	埼玉県志木市の店舗併用住宅から出火、4人死亡、1人負傷。
10	大阪府大阪市のマンションから出火、3人死亡、1人負傷、原因は冷蔵庫のスパーク。
20	長野県下高井郡木島平村の住宅から出火、3人死亡、3人負傷、原因は煙道の輻射。
20	大阪府大阪市の共同住宅兼住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因はストーブの輻射。
23	宮崎県串間市で航空機火災、3人死亡。
29	熊本県荒尾市の倉庫から出火、損害額 6億77万円、焼損面積 4,060m ² 、原因は切断機の火花。
11 13	北海道札幌市の遊技場から出火、損害額 4億1,370万円。
15	栃木県栃木市の共同住宅から出火、3人死亡、原因はマッチによる放火。
18	宮城県刈田郡蔵王町の住宅から出火、3人死亡、原因は取灰の本来の目的以外の使用。
20	大阪府大阪市の作業場から出火、4人死亡、1人負傷、原因はライターによる放火の疑い。
20	鹿児島県西之表市で林野火災、焼損面積 230ha、原因は落雷。
25	宮崎県東諸県郡国富町で焼身自殺、3人死亡。
12 10	愛知県豊橋市の製材工場から出火、損害額 5億7,890万円、焼損面積 6,084m ² 。
20	東京都豊島区の共同住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
21	香川県丸亀市の花こう岩採石場で林野火災、焼損面積 262ha、原因は火粉が枯草に引火。

月 日	事 項
12 23	静岡県富士市の衛生用洋紙製造工場から出火、損害額 4億9,055万円、原因は屋内線のスパーク。
23	大阪府大阪市の共同住宅から出火、3人死亡、5人負傷、原因はストーブによる放火の疑い。
23	和歌山県有田郡広川町の住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
27	長野県岡谷市の製糸工場から出火、損害額 5億7,097万円、焼損面積 5,381m ² 、原因は乾燥機の伝導加熱。
29	埼玉県飯能市の住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因はライターによる放火。

(注) 原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積 3,000m²以上、林野焼損面積 150ha 以上又は損害額 3億円以上のものを掲げた。

附屬資料3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 642	1 972	150	219	28	1	272
青森	810	640	75	41	10	—	44
岩手	580	433	71	34	1	—	41
宮城	1 043	665	82	75	5	—	216
秋田	633	438	97	29	1	—	68
山形	594	406	77	30	—	—	81
福島	959	654	139	65	—	—	101
茨城	1 722	990	130	113	1	—	488
栃木	1 035	597	102	84	—	—	252
群馬	925	656	59	63	—	1	146
埼玉	2 629	1 637	109	246	—	—	637
千葉	2 527	1 367	165	213	—	1	781
東京都	6 886	3 910	38	736	8	—	2 194
神奈川県	2 940	1 768	37	376	4	—	755
新潟	1 114	792	137	64	—	—	121
富山	257	196	16	18	—	—	27
石川	429	260	48	26	1	—	94
福井	350	229	28	33	—	—	60
山梨	360	205	55	36	—	—	64
長野	736	569	66	38	—	—	113
岐阜	1 163	663	72	73	—	—	355
静岡県	1 900	985	141	156	3	—	615
愛知県	3 709	1 839	135	288	1	—	1 446
三重	1 080	492	118	79	3	—	388
滋賀	462	253	24	49	—	—	136
京都	625	456	57	59	1	—	52
大阪	4 795	3 233	131	550	9	1	871
兵庫県	3 332	1 855	335	283	9	—	850
奈良	298	210	18	41	—	—	29
和歌山	315	218	34	21	4	—	38

火 災 損 害 状 況

(昭和60年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 303	709	350	1 244	139 668	250 657
846	358	112	376	61 827	5 360
687	342	54	291	53 467	3 579
936	339	81	516	48 261	4 904
661	296	57	308	58 354	5 025
535	186	42	307	29 958	4 786
914	416	92	406	57 177	4 116
1 341	520	107	714	53 044	2 496
849	318	69	462	34 987	4 063
890	338	91	461	46 492	2 038
2 267	555	188	1 524	69 836	3 246
1 814	537	119	1 158	58 494	1 335
5 322	418	332	4 572	60 553	913
2 311	433	188	1 690	56 139	1 014
1 100	356	112	632	66 150	4 135
264	78	44	142	16 166	225
350	91	43	216	17 537	1 195
341	122	32	187	25 322	955
310	112	25	173	14 309	4 030
721	262	72	387	41 821	5 214
839	191	81	567	36 507	1 387
1 287	292	133	862	45 713	2 144
2 377	453	216	1 708	83 176	2 109
630	167	51	412	23 087	3 218
306	79	43	184	16 585	522
743	200	108	435	28 013	1 016
4 167	444	340	3 383	102 776	2 734
2 390	384	194	1 812	66 276	9 069
303	127	37	139	23 351	469
367	178	46	143	24 453	1 908

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	311	209	48	11	5	—	38
島根	498	277	91	23	2	—	105
岡山	1 020	630	143	63	7	—	177
広島	1 734	922	275	92	4	—	441
山口	869	482	105	60	5	—	217
徳島	414	267	51	24	3	—	69
香川	625	373	64	28	2	—	158
愛媛	666	487	69	41	7	1	61
高知	476	302	57	31	3	—	83
福岡	2 066	1 435	106	179	5	—	341
佐賀	307	235	9	22	2	—	39
長崎	668	455	43	37	11	—	122
熊本	708	545	45	56	1	—	61
大分	527	381	63	30	1	—	52
宮崎	571	402	58	33	2	1	75
鹿児島	1 042	662	127	68	8	—	177
沖縄	463	227	55	52	3	1	125
全国計	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7	13 676
札幌	472	314	3	56	—	—	99
東京	5 098	3 024	—	582	7	—	1 485
横浜	1 126	642	—	142	3	—	339
川崎	402	268	—	77	—	—	57
名古屋	1 047	553	15	108	1	—	370
京都	239	203	4	26	—	—	6
大阪	1 770	1 201	—	232	7	—	330
神戸	847	475	49	99	5	—	219
広島	513	314	46	37	—	—	116
北九州	409	317	6	36	1	—	49
福岡	404	328	6	44	2	—	24
11大都市計	12 327	7 639	129	1 439	26	—	3 094

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都の特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和60年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
290	92	43	155	17 334	1 227
412	154	40	218	24 742	1 480
871	279	89	503	39 558	8 944
1 336	312	114	910	38 394	13 420
679	194	67	418	29 885	2 083
383	117	42	224	15 879	3 051
531	142	63	326	25 148	44 208
704	226	71	407	27 175	28 546
436	167	48	221	12 545	5 210
1 916	436	197	1 283	66 120	6 510
298	98	38	162	17 350	58
615	231	63	321	28 952	1 761
761	284	66	411	44 334	2 082
519	175	43	301	40 546	6 181
541	202	49	290	28 519	6 096
994	432	56	506	50 417	24 863
260	85	34	141	10 950	2 807
49 717	12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389
359	41	56	262	12 722	135
4 119	250	256	3 613	43 920	—
828	139	63	626	18 325	—
365	45	27	293	8 382	—
744	87	50	607	14 042	135
385	83	60	242	12 635	69
1 612	124	161	1 327	29 089	—
617	51	38	528	10 489	245
491	82	29	380	10 016	329
401	64	41	296	12 029	4 308
485	85	59	341	15 488	581
10 406	1 051	840	8 515	187 137	5 802

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
鳥取	6	31	180	56	29	95	611
島根	11	59	260	92	20	148	863
岡山	32	135	567	178	50	339	1 804
広島	38	186	963	220	71	672	3 003
山口	25	106	464	133	42	289	1 438
徳島	14	62	196	56	17	123	687
香川	14	82	331	100	35	196	1 117
愛媛	23	134	463	174	42	247	1 407
高知	30	49	265	93	41	131	690
福岡	66	285	1 405	384	123	898	4 515
佐賀	5	58	193	65	18	110	743
長崎	26	102	434	164	47	223	1 449
熊本	15	108	537	190	29	318	1 821
大分	13	75	334	104	19	211	1 089
宮崎	22	63	368	135	21	212	1 171
鹿児島	53	117	665	288	29	348	1 946
沖縄	21	22	164	60	24	80	595
全国計	1 747	7 550	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016
札幌	8	52	354	47	68	239	882
東京	92	775	3 705	623	388	2 694	9 375
横浜	35	122	715	162	52	501	2 082
川崎	11	66	383	104	26	253	1 018
名古屋	25	123	609	93	38	478	1 768
京都	18	54	378	72	59	247	640
大阪	53	288	1 768	347	176	1 245	4 479
神戸	15	74	614	113	51	450	1 635
広島	10	69	411	83	22	306	1 192
北九州	12	59	312	89	23	200	1 018
福岡	17	64	411	103	39	269	1 138
11大都市計	296	1 746	9 660	1 836	942	6 882	25 227

火災損害状況(つづき)

(昭和60年中)

計	損 害 額 (千円)								
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	
	建 物	収 容 物	小 計						
640 613	394 162	240 112	634 274	2 507	1 455	1 539	—	838	
1 605 970	807 933	773 654	1 581 587	4 731	12 379	26	—	7 247	
2 835 285	1 363 211	1 257 431	2 620 642	20 301	27 263	134 550	—	32 529	
2 756 281	1 309 215	1 377 937	2 687 152	21 749	28 680	6 597	—	12 103	
1 773 196	996 609	697 773	1 694 382	11 167	31 397	27 940	—	8 310	
887 937	460 280	402 725	863 005	6 852	6 028	7 021	—	5 031	
1 714 240	927 940	635 429	1 563 369	134 561	5 737	385	—	10 188	
2 180 884	851 068	807 964	1 659 032	303 749	8 349	9 374	190 000	10 380	
662 343	433 264	198 932	632 196	21 685	2 051	1 470	—	4 941	
4 358 577	2 135 521	2 094 570	4 230 091	13 326	65 346	7 183	—	42 631	
1 100 501	646 201	441 901	1 088 102	589	8 028	920	—	2 862	
1 679 297	863 442	753 480	1 616 922	16 656	11 113	33 264	—	1 342	
2 867 106	1 303 022	1 524 112	2 827 134	23 690	13 449	59	—	2 774	
8 987 370	3 359 786	5 594 627	8 954 413	14 439	7 461	450	—	10 607	
1 480 694	940 829	488 030	1 428 859	24 080	12 343	9 635	—	5 777	
2 552 682	1 224 508	1 246 282	2 470 790	8 663	10 491	55 532	—	7 206	
593 024	305 535	262 715	568 250	4 975	12 002	305	—	7 492	
154 927 483	74 683 599	75 298 631	149 982 230	1 229 278	1 973 958	511 965 280	553 949	499	
1 653 957	556 029	1 073 999	1 630 023	189	17 991	—	—	5 749	
10 321 484	3 449 228	6 655 082	10 104 310	—	128 726	1 779	—	86 669	
2 141 304	1 227 179	872 718	2 099 897	—	35 943	1 290	—	4 174	
1 037 299	439 089	580 991	1 020 080	—	16 158	—	—	1 061	
1 224 207	633 243	560 842	1 194 085	10	21 387	2 500	—	6 225	
1 115 353	437 391	667 127	1 104 518	881	6 886	—	—	3 068	
2 377 854	1 021 372	1 302 305	2 323 677	—	24 739	16 142	—	13 296	
1 244 281	521 020	678 780	1 199 800	1	31 986	1 857	—	10 637	
1 157 514	452 407	685 950	1 138 357	189	15 333	—	—	3 635	
607 802	243 256	330 118	573 374	—	9 982	120	—	24 326	
1 121 246	468 088	624 758	1 092 846	10 220	10 577	6 952	—	651	
24 002 301	9 448 302	14 032 670	23 480 972	11 490	319 708	30 640	—	159 491	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数							
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
1 月	7 365	4 097	655	390	12	—	2 211	
2 月	5 721	3 342	416	371	9	—	1 583	
3 月	5 438	3 571	285	415	11	—	1 156	
4 月	5 863	3 287	721	396	21	—	1 438	
5 月	5 230	3 093	581	441	13	—	1 102	
6 月	3 718	2 460	177	382	10	1	688	
7 月	3 862	2 509	119	458	16	2	758	
8 月	5 261	2 735	583	478	12	2	1 451	
9 月	3 669	2 404	181	364	20	—	700	
10 月	3 801	2 589	87	452	13	2	658	
11 月	4 075	2 906	110	386	12	—	661	
12 月	5 862	3 886	240	455	11	—	1 270	
計	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7	13 676	

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 建	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
							小 計
1 月	4 382	1 306	442	2 634	13 453	17 275 499	16 998 219
2 月	3 630	1 073	365	2 192	11 027	14 699 316	14 017 733
3 月	3 555	937	325	2 293	11 355	11 685 552	11 438 448
4 月	3 006	841	262	1 903	9 708	20 378 452	19 794 649
5 月	2 885	776	257	1 852	9 326	15 646 343	15 027 478
6 月	2 301	574	192	1 535	7 070	9 362 111	9 037 213
7 月	2 132	467	173	1 492	6 834	8 427 734	8 173 098
8 月	2 631	666	238	1 727	8 402	10 956 025	10 293 073
9 月	2 179	489	192	1 498	6 760	9 137 897	8 918 565
10 月	2 346	579	204	1 563	7 287	9 903 345	9 587 735
11 月	2 794	751	231	1 812	8 584	11 103 029	10 832 397
12 月	3 992	1 104	407	2 481	12 210	16 352 180	15 863 622
計	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016	154 927 483	149 982 230

損 害 状 況

(昭和60年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 635	1 526	592	3 517	233 645	17 043	243	879
4 658	1 298	465	2 895	183 680	50 305	197	694
4 698	1 187	436	3 075	159 713	13 575	181	744
4 469	1 296	402	2 771	185 811	265 577	137	679
4 299	1 178	398	2 723	192 303	43 766	120	636
3 240	769	291	2 180	121 964	7 911	85	530
3 221	698	280	2 243	117 421	4 797	62	478
3 818	1 005	317	2 496	153 511	16 023	112	561
3 128	703	279	2 146	123 611	5 899	82	460
3 386	834	292	2 260	131 927	1 463	126	480
3 871	1 014	341	2 516	160 152	33 194	152	558
5 294	1 419	489	3 386	213 609	32 836	250	851
49 717	12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550

損 害 状 況 (つづき)

(昭和60年中)

害 額 (千円)						
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
8 996 176	8 002 043	92 625	104 445	1 994	—	78 216
7 028 396	6 989 337	395 840	114 114	85 898	—	85 731
6 174 877	5 263 571	26 446	132 398	46 508	—	41 752
8 915 174	10 879 475	234 531	250 367	13 813	—	85 092
6 739 233	8 288 245	258 432	226 041	25 490	—	108 902
4 560 903	4 476 310	40 859	105 508	10 192	88 200	80 139
3 902 621	4 270 477	10 841	130 724	30 203	—	82 868
5 274 509	5 018 564	71 588	244 271	60 347	190 000	96 746
4 547 997	4 370 568	22 393	110 000	29 368	—	57 571
4 901 029	4 686 706	10 629	186 813	41 577	2 353	74 238
5 704 211	5 128 186	14 603	171 604	10 309	—	74 116
7 938 473	7 925 149	50 491	197 673	156 266	—	84 128
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499

附属資料5 出火原因別

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
たばこ	火	6 880	4 667 350	4 719	4 126	11 754 989
たき火	火	6 197	4 353 064	1 491	395	2 295 811
こじん	火	5 885	214 986	6 726	6 250	8 657 228
放火	火	4 651	188 893	3 081	2 121	7 146 403
火あそび	火	4 084	537 112	2 439	1 594	3 617 459
放火の疑い	火	3 736	458 016	2 595	1 418	8 033 396
ストーブ	火	2 654	187 052	3 722	3 538	12 430 100
風呂かまど	火	2 064	60 509	2 449	2 212	3 173 828
マッチ・ライター	火	1 295	302 012	976	798	2 040 480
電灯・電話等の配線	火	881	342 306	866	532	3 302 502
煙突・煙道	火	851	61 281	984	698	2 128 831
灯	火	619	38 510	866	787	2 617 752
交通機関内配線	火	561	428	33	10	204 127
取	灰	541	86 512	640	294	1 113 198

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和55年			昭和56年			昭和57年		
	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %
たばこ	1	7 338	12.3	1	7 510	12.4	1	7 556	12.5
たき火	3	5 805	9.7	3	5 407	8.9	3	6 013	9.9
こじん	4	4 909	8.2	4	5 190	8.5	4	5 166	8.5
放火	6	3 376	5.6	5	3 856	6.3	5	4 258	7.0
火あそび	2	6 012	10.0	2	6 148	10.1	2	6 103	10.1
放火の疑い	8	2 371	4.0	8	2 673	4.4	6	3 123	5.2
ストーブ	7	2 675	4.5	7	2 780	4.6	8	2 341	3.9
風呂かまど	5	3 783	6.3	6	3 261	5.4	7	3 673	4.4
マッチ・ライター	9	1 720	2.9	9	1 666	2.7	9	1 672	2.8
電灯電話等の配線	11	800	1.3	11	751	1.2	11	712	1.2
煙突・煙道	10	1 073	1.8	10	1 097	1.8	10	1 012	1.7
灯	12	544	0.9	13	565	0.9	12	627	1.0
交通機関内配線	18	393	0.7	16	432	0.7	14	465	0.8
取	15	498	0.8	12	600	1.0	13	544	0.9
内燃機関	20	370	0.6	19	373	0.6	17	397	0.7
		59 885			60 788			60 568	

火災損害状況

(昭和60年中)

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
内燃機関	火	486	251 412	70	26	454 262
配線器具	火	459	16 522	444	258	1 774 763
電気装置	火	445	10 711	371	127	1 081 812
こたつ	火	376	27 134	559	540	1 398 149
電灯・ネオン	火	321	11 508	317	189	1 049 197
かまど	火	246	16 970	341	162	603 606
炉	火	214	9 568	216	27	736 780
電気アイロン・電気こて	火	128	5 252	162	133	461 356
いり	火	34	3 859	50	23	83 584
火ばち	火	30	2 019	36	18	82 054
その他の電気	火	1 564	71 792	1 585	1 102	12 864 344
その他の不明	火	14 663	39 291 469	13 979	8 455	65 821 472
計		59 865	51 216 247	49 717	35 833	154 927 483

原因の推移

構成割合	昭和58年			昭和59年			昭和60年		
	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %
12.5	1	7 344	12.3	2	7 601	11.9	1	6 880	11.5
9.9	3	5 488	9.2	1	7 713	12.1	2	6 197	10.4
8.5	4	5 344	8.9	3	5 946	9.3	3	5 885	9.8
7.0	5	4 479	7.5	5	4 506	7.1	4	4 651	7.8
10.1	2	5 718	9.6	4	4 894	7.7	5	4 084	6.8
5.2	6	3 300	5.5	6	3 182	5.0	6	3 736	6.2
3.9	8	2 506	4.2	7	2 940	4.6	7	2 654	4.4
4.4	7	2 519	4.2	8	2 566	4.0	8	2 064	3.4
2.8	9	1 507	2.5	9	1 499	2.3	9	1 295	2.2
1.2	11	781	1.3	11	848	1.3	10	881	1.5
1.7	10	1 004	1.7	10	1 086	1.7	11	851	1.4
1.0	12	654	1.1	12	594	0.9	12	619	1.0
0.8	15	445	0.7	14	481	0.8	13	561	0.9
0.9	13	512	0.9	13	588	0.9	14	541	0.9
0.7	16	392	0.7	18	432	0.7	15	486	0.8
		59 740			63 789			59 865	

附属資料7 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大	6	14	7061300	放
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	ピョウパセンター	100	124	1747396	不明
昭和49年2月7日	大阪府高槻市	屋敷	1	5	192400	疑
昭和49年7月17日	大阪府高槻市	急	1	40	1086574	火
昭和51年1月16日	大阪府高槻市	急	1	1	247000	不明
昭和51年6月22日	大阪府高槻市	急	1	1	211720	不明
昭和51年11月9日	大阪府高槻市	急	1	4	356954	不明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	急	1	1	330228	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	急	1	1	353929	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市中区	日本立科	16	1	19122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	神奈川県横浜市中区	神立科	11	5	1636	不明
昭和39年3月30日	神奈川県横浜市中区	南山	9	3	2270	不明
昭和44年11月19日	神奈川県横浜市中区	南山	6	5	7015	不明
昭和45年6月29日	神奈川県横浜市中区	南山	17	1	10908	不明
昭和46年2月6日	神奈川県横浜市中区	南山	5	1	2365	不明
昭和48年3月8日	神奈川県横浜市中区	南山	6	3	2793	不明
昭和52年5月13日	神奈川県横浜市中区	南山	13	5	3782	不明
昭和59年2月19日	神奈川県横浜市中区	南山	7	3	57693	不明
昭和59年2月19日	神奈川県横浜市中区	南山	6	1	7478	不明
昭和59年2月19日	神奈川県横浜市中区	南山	6	1	1328	不明

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	S	5	28	65262	不
昭和31年11月20日	大阪府大阪市	文化	1	5	17481	火
昭和31年12月22日	大阪府大阪市	文化	1	16	44559	明

昭和33年2月1日	東京都千代田区	宝塚	3	25	272038	火
昭和34年1月27日	東京都千代田区	宝塚	12	23	11730	取
昭和43年3月18日	東京都千代田区	宝塚	3	7	17950	電
昭和44年12月14日	東京都千代田区	宝塚	3	1	18160	不
昭和49年2月16日	東京都千代田区	宝塚	3	3	20786	不
昭和51年10月29日	東京都千代田区	宝塚	1	1003	40500000	火
昭和54年4月13日	東京都千代田区	宝塚	1	1	218430	火

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福石	光	30	41	1098261	石
昭和44年5月18日	福石	光	16	16	2321732	不
昭和46年1月2日	福石	光	6	5	216637	不
昭和48年10月11日	福石	光	4	14	919	不
昭和50年3月10日	福石	光	7	64	99477	不
昭和53年3月6日	福石	光	45	22	60116	不
昭和55年11月20日	福石	光	32	34	533751	不
昭和57年2月8日	福石	光	2	8	1726126	不
昭和57年11月18日	福石	光	2	2	472780	不
昭和58年2月21日	福石	光	11	2	308563	不

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大阪市	日	118	81	1649693	た
昭和48年12月19日	大阪府大阪市	日	5	1	256336	不
昭和50年3月1日	大阪府大阪市	日	6	17	57789	不
昭和51年12月16日	大阪府大阪市	日	3	2	7810	不
昭和51年12月26日	大阪府大阪市	日	15	8	10270	不
昭和53年3月10日	大阪府大阪市	日	11	3	38781	不
昭和54年11月19日	大阪府大阪市	日	4	2	10483	不
昭和55年8月16日	大阪府大阪市	日	4	2	17685	不
昭和56年2月28日	大阪府大阪市	日	14	223	48988	不
昭和59年11月15日	大阪府大阪市	日	3	2	554226	不
昭和59年11月15日	大阪府大阪市	日	8	13	140964	不
昭和59年11月15日	大阪府大阪市	日	8	13	68954	不

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

区分 年	り 災 世 帯 数			り 災 人 数 員 数	損		
	計	全 焼	半 焼		計	建 小 計	
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...	
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...	
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...	
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038	
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878	
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986	
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725	
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394	
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667	
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021	
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526	
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522	
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296	
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075	
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593	
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254	
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597	
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762	
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331	
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241	
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947	
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014	
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631	
44	39 533	15 506	4 502	19 525	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	21 265	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562	149 072 798	141 786 203
58	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678	150 579 160	141 093 424
59	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822	146 210 317	141 603 366
60	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016	154 927 483	149 982 230

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害 額 (千円)						
建 物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その 他
建 物	収 容 物					
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	152 172	227 993	
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	0	1 356 824
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499

物の評価額に対する当該建物の焼損損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3

の火災損害比較

構成比(%)				火災損害額構成比(%)					
船	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	...	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	...	0.8
0.5	...	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	...	0.3
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	...	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	...	0.1
0.7	...	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	...	0.1
0.6	...	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	...	0.1
0.6	...	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	...	0.1
0.8	...	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	...	1.2
0.7	...	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	...	2.9
0.7	...	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	...	0.2
0.9	...	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	...	0.7
0.8	...	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	...	1.0
0.8	...	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	...	1.7
0.7	...	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	...	1.8
0.7	...	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	...	2.6
0.7	...	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	...	9.7
0.7	...	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	...	4.7
0.7	...	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	...	8.1
0.6	...	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	...	1.7
0.5	...	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	...	1.4
0.5	0.0	16.4	...	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	...	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	...	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	...	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	...	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	...	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	...	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	...	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	...	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	...	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	...	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	...	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	...	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	...	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	...	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	...	96.8	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	...	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠市	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県海津市	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松山	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	松島取	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿儿岛県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	新潟市(昭和石油KK)各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッチの火が油に引	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	ばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄雲	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄雲	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	薄雲	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	薄雲	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機械の飛火	薄雲	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	薄雲	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	ばこの吸が	晴	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	ばこの吸が	晴	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72 498 林野32ha	建物5 088 259 林野143 000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
建物66 314 林野600ha	建物1 000 000 林野980	七りんこ	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物53 047 林野40 366ha	建物2 155 350 林野3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放た	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不始末	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	スバ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	晴	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	たばこ	晴	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不始末	晴	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

区分	人的被害(人)					建物	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊	
			重傷	軽傷			
北海道府県							
北海	10	—	70	81	—	4	
道	8	—	26	60	—	1	
青森	2	—	—	—	—	2	
岩手	—	—	—	—	—	—	
宮城	5	—	28	26	—	1	
秋田	5	—	25	21	2	1	
山形	—	—	2	4	1	3	
福島	—	—	—	—	—	5	
茨城	—	—	—	—	—	—	
栃木	—	—	—	—	1	—	
群馬	2	—	—	—	—	2	
埼玉	3	—	2	21	7	36	
千葉	1	—	6	16	3	4	
東京都	1	—	1	7	4	28	
新潟	43	—	111	159	12	20	
富山	7	—	33	34	2	3	
石川	10	—	14	55	9	7	
福井	7	—	19	22	1	3	
山梨	1	—	1	1	2	2	
長野	36	—	31	13	51	17	
岐阜	—	—	—	2	2	23	
静岡県	—	—	—	10	—	3	
愛知	1	—	—	—	—	6	
三重	—	—	—	—	—	—	
滋賀	—	—	5	7	5	3	
京都	—	—	—	1	1	1	
大阪	—	—	—	—	1	—	
兵庫	—	—	2	3	—	—	
奈良	—	—	—	—	2	1	
和歌山	—	—	—	—	1	—	
鳥取	—	—	—	2	—	—	
島根	—	—	5	4	16	123	
岡山	3	—	—	1	3	5	
広島	2	—	4	1	6	20	
山口	6	—	3	8	12	13	
徳島	—	—	—	—	—	—	
香川	—	—	—	—	—	—	
愛媛	—	—	—	—	—	—	
高知	1	—	1	28	6	18	
福岡	7	—	14	94	12	145	
佐賀	3	—	2	15	1	28	
長門	11	1	12	25	10	23	
熊本	20	—	17	70	15	61	
大分	—	—	—	—	—	2	
宮崎	1	—	4	32	6	9	
鹿児島	2	—	16	96	58	226	
沖縄	—	—	—	1	8	3	
合計	198	1	454	920	260	850	
地震災害を 除いた計	198	1	448	908	260	850	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和60年中)

被害(棟)				り災世帯数	り災者数
一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家		
50	156	1 108	30	166	432
137	12	170	6	13	52
10	1	43	22	3	8
—	—	216	13	—	—
101	170	690	494	175	645
87	1	11	60	4	20
26	8	259	66	12	48
135	93	1 314	34	96	376
—	1	178	10	1	4
1	3	7	5	4	15
20	824	4 844	3	826	2 871
511	180	1 445	498	240	781
54	1 285	9 288	903	1 392	3 876
1 042	382	3 449	434	443	1 251
3 299	227	1 619	482	259	828
174	69	1 934	356	74	300
127	220	2 378	39	236	767
205	1	87	138	5	16
2	3	123	6	4	17
45	147	1 539	39	216	949
67	11	364	68	37	129
365	56	387	231	14	43
14	5	524	5	11	52
1	5	364	—	5	20
68	15	201	22	21	66
11	14	553	62	8	22
2	4	2 296	6	7	10
214	110	1 536	89	110	388
1	2	311	4	4	21
1	23	1 053	1	3	9
10	19	392	1	17	61
37	426	1 842	67	557	1 953
27	106	2 634	2	125	336
58	441	3 120	—	470	1 421
67	258	2 184	24	283	891
—	—	10	1	—	—
—	—	62	—	—	—
9	17	232	—	17	45
46	51	197	17	74	236
12 247	560	4 919	1 465	766	2 334
573	395	6 644	296	434	1 552
3 270	621	2 785	1 748	679	2 073
4 930	464	3 074	640	545	1 891
17	3	112	16	5	17
244	—	139	87	25	88
30 070	132	650	11 532	437	1 194
38	1 573	933	509	1 757	5 443
58 413	9 094	68 220	20 531	10 580	33 551
58 413	9 094	68 220	20 531	10 580	33 551

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その					
		田 (ha)		畑 (ha)		道路(箇所)	
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水		
北海道	道	24	2 975	157	3 248	455	
青森	森	—	—	—	—	1 078	
	手	1	—	—	—	1 469	
	城	—	4 155	3	—	180	
	田	13	35	8	95	313	
	形	—	—	—	5	678	
宮城	島	25	—	19	—	1 630	
	茨	木	—	4 025	138	3 727	105
		馬	2	731	—	8	448
		玉	—	2 398	3	350	227
		葉	—	3 420	—	1 181	22
京		35	3 978	328	2 303	609	
千葉県	川	—	1 199	—	260	223	
	新潟	濁	287	—	—	—	629
		山	8	882	—	265	539
		川	48	3 206	—	402	1 274
		井	5	—	—	—	408
山梨		梨	—	—	—	—	205
	野	—	4 568	—	654	2 351	
	阜	14	140	2	22	514	
	岡	—	1 190	266	142	570	
	知	—	189	—	103	351	
滋賀	重	10	—	—	—	424	
	京都	賀	1	1 264	1	56	124
		都	0	460	13	145	453
		阪	1	1	1	13	179
		庫	0	1 021	—	19	84
良		2	154	—	7	446	
和歌山	山	0	287	—	—	472	
	鳥	取	4	438	—	76	333
		根	176	—	271	—	3 427
		山	19	5 800	19	77	1 354
		島	185	—	14	—	2 732
口		216	6 824	15	1 507	3 072	
徳島	香	島	—	—	—	295	
		川	—	4	—	—	87
		媛	—	—	—	—	787
		知	—	—	—	—	947
		福岡	岡	85	19 526	125	768
賀	166		2 469	64	621	957	
崎	92		1 407	20	41	2 070	
本	112		3 856	241	11	1 908	
分	120		—	26	—	953	
大宮	崎	63	796	—	7	1 106	
	本	134	—	4	—	1 079	
	分	—	53	—	—	276	
	崎	—	—	—	—	130	
	島	—	—	—	—	—	
鹿	縄	—	—	—	—	—	
	計	1 848	77 451	1 738	16 389	39 998	
沖	除	—	—	—	—	—	
	いた	1 848	77 451	1 738	16 389	39 998	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和60年中)

他					
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)	
17	513	21	—	—	24
1	468	24	—	—	31
13	229	2	—	—	—
1	232	14	—	—	—
6	673	4	—	—	1
1	471	11	2	—	—
24	1 550	—	—	—	—
4	324	58	—	—	—
8	1 055	3	—	—	—
4	412	38	—	—	—
—	136	20	2	—	—
21	230	406	2	—	98
—	10	13	—	—	29
2	46	81	1	—	2
13	676	—	—	—	—
11	474	—	—	—	—
8	1 072	569	17	—	27
12	328	1	—	—	1
16	601	84	—	—	—
51	3 108	15	90	—	—
6	1 006	138	—	—	—
11	302	134	1	—	33
1	215	6	1	—	1
8	597	1	—	—	—
3	373	66	1	—	—
2	594	69	2	—	—
—	15	10	—	—	—
1	122	10	2	—	—
5	725	12	—	—	—
4	516	—	—	—	—
1	319	81	—	—	—
23	3 230	6	—	—	—
12	1 571	162	2	—	—
12	4 599	1 831	2	—	—
79	2 977	28	4	—	11
3	324	—	—	—	—
1	131	5	—	—	—
4	384	—	—	—	—
6	689	87	—	—	—
19	1 656	1 152	10	—	530
5	1 261	46	—	—	1 057
6	1 675	493	—	—	142
16	2 151	854	—	—	936
9	1 302	99	—	—	—
4	859	52	1	—	15
7	1 512	371	2	—	687
—	93	27	—	—	8
466	41 856	7 104	143	—	3 633
464	41 856	7 104	143	—	3 633

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(昭和60年中)

区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
	都道府県(回)	市区町村 (団 体)			
北海道	—	2	—	2 737	35 917
青森	—	9	—	1 243	41 124
岩手	—	—	—	730	12 788
宮城	—	1	—	61	4 936
秋田	—	20	—	2 019	10 467
山形	—	—	—	272	7 499
福島	—	2	—	4 274	29 872
茨城	—	15	—	5 251	15 097
群馬	—	—	—	1 123	12 218
栃木	—	5	—	841	6 358
群馬	—	14	—	1 156	3 236
千葉	1	24	—	7 836	33 853
東京都	1	19	—	8 148	3 690
神奈川県	1	23	—	7 737	5 812
新潟	—	40	16	21 929	40 050
富山	—	14	—	10 050	14 149
石川	—	20	—	4 034	31 479
福井	—	5	—	2 302	11 843
山梨	—	2	—	6 738	13 532
長野	2	27	2	30 695	49 256
岐阜	—	3	—	223	10 849
静岡県	1	48	—	5 343	16 848
愛知県	6	194	—	2 936	3 411
三重	5	319	—	2 164	7 733
滋賀	—	2	—	1 768	6 269
京都	—	—	—	9 186	8 962
大阪	—	2	—	574	294
兵庫	—	5	—	1 095	3 403
奈良	—	3	—	1 381	8 618
和歌山	—	—	—	—	6 733
鳥取	—	3	—	592	10 234
島根	—	19	1	7 126	50 372
岡山	—	37	—	12 823	18 941
広島	—	48	—	30 372	40 211
山口	1	14	—	16 537	30 460
徳島	—	1	—	70	5 667
香川	—	—	—	—	959
愛媛	4	60	—	1 348	8 469
高松	—	11	—	897	11 076
福井	3	81	—	30 329	52 363
佐賀	—	29	—	20 001	30 710
長門	—	51	—	11 122	33 289
熊本	—	25	—	18 348	32 537
大分	—	25	—	2 384	13 034
宮崎	—	12	—	1 032	23 638
鹿児島	1	94	—	6 979	54 995
沖縄	—	14	—	543	4 727
合計	25	1 342	19	304 349	877 978
地震災害を 除いた計	25	1 342	19	304 202	876 177

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マ ニ チ ニ ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆大島沖 地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近 海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地 震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3.21	昭和57年(1982年) 浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5.26	昭和58年(1983年) 日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9.14	昭和59年(1984年) 長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	全壊	半壊			
1	23. 9.11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9.15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6.18~22	台風	九州から東北南部, 特に鹿児島, 愛媛	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8.13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8.31~9.1	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	1.10~14	台風	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10.13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6.22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7.10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	28. 6.23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7.16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8.11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	9.22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	5. 8~12	台風	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9.10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9.24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2.19~20	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4.17~18	水害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320

22	32. 7.25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9.26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8.12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9.26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	88 921	80 888	113 052	157 858	205 753
27	5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6.24~7.5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9.15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10.25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7.17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9.10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9.23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	288	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8.26~29	水害	新潟, 東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8.17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風	全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49.5.29~8.1	水害	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54.10.17~20	雪害	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55.12~56. 3	雪害	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨	全国, 特に長崎, 熊本, 三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7.20~29	集中豪雨	山陰以東, 特に島根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58.12~59. 3	雪害	東北, 北陸, 特に新潟, 富山	131	—	1 366	61	128	70	862

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

区分 都道府県	回数	災 害 想					
		台風等の 風水害	地 震	コンピナ コト災害	大 火 災	林野火災	噴火災害
北海道	5	4	2	—	—	1	—
青森	4	—	3	1	1	1	—
岩手	1	—	1	—	—	1	—
宮城	4	—	2	1	—	—	—
秋田	3	2	2	1	1	—	—
山形	2	—	2	1	2	—	—
福島	12	3	9	1	8	2	—
茨城	3	1	3	—	—	—	—
栃木	2	—	2	—	—	—	—
群馬	1	1	1	—	—	1	—
埼玉県	6	1	3	—	—	1	—
千葉県	3	—	1	1	—	1	—
東京都	51	1	2	—	—	—	—
新潟	1	—	1	—	—	—	—
富山	2	—	1	1	—	—	—
石川	3	1	1	1	—	—	—
福井	2	—	1	—	—	1	—
山梨	1	—	1	—	—	—	—
長野	2	1	2	—	1	1	—
岐阜	3	—	2	—	—	1	—
静岡県	3	1	2	1	—	—	—
愛知県	3	—	1	1	—	1	—
三重	1	—	1	—	—	—	—
滋賀	1	1	1	—	—	—	—
京都	1	1	1	—	—	—	—
大阪府	4	1	2	—	—	1	—
兵庫県	3	1	2	1	2	—	—
和歌山	2	1	1	—	—	—	—
鳥取	1	1	—	—	—	—	—
島根	1	2	—	1	—	—	—
岡山	5	1	—	—	—	—	—
広島	2	1	1	—	—	1	—
山口	8	4	—	1	1	1	—
徳島	3	1	1	1	—	—	—
香川県	1	1	—	—	—	1	—
愛媛	3	1	1	—	—	—	—
高知県	3	1	3	—	—	—	—
福岡	2	1	1	1	1	1	—
佐賀	3	1	—	1	—	—	—
長崎	2	1	1	1	—	1	—
熊本	3	1	1	—	—	—	—
大分	2	1	1	—	1	—	—
宮崎	2	1	—	—	—	—	—
鹿児島	2	1	1	—	—	1	—
沖縄	2	1	—	—	—	—	—
計	182	44	70	24	20	26	—

訓練の実施状況

(昭和60年度)

定 意	訓 練 形 態				
	そ の 他	総 合 (実 働)	図 上	通 信	そ の 他
		3	1	2	水防工法訓練
		3	—	1	
原子力災害		1	—	—	
		4	—	—	
原子力災害		2	—	1	
		1	1	—	
		11	—	1	
		1	—	2	
		1	—	—	
高圧ガス災害		1	1	—	
		1	—	—	
防災行政無線運用訓練		6	—	—	
		3	—	—	
		3	—	48	
		1	—	—	
雪害		2	—	—	
		2	1	—	
		2	—	—	
		1	—	—	
		1	—	—	
高圧ガス災害		2	—	—	
		2	—	1	
		3	—	—	
		3	—	—	
		3	—	—	
		1	—	—	
高圧ガス災害		1	—	—	
		1	—	—	
津波災害		3	1	—	
		2	—	—	
高圧ガス災害		1	—	—	
		4	—	1	
津波災害		2	—	—	
		4	—	3	災害対策本部設置訓練
		4	—	—	
		2	—	1	
		1	—	—	
		3	—	—	
		1	—	2	
原子力災害		2	—	—	
		3	—	—	
		2	—	—	
		2	—	1	
		2	—	—	
原子力災害		2	—	—	
		2	—	—	
		2	—	—	
		2	—	—	
		110	5	68	

附属資料15 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
北海道	72	20	8		44	115	402
北海	16	1	2		13	33	51
道	14	3	1		10	18	55
青森	14	4	1		9	27	74
岩手	17	2	1		14	20	66
宮城	15	8	2		5	15	49
秋田	12	2			10	25	70
山形	29	9	6		13	53	59
福島	15	4	1	1	10	17	52
茨城	12	2			10	24	50
栃木	49	27	7		15	53	116
群馬	33	20	4		9	59	117
埼玉	6(3)	3	2(2)	1(1)		77	215
千代田	28	19	7		2	53	187
東京都	36(1)	11	8(1)		17	44	73
新	22	9	11		2	29	23
富	11	3	3		5	17	39
石	12	1	3		8	16	40
福	10	2	1		7	17	29
山	20	8	2		10	40	34
長	24	8	2		14	45	50
岐	31	14	3		14	39	95
静	46	28	6		12	62	118
愛	15	8	1		6	19	50
三	11	3			8	24	19
滋	16	9	4		3	30	53
京	32	22	6		4	71	163
大	32	18	1		13	55	91
兵	14	8	1		5	21	16
和	21	7	6		8	28	13
歌	3				3	13	13
鳥	11	2	1		8	13	39
島	14	5			9	21	56
岡	22	6	4		12	38	67
広	16	8	1		7	21	33
山	11	3			8	22	27
徳	11	4	1		6	15	22
香	16	4			12	17	34
愛	15	6			9	19	20
高	27	9	2		16	45	91
福	10	3			7	14	22
佐	10	3			7	15	22
長	14	1			13	20	55
熊	15	4	1		10	18	37
大	9	6			3	12	23
宮	21	5	1		15	28	48
鹿	23	9	3	2	9	24	20
児							
計	933(4)	361	114(3)	4(1)	454	1 501	3 151

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭和61.4.1現在)

消防職員	消防団	分	団	消防団常備部				消防団員
				計	市	町	村	
8 048	240		1 083				30 207	
2 002	68		789				22 539	
1 464	62		493				27 110	
2 164	77		510	1		1	24 995	
1 583	67		649	1		1	23 497	
1 347	44		364				31 149	
1 944	90		634				40 371	
3 165	92		1 166				28 726	
1 864	49		349				16 576	
2 010	70		488				13 812	
5 711	89		610				15 990	
6 100	72		886				32 735	
18 145	98		716				25 434	
7 825	60		532				19 075	
2 703	112		824				50 820	
1 137	41		298				9 749	
1 196	39		224	4		4	5 360	
982	32		244				5 545	
867	64		237				18 900	
1 684	121		887				46 231	
2 038	102		546				24 426	
3 430	75		652				26 195	
6 405	344		779				29 138	
1 718	69		482				14 701	
1 080	50		195				9 344	
2 794	73		397				21 454	
8 802	39		381	1		1	10 066	
4 548	104		1 638				54 704	
1 115	47		346				10 565	
1 114	50		329				12 808	
593	41		249				5 906	
798	59		393				15 275	
1 700	80		459				34 178	
2 940	93		706				26 750	
1 468	56		529				15 262	
802	46		472				11 912	
1 021	43		269				7 793	
1 282	70		523				22 938	
903	53		292				8 592	
3 893	109		727				27 854	
881	49		202				24 151	
1 530	79		887				24 553	
1 783	98		819				43 298	
1 365	58		461				18 925	
906	44		131				17 632	
1 645	96		730				17 398	
1 115	36		124				1 585	
129 610	3 650		25 701	7		7	1 026 224	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61	933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61(見込)	15	—	15	—	—	—	2 978	652	2 326

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓発	防火巡回
北海道	212	50	495	113 364	5.7	175	170	106
青森	67	35	150	70 818	15.2	47	62	37
岩手	62	59	426	154 969	37.1	352	405	267
宮城	74	67	2 175	447 053	69.8	1 737	2 140	1 335
秋田	69	50	1 533	112 366	31.4	1 364	1 391	1 311
山形	44	42	665	75 510	22.5	563	524	395
福島	90	69	720	178 503	30.6	392	564	518
茨城	92	32	488	67 422	8.7	352	269	262
栃木	49	22	207	43 449	8.2	168	137	129
群馬	70	44	400	155 359	27.9	209	184	197
埼玉	92	47	1 025	529 516	29.6	455	325	383
千葉	80	33	1 204	348 190	21.6	1 084	1 094	727
東京都	64	48	4 821	3 461 322	74.4	4 251	3 627	2 736
神奈川県	37	37	6 147	2 053 299	80.1	6 114	5 896	1 724
新潟	112	37	1 355	184 172	27.1	119	118	54
富山	35	25	292	51 385	16.9	255	107	201
石川	41	38	1 015	92 333	27.5	514	333	118
福井	35	27	726	59 753	27.1	353	265	267
山梨	64	64	2 424	241 738	97.6	2 412	2 049	1 093
長野	121	57	1 842	249 179	40.0	1 348	814	342
岐阜	100	68	2 604	388 937	69.1	1 664	1 264	844
静岡県	75	75	4 917	1 021 111	97.1	4 822	4 675	3 593
愛知	88	57	3 759	1 268 983	63.8	3 578	2 976	513
三重	69	46	628	102 892	19.8	378	258	355
滋賀	50	48	1 325	149 311	46.3	894	846	887
京都	44	21	480	204 973	22.6	216	200	109
大阪	44	17	588	299 741	10.2	567	54	46
兵庫県	91	33	853	224 173	13.0	603	602	181
奈良	47	19	333	71 088	18.2	74	121	111
和歌山	50	16	190	17 617	5.2	61	56	8
鳥取	39	38	1 025	61 073	34.1	445	256	237
島根	59	22	385	33 893	14.3	58	250	91
岡山	78	39	960	123 161	20.4	557	459	145
広島	86	24	1 036	290 761	30.5	996	993	32
山口	56	26	198	29 996	5.6	94	52	26
徳島	50	17	121	10 017	3.9	30	30	20
香川	43	25	240	26 474	8.3	114	31	40
愛媛	70	16	151	74 495	14.6	70	69	62
高知	53	18	355	24 445	8.2	86	87	83
福岡	97	19	316	32 045	2.1	153	115	120
佐賀	49	4	92	11 991	4.9	4	88	88
長門	79	26	522	72 541	14.3	297	384	4
熊本	98	22	47	37 284	6.6	22	20	13
大分	58	25	189	55 492	14.0	135	143	115
宮崎	44	20	162	28 298	7.3	40	41	49
鹿児島	96	41	151	31 497	4.8	62	44	42
沖縄	53	5	50	8 444	2.4	1	4	3
全 国	3 276	1 670	49 837	13 391 063	34.3	38 285	34 592	19 839

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭61.4.1現在)

れている 災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数										
	三角バケツ 消火器等の 頒布共同 購入	その他	災害危険箇所 等の視察	災害危険箇所 等の情報収集	初期消火	負傷者等の 救出・護送	住民の避難 誘導	給食 給水	その他		
19	78	67	168	297	98	148	58	99			
11	17	8	18	30	23	19	33	4			
179	94	41	117	327	146	111	347	35			
1 041	543	997	1 089	1 757	1 214	1 111	2 019	259			
177	471	206	685	1 227	538	627	819	87			
142	1	153	417	557	431	468	497	8			
261	98	295	421	641	447	449	671	8			
229	96	242	286	455	309	340	241	23			
93	88	88	120	134	117	118	120	26			
128	98	45	2	63	6	50	53	4			
212	69	125	323	663	331	330	304	44			
605	473	578	1 075	1 080	1 076	1 087	1 047	427			
1 024	602	1 963	3 342	3 343	3 350	3 340	3 159	504			
3 484	2 554	1 914	5 503	5 764	5 732	5 702	5 672	1 047			
36	45	31	38	185	55	21	71	0			
36	30	19	28	284	96	115	61	94			
49	81	59	45	522	114	116	82	32			
35	142	197	206	359	206	200	1	138			
1 033	199	1 777	2 265	2 390	2 276	2 404	2 068	316			
519	201	599	1 253	1 315	1 252	1 262	866	182			
458	137	721	1 355	1 540	1 356	1 416	1 379	24			
1 671	509	3 302	4 753	4 822	4 822	4 810	4 634	547			
250	995	836	2 469	3 248	2 879	2 978	2 700	1 594			
221	48	335	289	416	299	311	285	57			
242	178	306	94	1 163	317	411	271	24			
103	15	30	81	176	84	87	119	1			
13	20	0	21	541	6	10	2	1			
233	53	295	599	658	561	645	269	45			
133	0	44	7	216	5	35	24	0			
4	1	7	1	60	43	12	46	0			
51	47	153	178	667	173	216	94	3			
68	65	70	69	194	107	176	168	62			
97	21	106	111	481	38	62	130	0			
21	25	13	972	991	972	978	12	24			
5	2	12	10	129	69	78	33	9			
7	19	16	10	112	9	10	13	5			
86	2	9	5	141	9	11	3	2			
49	2	3	3	68	55	55	64	76			
25	31	77	72	101	72	136	78	25			
112	44	113	113	133	116	114	115	4			
0	4	88	84	88	84	84	84	4			
237	7	240	276	278	275	284	275	7			
1	5	12	12	19	15	14	14	0			
26	24	120	121	135	49	121	52	13			
21	9	8	98	64	123	127	49	2			
21	20	26	19	58	14	32	26	15			
0	3	0	1	1	1	1	1	1			
13 468	8 266	16 346	29 224	37 893	30 370	31 232	29 129	5 882			

る。

附属資料19 危 険 物 施

施設 年	合 計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	23 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460

附属資料20 容量別，都道府県別屋外

都道府県	容 量		合 計	1000kl未満の屋外	1000kl以上の屋外
				タンク貯蔵所	タンク貯蔵所
1	北海道	北	4 321	3 586	735
2		青森	965	756	209
3		岩手	788	755	33
4		宮城	1 144	953	191
5		秋田	942	836	106
6		山形	813	773	40
7		福島	1 576	1 431	145
8		茨城	3 324	3 057	267
9		栃木	1 628	1 602	26
10		群馬	2 436	2 417	19
11		埼玉	2 341	2 297	44
12		千葉	5 763	4 723	1 040
13		東京都	1 557	1 460	97
14	神奈川県	京	5 846	4 513	1 333
15		新潟	2 773	2 519	254
16		富山	1 540	1 416	124
17		石川	952	886	66
18		福井	868	782	86
19		山梨	473	464	9
20		長野	2 136	2 113	23
21		岐阜	2 278	2 268	10
22		静岡	3 900	3 678	222
23		愛知	6 519	5 857	662
24		三重	3 715	3 284	431
25		滋賀	1 264	1 250	14
26		京都	590	559	31
27		大阪	4 144	3 579	565
28		兵庫県	4 695	4 153	542
29		奈良	365	365	—
30	和歌山県	和	1 598	1 240	358
31		鳥取	361	332	29
32		島根	703	689	14
33		岡山	2 995	2 444	551
34		広島	2 024	1 852	172
35		山口	3 096	2 410	686
36		徳島	654	626	28
37		香川	839	713	126
38		愛媛	1 671	1 359	312
39		高知	551	514	37
40		福井	3 440	3 145	295
41		佐賀	622	608	14
42		長崎	1 064	970	94
43		熊本	1 040	980	60
44		大分	1 322	1 121	201
45		宮崎	833	775	58
46		鹿児島	1 707	1 606	101
47		沖縄	822	606	216
計			94 998	84 322	10 676
構成比 (%)			100.0	88.8	11.2

タンク貯蔵所の施設数

(昭61.3.31現在)

1000kl ~5000kl	左 の 内 訳				10000kl以上
	1000kl	5000kl	10000kl	50000kl	
	~5000kl	~10000kl	~50000kl	~100000kl	
391	122	125	18	79	
127	20	11	—	51	
25	8	—	—	—	
104	24	46	17	—	
78	5	15	—	8	
29	6	5	—	—	
95	16	18	12	4	
119	36	73	17	22	
26	—	—	—	—	
19	—	—	—	—	
42	2	—	—	—	
451	237	226	106	20	
82	2	13	—	—	
634	323	298	74	4	
148	40	47	13	6	
82	9	26	7	—	
49	17	—	—	—	
50	2	—	4	30	
9	—	—	—	—	
23	—	—	—	—	
10	—	—	—	—	
182	31	4	5	—	
315	160	133	40	14	
236	67	90	26	12	
14	—	—	—	—	
29	2	—	—	—	
249	127	154	30	5	
282	131	113	16	—	
—	—	—	—	—	
160	73	86	24	15	
26	3	—	—	—	
14	—	—	—	—	
291	105	123	17	15	
124	17	19	12	—	
298	145	183	45	15	
16	—	12	—	—	
37	53	29	—	7	
154	96	49	9	4	
37	—	—	—	—	
235	34	18	—	8	
11	—	—	3	—	
67	16	6	—	5	
58	1	1	—	—	
80	52	55	10	4	
55	3	—	—	—	
40	1	4	2	54	
52	34	47	23	60	
5 655	2 020	2 029	530	442	
6.0	2.1	2.1	0.6	0.5	

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路	773	7(1)	2	32	143
	2 小室	19 824	11(5)	6	1 040	4 415
	3 上	7 231	2(2)	9	208	23 650
	4 路牧	762	2(-)	1	74	12
青森	4-2 小川	2 508	2(-)	-	621	-
	5 青森	123	5(-)	-	18	-
	6 八戸	1 251	9(2)	7	52	316
宮城	7 塩釜	352	8(5)	3	26	709
	8 仙台	4 598	3(1)	5	276	3 707
秋田	9 男鹿	1 040	1(1)	1	65	52
	10 秋田	1 699	8(-)	7	59	187
山形	11 酒田	3 165	5(-)	3	27	11
福島	11-2 広野	1 099	1(-)	-	22	-
	12 いわき	7 435	11(2)	9	184	920
茨城	13 鹿島臨海	23 835	13(11)	10	700	24 257
千葉	14 京葉臨海北部	2 587	10(1)	4	55	564
	15 京葉臨海中部	44 660	38(27)	34	2 124	155 853
	16 京葉臨海南部	12 512	3(2)	1	16	1 624
東京	17 豊洲	891	3(-)	1	29	-
	18 品川・大井	322	3(-)	-	15	-
神奈川	19 京浜臨海	34 278	54(29)	49	1 430	111 922
	20 根岸臨海	6 340	4(2)	6	488	29 529
	21 久里浜	708	1(-)	-	58	-
新潟	22 新潟東港	18 551	9(3)	4	233	11 462
	23 新潟西港	6 975	5(3)	7	160	9 279
	24 直江津	2 723	4(-)	2	12	57
富山	25 富山	754	2(1)	3	118	321
	26 新伏木	447	1(-)	-	24	-
	27 伏木	171	6(-)	1	15	89
	28 婦木	571	1(1)	-	1	4 561
石川	29 金沢港北	341	6(-)	4	28	481
福井	30 福井臨海	2 633	6(-)	1	45	-
静岡	31 清水	1 138	4(1)	10	77	1 109
愛知	32 渥美	1 079	1(-)	-	115	-
	33 蒲郡	168	3(-)	2	18	199
	34 名古屋	8 914	4(1)	8	34	1 555
	35 名古屋臨海	25 712	32(10)	24	950	44 134
三重	36 四日市臨海	10 744	21(16)	19	725	72 502
	37 尾鷲	797	2(1)	1	75	36
大阪	38 大阪北港	4 470	11(1)	17	74	829
	39 堺北臨海	18 180	21(11)	28	673	106 910
	40 岬	557	2(2)	-	29	3

(注) 第一種事業所欄の()は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭61.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展開 (張)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	-	2	90	5 780	2	-	-
6	1	5	6	158	10 560	2	2	-
3	2	2	9	169	4 260	2	1	1
2	2	2	2	105	2 240	3	-	-
2	2	2	3	227	2 400	1	1	1
1	1	1	-	49	3 240	5	-	-
1	1	1	-	126	7 360	4	-	-
-	-	-	2	97	5 660	16	-	-
2	2	2	3	102	5 180	4	1	2
1	1	1	2	31	1 720	1	-	-
1	1	1	2	101	7 330	2	-	-
1	1	1	2	49	3 840	1	-	-
1	1	1	-	38	2 200	1	1	-
2	2	2	7	266	6 520	1	1	-
5	4	3	18	197	11 620	3	1	1
2	2	2	1	147	6 510	5	-	-
25	10	15	42	657	35 075	10	1	-
1	1	1	2	34	2 520	1	-	-
2	1	1	-	73	4 400	3	-	-
1	1	1	1	34	2 700	2	-	-
20	10	12	35	760	46 080	10	1	2
5	5	5	8	97	11 310	4	1	1
1	1	1	-	11	1 620	1	-	-
2	2	2	1	111	8 570	1	1	-
5	2	2	1	134	4 900	3	-	1
-	-	-	7	51	3 000	1	-	-
2	1	1	2	58	2 860	1	1	-
1	1	1	1	19	1 620	2	-	-
-	-	-	2	85	3 780	1	-	-
-	-	-	2	7	-	-	-	-
1	1	1	-	75	3 780	1	-	-
1	1	1	1	59	4 860	2	1	-
2	1	1	1	121	5 740	2	-	-
1	1	1	-	14	2 160	1	1	-
1	1	1	-	49	2 160	4	-	-
1	1	1	6	36	4 620	5	-	1
10	8	8	21	391	27 435	11	2	-
5	4	4	17	885	20 790	7	2	1
1	1	1	4	125	6 960	3	2	2
2	1	1	10	173	8 000	1	-	-
12	8	8	24	470	24 500	10	1	-
1	1	1	-	31	2 280	1	-	-

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵 ・取扱 量 (万kl)	高圧ガス の処理量 (万Nm ³)
兵 庫	41 尼 崎	4 309	6(3)	13	46	543
	42 神 戸	2 900	12(3)	6	123	2 685
	43 東 播 磨	11 376	6(4)	10	47	6 100
	44 姫 路 臨 海	18 600	10(9)	10	375	15 702
	44-2赤 穂	647	—	—	—	—
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	5 083	3(2)	—	13	2 692
	46 和歌山北部臨海中	1 491	3(3)	—	100	597
	47 和歌山北部臨海南部	3 071	3(1)	—	618	11 551
	47-2御 坊	350	1(1)	—	34	3
岡 山	48 水 島 臨 海	25 580	15(14)	10	970	93 898
広 島	49 福 山	9 560	4(2)	2	25	5 313
	50 江 田	186	1(—)	1	21	—
	51 能 美	394	1(—)	—	84	—
山口・ 山 口	52 岩 国・大 竹	5 019	6(5)	7	241	16 741
山 口	53 下 松	2 699	2(2)	3	135	488
	54 徳山・新南	8 125	10(9)	8	389	69 080
	55 宇 部	4 726	5(4)	8	22	12 517
	56 小 野	1 929	1(1)	—	472	7 577
	57 彦 島	124	3(—)	—	26	—
徳 島	58 阿 南	800	1(—)	1	43	16
香 川	59 番 の 州	4 225	3(2)	1	335	9 760
愛 媛	60 新 上 居 浜	4 440	5(3)	5	20	10 255
	61 112	1(—)	—	—	26	—
	61-2波 方	299	1(1)	—	35	5 287
	62 菊 間	565	2(1)	—	159	1 211
	63 松 山	2 496	4(3)	1	121	9 529
福 岡	63-2豊 前	465	1(1)	—	18	1
	64 1 043	2(1)	2	15	0	—
	65 23 594	16(8)	15	81	21 114	—
	66 455	9(1)	15	29	475	—
佐 賀	67 唐 津	336	3(1)	1	20	857
長 崎	68 相 浦	239	1(1)	—	18	1
	69 170	6(—)	3	14	91	—
熊 本	70 八 代	156	6(—)	—	13	—
大 分	71 大 分	10 649	11(11)	3	325	35 171
鹿 児 島	71-2川 内	437	2(2)	1	13	475
	72 1 922	1(—)	—	—	884	—
沖 縄	73 平 座	4 102	3(1)	—	784	6 004
	74 186	1(1)	—	31	501	—
	75 818	1(1)	—	197	1 661	—
計		446 596	517(244)	415	17 946	959 294

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭61.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡 原 液 搬 送 車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	泡 消 火 剤 (kl)	オ イ ル フ ェ ン ス (m)	オ フ 展 張 (隻)	イ ン ス 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)	消 防 艇 (艇)
1	1	1	8	69	5 760	6	—	—	
2	2	3	8	161	14 120	6	—	—	
1	2	1	18	63	9 020	9	—	—	
4	5	4	19	277	15 630	11	1	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	1	—	12	59	5 240	4	1	2	
2	2	2	4	88	6 470	4	—	—	
5	5	5	3	238	7 800	3	2	—	
1	1	1	—	17	1 800	2	—	—	
4	5	7	32	303	25 420	12	2	—	
—	—	1	9	68	4 420	6	—	—	
2	2	2	—	40	4 170	5	—	—	
1	1	1	—	20	4 420	3	—	—	
1	1	2	23	239	12 200	5	1	—	
2	1	1	2	97	3 240	1	1	—	
6	2	2	17	306	10 800	9	1	—	
1	1	1	9	52	3 900	1	—	—	
2	2	2	2	98	2 190	1	1	1	
代	替	設	備	43	3 240	2	—	—	
1	1	1	—	13	2 380	2	—	—	
3	3	3	4	122	12 450	6	1	—	
2	1	1	4	74	3 900	1	—	—	
1	1	1	—	16	1 820	1	—	—	
1	1	1	—	16	3 120	3	—	—	
2	2	2	1	31	2 200	4	1	1	
2	1	1	7	95	5 400	4	1	—	
1	1	1	—	11	2 140	1	—	1	
1	1	1	3	22	3 240	3	—	—	
3	4	3	12	187	14 820	7	—	—	
2	1	2	—	132	7 790	1	—	—	
1	1	1	3	19	3 320	2	—	—	
1	1	1	—	15	1 620	1	—	—	
—	—	—	1	71	3 840	5	—	—	
1	1	1	—	60	3 780	1	—	—	
4	3	4	12	223	8 280	5	1	—	
1	1	1	—	20	1 620	1	—	—	
2	2	2	2	167	8 340	4	3	5	
2	2	3	6	67	5 520	4	2	6	
1	1	1	—	30	1 780	1	1	1	
2	2	2	1	29	2 240	1	1	1	
204	153	166	470	10 211	567 580	290	43	31	

附属資料22 都道府県別救急

区分	市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査速報値)	救急業務実施市町村 ^④	
			市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査速報値)
北海道	212	5 679 432	212	5 679 432
青森	67	1 524 442	67	1 524 442
岩手	62	1 433 606	62	1 433 606
宮城	74	2 176 290	74	2 176 290
秋田	69	1 254 010	69	1 254 010
山形	44	1 261 666	44	1 261 666
福島	90	2 080 293	90	2 080 293
茨城	92	2 725 004	91	2 722 209
栃木	49	1 866 065	49	1 866 065
群馬	70	1 921 271	70	1 921 271
埼玉	92	5 863 669	90	5 857 282
千代田	80	5 148 150	74	5 067 085
東京	42	11 828 262	36	11 826 952
神奈川	37	7 431 621	37	7 431 621
新潟	112	2 478 463	106	2 405 266
富山	35	1 118 364	32	1 113 016
石川	41	1 152 326	37	1 109 044
福井	35	817 639	35	817 639
山梨	64	832 824	64	832 824
長野	121	2 136 921	84	1 965 494
岐阜	100	2 028 534	89	1 999 788
静岡	75	3 574 677	67	3 526 951
愛知	88	6 455 121	77	6 389 868
三重	69	1 747 314	50	1 585 253
滋賀	50	1 155 843	50	1 155 843
京都	44	2 586 455	36	2 497 653
大阪	44	8 668 114	39	8 596 210
兵庫	91	5 278 062	88	5 238 945
奈良	47	1 304 965	34	1 221 695
和歌山	50	1 087 191	39	1 032 325
鳥取	39	616 025	39	616 025
島根	59	794 585	49	739 489
岡山	78	1 916 839	75	1 891 019
広島	86	2 819 177	67	2 687 377
山口	56	1 601 629	53	1 580 926
徳島	50	834 906	36	774 396
香川	43	1 022 567	42	1 017 533
愛媛	70	1 529 973	69	1 524 804
高松	53	839 800	52	835 091
福井	97	4 719 225	94	4 660 508
佐賀	49	880 018	49	880 018
長門	79	1 593 966	78	1 591 761
熊野	98	1 837 750	98	1 837 750
大分	58	1 250 217	58	1 250 217
宮崎	44	1 175 547	31	1 099 712
鹿児島	96	1 819 258	80	1 710 740
沖縄	53	1 179 115	41	1 158 267
合 計	3 254	121 047 196	3 003	119 445 671

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年増減率 $\frac{③-②}{②} \times 100$ (%)	④内における人口1万人当たりの救急出場件数
市町村数 (%)	人口 (%)	59年中 ^② (件)	60年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	99 255	103 209	4.0	182
100.0	100.0	24 195	23 444	▲ 3.1	154
100.0	100.0	21 056	21 118	0.3	147
100.0	100.0	27 248	28 625	5.1	132
100.0	100.0	15 793	15 733	▲ 0.4	125
100.0	100.0	17 039	17 078	0.2	135
100.0	100.0	32 681	33 208	1.6	160
98.9	99.9	43 054	46 203	7.3	170
100.0	100.0	23 657	29 489	2.8	158
100.0	100.0	31 800	32 802	3.2	171
97.8	99.9	103 869	107 365	3.4	183
92.5	98.4	99 545	100 696	1.2	199
85.7	99.9	311 364	321 443	3.2	272
100.0	100.0	169 627	175 871	3.7	237
94.6	97.0	38 360	38 917	1.5	162
91.4	99.5	14 561	14 403	▲ 1.1	129
90.2	96.2	15 310	16 113	5.2	145
100.0	100.0	12 170	12 236	0.5	150
100.0	100.0	16 963	16 981	0.1	204
69.4	92.0	32 294	32 970	2.1	168
89.0	98.6	31 485	32 587	3.5	163
89.3	98.7	61 087	63 548	4.0	180
87.5	99.0	106 699	111 880	4.9	175
72.5	90.7	26 283	27 158	3.3	171
100.0	100.0	21 597	22 287	3.2	193
81.8	96.6	51 349	53 639	4.6	215
88.6	99.2	212 175	220 320	3.8	256
96.7	99.3	94 300	97 260	3.1	186
72.3	93.6	23 582	24 799	5.2	203
78.0	95.0	21 341	22 082	3.5	214
100.0	100.0	9 634	10 025	4.1	162
83.1	93.1	11 071	11 364	2.6	154
96.2	98.7	31 021	31 649	2.0	167
77.9	95.3	48 514	49 882	2.8	186
94.6	98.7	29 732	31 221	5.0	197
72.0	92.8	14 298	14 163	▲ 0.9	183
97.7	99.5	19 766	20 358	3.0	200
98.6	99.7	29 001	29 585	2.0	194
98.1	99.4	18 389	18 028	▲ 2.0	216
96.9	98.8	82 778	86 149	4.1	185
100.0	100.0	13 788	14 198	3.0	161
98.7	99.9	24 517	25 754	5.0	162
100.0	100.0	27 368	28 356	3.6	154
100.0	100.0	19 801	20 291	2.5	162
70.5	93.5	16 637	17 552	5.5	160
83.3	94.0	27 966	29 760	6.4	174
77.4	98.2	26 093	25 519	▲ 2.2	220
92.3	98.7	2 255 113	2 327 368	3.2	195

附属資料23 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	847	3	158	16 592	1 953	1 251
青森	185	3	73	4 681	380	192
岩手	148	1	43	4 319	418	247
宮城	317	1	62	6 357	416	220
秋田	41	1	44	2 910	321	206
山形	115	1	48	3 577	341	167
福島	88	3	55	7 349	642	398
茨城	207	1	91	13 737	809	421
栃木	205	0	31	9 203	495	246
群馬	62	2	27	9 495	706	333
埼玉	752	2	61	28 739	2 141	1 154
千葉	862	19	143	24 337	1 637	857
東京都	2 038	22	133	69 511	2 957	2 614
神奈川県	1 529	7	258	39 249	2 702	1 432
新潟	80	34	110	8 935	1 013	417
富山	18	10	42	3 562	396	164
石川	35	6	52	4 034	390	207
福井	21	1	59	3 391	367	143
山梨	126	6	26	4 368	321	340
長野	127	44	38	7 591	695	505
岐阜	196	1	56	9 515	989	432
静岡	353	1	147	17 523	1 486	586
愛知	844	2	107	31 103	2 466	1 003
三重	39	2	64	7 694	653	280
滋賀	85	0	40	6 030	640	342
京都	302	1	37	16 956	768	518
大阪	2 524	2	124	41 017	4 003	1 623
兵庫県	571	2	118	22 180	1 836	854
奈良	82	1	20	5 833	507	263
和歌山	90	1	39	5 321	444	254
鳥取	89	2	35	2 392	206	143
島根	25	2	41	2 594	344	151
岡山	81	2	73	9 173	685	250
広島	163	6	98	12 304	1 011	505
山口	126	11	67	7 014	492	323
徳島	42	0	32	3 793	255	155
香川	83	0	47	5 732	384	264
愛媛	143	1	57	7 812	633	382
高知	149	8	64	3 914	399	150
福岡	278	79	181	17 901	1 239	636
佐賀	14	11	48	3 659	225	174
長崎	41	18	93	4 288	472	241
熊本	142	25	65	6 699	437	370
大分	36	0	32	4 336	326	252
宮崎	152	5	44	3 966	246	202
鹿児島	249	43	73	5 507	521	317
沖縄	119	3	81	4 637	301	268
合計	14 821	396	3 437	540 830	41 068	22 452

種別救急出場件数

(昭和60年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	送付器材等輸	その他	計
12 012	1 082	1 390	51 105	14 818	278	65	1 655	103 209
2 594	253	276	11 462	2 919	99	12	315	23 444
2 568	177	265	10 201	2 376	47	4	304	21 118
2 716	347	366	12 684	4 222	345	20	552	28 625
1 795	113	215	8 502	1 391	25	6	163	15 733
1 978	125	192	8 677	1 543	115	7	192	17 078
3 756	307	378	16 839	2 790	205	101	297	33 208
4 526	567	603	20 683	3 674	219	101	564	46 203
2 625	298	412	13 075	2 345	143	2	409	29 489
3 478	374	445	14 772	2 634	157	3	314	32 802
11 602	1 767	1 217	50 997	5 848	951	149	1 985	107 365
12 083	1 742	1 046	47 675	7 901	468	165	1 761	100 696
46 776	7 139	3 036	168 770	15 735	749	767	1 196	321 443
22 034	3 096	1 744	89 163	11 017	1 110	351	2 179	175 871
5 030	299	504	17 657	4 085	192	40	521	38 917
1 665	108	169	6 834	1 069	51	21	294	14 403
2 123	170	201	7 624	1 079	24	12	156	16 113
1 592	80	142	5 442	824	55	12	107	12 236
2 024	136	197	7 924	1 149	159	10	195	16 981
4 045	262	333	15 694	2 820	344	37	435	32 970
3 504	257	352	14 193	2 494	108	85	405	32 587
6 835	622	687	29 106	5 166	251	23	762	63 548
11 846	1 449	1 151	50 957	8 428	1 009	275	1 240	111 880
3 194	279	277	12 597	1 618	87	122	252	27 158
2 901	182	163	10 468	1 218	42	12	164	22 287
5 894	746	601	24 872	2 665	1	2	326	53 689
26 952	5 694	2 389	120 547	12 378	76	351	2 640	220 320
11 948	1 571	1 311	48 095	6 448	470	133	1 723	97 260
3 230	281	232	12 181	1 736	78	13	292	24 799
2 683	299	339	10 231	1 730	52	39	560	22 082
1 192	85	107	4 764	857	10	0	143	10 025
1 480	80	150	5 607	760	16	5	109	11 364
3 880	304	320	13 934	2 578	56	18	295	31 649
6 076	516	572	22 598	5 043	169	103	718	49 882
3 751	365	365	14 644	3 342	156	32	533	31 221
1 585	139	146	6 656	1 127	28	26	179	14 163
2 368	200	216	9 060	1 757	71	22	154	20 358
3 716	360	339	12 792	2 624	89	1	586	29 585
2 580	266	226	8 239	1 689	11	2	331	18 028
9 404	1 274	1 203	41 501	10 563	478	21	1 391	86 149
1 556	135	169	6 099	1 827	109	9	163	14 198
3 015	232	317	12 307	3 668	106	83	873	25 754
3 231	234	375	12 995	3 307	153	23	295	28 356
2 396	173	255	9 074	2 952	173	45	241	20 291
1 674	219	246	7 739	2 696	130	9	224	17 552
3 204	325	369	13 570	4 419	195	73	895	29 760
3 389	573	362	12 716	2 513	1	3	553	25 519
280 506	35 302	26 470	1 133 322	185 842	9 866	3 415	29 641	2 327 368

附屬資料24 都 道 府 県 別 事 故

区 分	火 災	自然 災害	水 難	交 通 事 故	勞 働 災 害
北海道	241	3	131	20 406	1 910
青森	43	6	62	5 337	375
岩手	37	0	33	4 859	411
宮城	66	1	42	7 086	397
秋田	42	1	39	3 192	318
山形	37	1	39	4 093	327
福島	69	4	46	8 559	612
茨城	67	1	62	16 262	796
栃木	65	0	21	10 735	479
群馬	70	5	20	11 163	684
埼玉	244	3	39	32 406	2 095
千葉	215	22	115	28 542	1 615
東京	813	17	96	73 935	2 897
神奈川	329	5	193	43 255	2 645
新潟	75	38	86	10 044	998
富山	24	15	34	4 095	384
石川	35	4	49	4 595	375
福井	17	1	49	3 883	351
山梨	38	10	22	5 058	311
長野	71	114	24	8 672	672
岐阜	92	1	43	11 409	972
静岡	145	1	122	19 899	1 461
愛知	241	0	75	35 818	2 393
三重	37	2	50	8 853	631
滋賀	41	0	33	7 103	635
京都	107	1	33	18 676	747
大阪	550	1	103	43 597	3 910
兵庫	169	1	88	25 016	1 800
奈良	46	1	18	6 704	507
和歌山	39	0	31	5 864	435
鳥取	20	3	24	2 784	202
島根	24	2	35	2 960	341
岡山	76	3	60	10 192	655
広島	86	4	66	13 564	985
山口	53	10	52	7 687	487
徳島	28	0	27	4 228	250
香川	35	0	39	6 556	374
愛媛	70	1	46	8 669	617
高知	34	22	46	4 200	391
福井	150	71	129	19 604	1 212
佐賀	17	10	31	4 156	221
長崎	43	16	65	4 523	462
熊本	44	25	46	7 225	421
大分	41	0	25	4 860	318
宮崎	35	5	29	4 221	233
鹿児島	62	40	46	5 840	492
沖縄	28	1	73	4 754	295
合 計	4 911	472	2 637	605 139	40 099

種 別 救 急 搬 送 人 員

(昭和60年中)

運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	計
1 282	11 394	1 011	1 004	48 661	15 818	101 861
195	2 488	257	205	10 852	3 099	22 919
247	2 462	176	208	9 742	2 514	20 689
223	2 539	328	280	11 542	4 368	26 872
215	1 706	107	165	8 091	1 461	15 337
169	1 893	123	136	8 185	1 636	16 639
396	3 604	308	298	16 017	2 952	32 865
446	4 331	537	501	19 672	3 923	46 598
251	2 511	297	324	12 169	2 516	29 368
351	3 383	394	364	13 975	2 777	33 186
1 194	11 113	1 800	903	48 339	6 569	104 705
915	11 631	1 749	799	45 530	8 768	99 901
2 700	43 397	6 926	2 350	154 599	15 770	303 500
1 498	20 899	3 025	1 292	82 926	12 022	168 089
450	4 824	290	344	16 709	4 472	38 330
167	1 609	104	128	6 522	1 170	14 252
201	2 006	164	153	7 199	1 124	15 905
147	1 524	76	93	5 093	867	12 101
345	1 935	139	153	7 285	1 262	16 558
515	3 881	258	228	14 614	3 061	32 110
474	3 374	253	277	13 501	2 628	33 024
601	6 572	608	528	27 461	5 531	62 929
1 061	11 262	1 382	823	47 175	8 852	109 082
302	3 033	283	221	11 923	1 680	27 015
356	2 799	178	125	9 991	1 335	22 596
533	5 622	736	513	23 366	2 786	53 120
1 672	25 234	5 583	1 860	112 916	12 982	208 408
903	11 167	1 542	980	44 963	6 955	93 584
266	3 116	239	223	11 555	1 903	24 628
230	2 532	311	272	9 734	1 940	21 438
144	1 138	80	95	4 545	836	9 921
152	1 437	86	117	5 333	805	11 292
252	3 735	293	255	13 246	2 693	31 460
528	5 787	486	443	21 452	5 189	48 590
327	3 545	341	290	13 869	3 535	30 196
173	1 532	136	123	6 295	1 191	13 983
308	2 289	192	189	8 728	1 808	20 518
403	3 552	371	344	12 182	2 930	29 185
156	2 460	253	180	7 794	1 872	17 408
662	8 721	1 212	903	38 303	11 184	82 151
186	1 467	129	132	5 668	1 878	13 895
240	2 854	216	231	11 478	4 359	24 487
382	2 979	224	278	12 006	3 337	26 967
278	2 292	161	190	8 414	3 032	19 611
208	1 559	203	194	7 048	2 843	16 578
320	2 972	290	275	12 348	5 126	27 811
259	3 175	531	312	12 038	2 871	24 337
23 333	265 335	34 438	20 301	1 061 054	198 280	2 255 999

附属資料25 都道府県別経営主体別救

区分 都道府県	病院	診療所	計	国 及	
				病	
				国	国に準ずるもの
北海道	231	124	355	7	2
青森	56	40	96	2	—
岩手	63	11	74	1	—
宮城	38	14	52	2	—
秋田	28	2	30	—	1
山形	21	9	30	—	—
福島	45	—	45	1	—
茨城	102	35	137	3	—
栃木	67	62	129	2	—
群馬	64	62	126	3	—
埼玉	178	61	239	3	—
千葉	128	38	166	5	1
東京都	402	111	513	9	1
神奈川県	170	75	245	5	—
新潟	53	35	88	2	—
富山	64	43	107	—	—
石川	64	52	116	3	—
福井	52	29	81	2	—
山梨	30	39	69	1	—
長野	93	36	129	4	—
岐阜	75	28	103	—	—
静岡県	83	232	315	7	—
愛知県	254	205	459	4	—
三重	69	40	109	4	—
滋賀	23	1	24	1	—
京都	96	3	99	3	—
大阪	201	12	213	4	—
兵庫県	137	48	185	5	—
奈良	33	2	35	1	—
和歌山	47	22	69	1	1
鳥取	18	7	25	2	1
島根	21	4	25	2	—
岡山	80	11	91	3	1
広島	116	108	224	5	1
山口	66	37	103	5	—
徳島	41	5	46	1	—
香川	53	41	94	1	—
愛媛	42	4	46	1	1
高松	32	9	41	1	—
福井	86	42	128	5	—
佐賀	30	19	49	3	—
長門	45	—	45	5	—
熊本	62	40	102	3	—
大分	40	8	48	3	—
宮崎	49	3	52	1	—
鹿児島	107	63	170	3	—
沖縄	13	—	13	1	—
計	3 868	1 872	5 740	130	10

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭61.4.1現在)

地区	公 的 等				私 的		
	院		診療所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
	地方公団	公 的 等					
67	25	—	101	130	124	254	
26	1	1	30	27	39	66	
37	3	—	41	22	11	33	
16	2	1	21	18	13	31	
8	10	—	19	9	2	11	
11	1	—	12	9	9	18	
6	5	—	12	33	—	33	
6	9	—	18	84	35	119	
2	11	—	15	52	62	114	
9	5	—	17	47	62	109	
10	8	—	21	157	61	218	
23	3	—	32	96	38	134	
19	10	—	39	363	111	474	
15	17	—	37	133	75	208	
15	9	—	26	27	35	62	
11	6	—	17	47	43	90	
16	3	—	22	42	52	94	
5	3	—	10	42	29	71	
12	3	1	17	14	38	52	
21	15	1	41	53	35	88	
15	9	—	24	51	28	79	
19	13	—	39	44	232	276	
28	17	—	49	205	205	410	
13	9	—	26	43	40	83	
11	4	—	16	7	1	8	
14	6	—	23	73	3	76	
10	7	—	21	180	12	192	
24	6	—	35	102	48	150	
8	4	—	13	20	2	22	
9	3	—	14	33	22	55	
6	3	—	12	6	7	13	
6	5	—	13	8	4	12	
12	2	—	18	62	11	73	
17	6	1	30	87	107	194	
13	8	—	26	40	37	77	
6	6	—	13	28	5	33	
11	6	—	18	35	41	76	
7	5	—	14	23	4	32	
7	2	—	10	22	9	31	
7	5	—	17	69	42	111	
6	3	—	12	18	19	37	
16	2	—	23	22	—	22	
7	6	—	16	46	40	86	
5	1	—	9	31	8	39	
17	2	—	20	29	3	32	
9	2	—	14	93	63	156	
7	1	—	9	4	—	4	
645	292	5	1 082	2 791	1 867	4 658	

附屬資料26 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	422	39	355	408	38	26	3	1	34	33
青森	10	3	72	89	10	5	1	3	4	5
岩手	115	8	37	43	12	11	—	—	4	4
宮城	105	20	133	173	11	10	—	—	20	22
秋田	12	5	43	54	1	1	1	—	5	4
山形	4	—	62	68	3	2	1	2	6	8
福島	14	5	114	143	7	5	1	1	8	5
茨城	78	1	175	238	19	13	—	—	11	11
栃木	61	10	126	144	11	8	4	—	3	4
群馬	31	3	91	103	20	10	5	—	12	10
埼玉	137	28	402	486	29	14	—	—	30	31
千葉	205	23	338	501	40	28	1	2	22	29
東京都	827	107	921	1 417	56	53	5	6	105	162
神奈川県	372	149	309	384	61	52	2	6	42	52
新潟	36	7	93	107	25	16	9	40	13	13
富山	16	—	53	71	7	5	4	8	4	4
石川	8	2	62	103	5	4	1	1	8	7
福井	28	11	61	84	9	9	1	1	4	7
山梨	36	—	80	120	5	1	1	1	5	5
長野	11	2	111	141	6	2	6	46	12	12
岐阜	40	31	161	266	15	16	1	3	12	15
静岡県	76	14	226	286	38	35	—	—	19	23
愛知県	221	27	300	376	31	25	—	—	37	51
三重	73	21	158	209	29	10	—	—	4	5
滋賀	14	2	89	106	5	4	1	1	7	7
京都	128	22	140	166	13	13	1	4	10	19
大阪	944	71	310	368	43	45	3	7	80	150
兵庫県	287	40	283	409	20	17	2	3	33	51
奈良	2	3	221	242	10	7	—	—	5	5
和歌山	44	5	79	128	26	17	1	5	7	7
鳥取	33	—	41	45	3	2	2	1	1	1
島根	2	2	44	54	3	3	3	11	4	4
岡山	85	12	150	171	4	2	2	3	3	3
広島	109	4	162	191	30	17	5	6	7	8
山口	56	9	95	121	12	9	3	2	7	8
徳島	11	6	34	41	13	12	1	1	1	1
香川県	36	2	57	67	12	6	—	—	9	9
愛媛	47	6	82	96	4	3	3	2	10	10
高知	4	5	40	52	11	20	2	10	7	9
福岡	94	11	213	275	51	53	17	10	40	47
佐賀	—	—	61	68	7	7	1	2	3	8
長崎	24	7	52	82	10	11	1	1	12	15
熊本	87	—	65	79	12	11	6	34	6	6
大分	40	2	64	81	7	9	2	4	11	11
宮崎	3	3	48	52	21	17	2	1	4	4
鹿児島	18	1	66	92	22	18	7	15	18	20
沖縄	28	10	58	67	34	41	11	24	8	10
計	5 034	739	6 937	9 067	861	705	123	268	717	935

動件数及び救助人員

(昭和60年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
22	25	145	31	1	1	122	92	1 142	656
4	4	3	3	1	1	16	15	121	128
3	3	2	3	2	3	4	3	179	78
4	4	21	16	—	—	52	55	346	300
1	1	—	—	—	—	10	11	73	76
2	2	1	1	—	—	9	9	88	92
1	1	1	3	—	—	21	18	167	181
6	6	1	1	—	—	21	21	311	291
—	—	1	1	—	—	21	28	227	195
—	—	6	—	1	13	36	37	202	176
24	25	7	8	2	2	54	50	685	644
17	18	15	16	1	1	63	65	702	683
328	352	27	36	—	—	257	265	2 526	2 398
42	45	2	2	1	1	73	73	904	764
3	5	2	2	—	—	46	37	227	227
1	1	—	—	—	—	15	9	100	98
3	3	4	5	—	—	12	11	103	136
—	—	4	2	—	—	10	13	117	127
2	2	4	—	—	—	34	32	167	161
—	—	—	—	—	—	25	28	171	231
1	1	2	3	—	—	31	32	263	367
10	10	9	13	—	—	36	35	414	416
18	37	1	1	1	2	33	31	642	550
5	5	4	3	—	—	22	16	295	269
1	1	1	2	—	—	14	14	132	137
24	26	—	—	—	—	32	32	348	282
82	96	20	27	1	—	115	101	1 598	865
39	43	16	15	—	—	111	110	791	688
6	6	1	3	—	—	22	33	267	299
4	4	2	4	1	2	25	19	189	191
1	1	—	—	2	3	2	1	85	54
—	—	1	1	—	—	8	10	65	85
6	6	—	—	—	—	13	16	263	213
6	6	3	7	—	—	26	24	348	263
4	4	4	4	—	—	20	20	201	177
1	1	1	1	—	—	7	6	69	69
2	2	3	3	—	—	10	9	129	98
3	3	1	1	—	—	21	19	171	140
3	3	1	2	1	1	19	15	88	117
17	19	8	7	2	5	111	109	553	536
—	—	—	—	—	—	8	9	80	94
6	6	1	1	—	—	17	18	123	141
5	5	1	2	—	—	18	15	200	152
4	4	2	5	—	—	10	10	140	126
—	—	1	1	—	—	22	20	101	98
4	4	15	15	—	—	23	27	178	192
3	3	5	11	2	5	185	186	334	357
718	793	349	262	19	40	1 867	1 809	16 625	14 618

附属資料27 1985年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
ソ ウ ル (大 韓 民 国)	605	965	2 451	3 201
東 京(23区) (日 本)	597	819	17 914	5 098
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	716	13 342	58 179
パ リ (フ ラ ン ス)	762	610	6 760	18 294
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1 067	542	6 643	9 998
シ カ ゴ (ア メ リ カ)	590	300	5 100	30 235
横 浜 (日 本)	430	296	2 988	1 126
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	618	256	1 244	5 384
大 阪 (日 本)	212	254	3 578	1 770
名 古 屋 (日 本)	328	206	2 241	1 047
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	185	3 547	6 559
ヒ ュ ー ス ト ン (ア メ リ カ)	1 484 ('84年)	179	3 414	40 889
ヨ ハ ネ ス ブ ル グ (南 ア フ リ カ)	573	171	543	3 304
フィラデルフィア (ア メ リ カ)	334	164	2 870	20 814
札 幌 (日 本)	1 118	150	1 582	472
ケ ン ト (イ ギ リ ス)	3 731	149	1 067	9 154
京 都 (日 本)	611	147	1 754	239
神 戸 (日 本)	544	139	1 238	847
福 岡 (日 本)	336	111	924	404
川 崎 (日 本)	136	106	1 333	402
北 九 州 (日 本)	480	105	908	409
モ ン ト リ オ ー ル (カ ナ ダ)	192	101	1 904	4 618
広 島 (日 本)	736	101	1 070	513
ブ リ ス ベ ー ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	1 220	73	759	2 946
サ ン フ ラ ン シ ス コ (ア メ リ カ)	127	75	1 632	7 038
ロ ッ テ ル ダ ム (オ ラ ン ダ)	273	57	575	2 424
エ ド モ ン ト ン (カ ナ ダ)	681	56	940	2 650
オ ス ロ (ノ ル ウ ェ ー)	453	45	445	1 327
オ タ ワ (カ ナ ダ)	79	31	581	1 586
ボ ン (西 ド イ ツ)	141	29	286	602

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都市の火災状況

出 火 率 (人口1万 人当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
3.3	64	6.6	50.0	電 気	油 脂	た ば こ
6.2	92	11.2	55.4	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
81.3	206	28.8	282.4	放火(疑含)	た ば こ	電 気
29.9	90	14.8	203.3	不 明	放 火	電 気 故 障
18.4	29	5.4	344.8	た ば こ	電 気 故 障	調 理 過 熱
100.8	136	45.3	222.3	た ば こ	調 理 用 こん	放 火
3.8	35	11.8	32.2	放火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
21.0	23	9.0	234.1	た ば こ の 投 捨 て	電 気 故 障	調 理 過 熱
7.0	53	20.9	33.4	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
5.1	25	12.1	41.9	放火(疑含)	た ば こ	火 あ そ び
35.5	35	18.9	187.4	電 熱 器	マ ッ チ	燃 焼 物
228.4	38	21.2	1076.0	放 火	火 気 放 置	放 火 の 疑 い
19.3	32	18.7	103.3	裸 火	放 火	電 気 故 障
126.9	100	61.0	208.1	放 火	た ば こ	電 気 故 障
3.1	8	5.3	59.0	た ば こ	放 火 (疑 含)	火 あ そ び
61.4	56	37.6	163.5	放 火 の 疑 い	火 気 使 用 器 具	不 明
1.6	18	12.3	13.3	放 火 (疑 含)	た ば こ	こ ん ろ
6.1	15	10.8	56.5	放 火 (疑 含)	た ば こ	火 あ そ び
3.6	17	15.3	23.8	放 火 (疑 含)	こ ん ろ	た ば こ
3.8	11	10.4	36.5	放 火 (疑 含)	た ば こ	こ ん ろ
3.9	12	11.4	34.1	こ ん ろ	放 火 (疑 含)	火 あ そ び
45.7	21	20.8	219.9	放 火 (疑 含)	た ば こ	子 供 の 火 遊 び
5.1	10	9.9	51.3	こ ん ろ	火 あ そ び	放 火 (疑 含)
40.4	8	11.0	368.3	火 気 設 備 以 外	火 気 設 備 (不 明 を 含) む	マ ッ チ
93.8	6	8.0	1173.0	た ば こ	調 理 器 具	特 殊 器 具
42.5	4	7.0	606.0	子 供 の 火 遊 び	不 明	電 気 故 障
47.3	5	8.9	530.0	放 火	調 理 過 熱	た ば こ
29.5	7	15.6	189.6	不 明	電 気 器 具	た き 火
51.2	5	16.1	317.2	電 気 故 障	放 火	調 理 油 過 熱
20.8	7	24.1	86.0	不 明	不 注 意	放 火